



2012

オリックス生命の現状

〈平成23年度決算報告〉

オリックス生命保険株式会社

ORIX Life Insurance Corporation

ほかにはないアンサーを。

オリックスグループの一員として、

当社は生命保険事業を通してステークホルダーの皆さまに

「ほかにはないアンサー」をご提供してまいります。

オリックス生命の会社概要

名 称	オリックス生命保険株式会社
本 社 所 在 地	東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ
設 立	1991年4月12日
代 表 取 締 役 社 長	大藤 俊行
資 本 金	325億円
株 主	オリックスグループ出資比率100%

総資産

5,229億円

保有契約高(個人保険)

4兆6,957億円

保険料等収入

1,181億円

ソルベンシー・マージン比率

519.8%

従業員数

746名

募集代理店数

6,675店

INDEX オリックス生命の現状2012

ごあいさつ	2
オリックスグループの企業理念	3
オリックスグループのご紹介	4
トピックス	6
社会貢献活動	8
オリックス生命CS宣言、勧誘方針	10

2011年度決算のご報告

2011年度の事業概況	11
契約の状況(個人保険)	13
収益の状況	14
資産・負債の状況	15
健全性について	16
企業価値の指標 エンベディッド・バリュー (EV)	18

お客さまにご満足いただくために

お客さまの声にお応えする態勢	20
保険金・給付金の支払態勢について	22
お客さまへの情報提供	26
販売形態	28
教育・研修の概略	31
新規商品の状況	32
保険商品一覧	34

コーポレートガバナンスの強化について

法令等遵守の態勢	38
リスク管理の態勢	40
情報システムに関する状況	43
反社会的勢力に対する基本方針	43
利益相反管理態勢について	44
金融ADR制度への対応	45
個人情報保護について	46
個人情報の取扱いについて	47

会社概要

会社沿革	49
主要な業務の内容	50
経営の組織	50
取締役および監査役	51
執行役員	51
従業員の在籍・採用状況	51
平均給与(内勤職員)	51
平均給与(営業職員)	51
店舗網一覧	52
資本金の推移	52
株式の状況	52
主要株主の状況	52

諸データ



ごあいさつ

東日本大震災から1年以上が経過しましたが、被災された地域の皆さま、ご家族の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、復興に対する皆さまの力強い「絆」に対し、心から敬意を表します。

皆さまには、日頃よりオリックス生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社では、2011年度の決算の概況、および当社の主な経営活動をご報告申し上げるため、ディスクロージャー誌「オリックス生命の現状 2012<平成23年度決算報告>」を作成いたしました。ご高覧の上、より一層のご理解をいただければ幸いです。

当社は、1991年に、オリックスグループの生命保険会社として営業を開始して以来21年が経過しました。この間、生命保険業界を取り巻く環境には厳しいものがありましたが、社会から信頼される会社を目指し、健全経営と安定した成長の実現に取り組んでまいりました。

日本経済は、未曾有の震災から力強く復興を続けておりますが、このような中、当社は、引き続きお客さまの生命保険に対するニーズに的確に応え、シンプルでわかりやすい保険商品を提供し、皆さまの安心、安定の確保に貢献してまいりたいと考えております。

2011年度は、主力商品の「医療保険 CURE [キュア]」の販売が、引き続き好調に推移しました。5月に「インターネット申込専用定期保険 Bridge [ブリッジ]」を発売するとともにインターネットからのお申込みサービスを開始しました。また、10月には、「引受基準緩和型終身保険 RISE Support [ライズ・サポート]」の販売を開始しました。

CUREシリーズに加え、がん保険ビリーブや定期保険ファインセーブ等がご好評をいただき、2010年9月に100万件を達成した保有契約件数が1年7カ月後の2012年4月には150万件を突破することができました。あらためて、皆さまの当社に対するご愛顧、ご支援に対し、厚く御礼申し上げます。

今後も経営の健全性の確保に努め、お客さまから信頼され、ご満足いただける生命保険会社を目指してまいりますので、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
大藤 俊行

オリックスグループの企業理念

企業理念

オリックスは、たえず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献してまいります。

経営方針

1. オリックスは、お客さまの多様な要請に対し、たえず質の高いサービスを提供し、強い信頼関係の確立を目指します。
2. オリックスは、連結経営により、すべての経営資源を結集し、経営基盤の強化と持続的な成長を目指します。
3. オリックスは、人材の育成と役職員の自己研鑽による資質の向上を通じ、働く喜びと誇りを共感できる風土の醸成を目指します。
4. オリックスは、この経営方針の実践を通じて、中長期的な株主価値の増大を目指します。

行動指針

Creativity

先見性と柔軟性を持って、たえず創造力あふれる行動をとろう。

Integration

お互いの英知と情報を結合させ、人間的なふれあいを通じて、グループ力を高めよう。

これまでの精神を土台として目指す企業像を明確化

EC21 *Excellent Company*

EC21 (Excellent Company 21)

オリックスでは、「21世紀におけるExcellent Company」を目指すために、企業行動憲章ともいうべき「EC21」を定めています。

「EC21」では、「企業理念・経営方針・行動指針」を踏まえて、「オリックスが目指す企業像」を明確にし、これを実践するための「企業行動規範」、「役職員行動規範」および「役職員行動実践」を定めています。

オリックスが目指す企業像

誇り

市場に高く評価される新しい価値の創造によって経済的なインパクトを生み出し、「誇り」ある活動を行う企業。

信頼

株主・お客さま・従業員などを含め社会の多様な期待に応える高い能力と謙虚な姿勢を持ち、関係する人々から「信頼」される企業。

尊敬

社会的な規範を守り、公正かつ透明な活動を行う優れた社風を持ち、社会との調和を保って、広く世の中から「尊敬」される企業。

オリックスグループのご紹介

オリックスは、1964年に創業して以来、日本におけるリース業界のパイオニアとして、その普及・発展に重要な役割を果たしてまいりました。この間、経済環境はめまぐるしく変化し、お客さまのニーズも複雑化・多様化の一途をたどってきました。

私たちはこのようなニーズの変化に対応するとともに、常に何か新しいことを手がけたいと考えてきました。そして私たちが蓄積してきたノウハウを十分に生かせる分野に注力し、金融サービス分野を中心に新しいビジネスを追求してまいりました。

海外においても、1971年の香港進出を皮切りにアジア各国にリースを普及させました。

現在では日本を含む世界27カ国・地域に拠点を設け、リースにとどまらず、融資、レンタル、自動車、不動産、生命保険、銀行、環境・エネルギーなど、多角的に事業を展開しています。

このように私たちは、グループ各社がそれぞれの担当分野においてさらに専門性を高めるとともに、連携することで生まれるシナジー効果を最大限に発揮し、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて新しい価値を創造し、社会に貢献できる企業グループを目指しています。

オリックスグループ概要

(2012年3月現在)

会社名	オリックス株式会社 (英文名 ORIX Corporation)	従業員数	17,488 名
本社所在地	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル	発行済株式総数	110,254,422株
代表者	取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO 宮内 義彦 取締役 兼 代表執行役社長・グループCOO 井上 亮 取締役 兼 代表執行役副社長・グループCFO 浦田 晴之	上場証券取引所	東京・大阪 市場第一部(証券コード:8591) ニューヨーク(証券コード:IX)
決算期	3月	事業内容	多角的金融サービス業
株主資本	1,396,137百万円	グループ会社	連結会社721社 関連会社96社
		拠点数	国内1,222拠点 海外290拠点(26か国・地域)
		URL	http://www.orix.co.jp/

オリックスグループでは生命保険事業の他にさまざまな金融商品やサービスを展開しています。

1 金融商品・サービス

① 預金

オリックス銀行では、「インフラコストを可能な限り抑えて、より魅力的な金融商品を提供する」というコンセプトのもと、個人および法人のお客さまに、高水準な金利の円定期預金[eダイレクト預金]「法人eダイレクト預金」をご提供しています。どちらの商品もインターネット取引専用ですので、口座開設・定期預金作成などの手続きをご自宅や職場などで行うことができます。



② 住宅ローン・無担保ローン

オリックス銀行では、不動産投資用の住宅ローン「アパートローン」や「投資用セカンドハウスローン」などお客さま一人一人のライフプランに沿ったオーダーメイド型の住宅ローンをご提供しています。

また、2012年3月からはより幅広いお客さまを対象とした「オリックス銀行カードローン」の取り扱いをスタートしました。そのほか、借り換え専用の「バンクプレミア」や「教育ローン」「多目的ローン」をご提供しています。

③ ローンカード

オリックス・クレジットでは、リーズナブルな金利とゆとりあるご利用枠が特徴の「オリックスVIPローンカード」をはじめ、インターネット取引に特化した「カードレスVIP」や個人事業主向けの「ORIX CLUB CARD」など、多彩でユニークな商品をご提供しています。



2 その他、生活を豊かにするサービス

① マンション・戸建

オリックス不動産は、住まいづくりの専門家として常に新しい居住空間の提案・設計にチャレンジしています。規格化されたコンセプトやデザインではなく1件1件手作り感覚で練り上げる商品企画を大切に、地域や立地に応じたオンリーワンの住まいをご提供します。



淀屋橋マンションプロジェクト(仮称)

② ホテル・旅館

オリックス不動産は、全国6都市で展開するビジネスホテル「ブルーウェーブイン」、札幌、大阪のシティホテル「クロスホテル」、リゾートホテル「ホテルリゾリックス車山高原(茅野)」「ブルージンホテル(豊岡)」「三田ホテル(三田)」「ホテル ユニバーサル ポート(大阪)」、サービスアパートメント「ハンドレッドステイ東京新宿」、温泉旅館「杉乃井ホテル(別府)」「御宿東鳳(会津)」「大月ホテル 和風館(熱海)」「ホテル ミクラス(熱海)」「蓼科グランドホテル滝の湯(茅野)」を運営しています。



クロスホテル札幌



杉乃井ホテル

③ 研修施設

オリックス不動産は、“理想的な研修環境”を追求した宿泊型研修施設「セミナーハウス クロス・ウェーブ」を運営しています。“ほどよい緊張とリラックス”をコンセプトに、研修や会議に必要な環境を整え、府中、船橋、幕張、梅田の4カ所でサービスをご提供しています。



クロス・ウェーブ府中

④ 水族館

オリックス不動産は、神奈川県とのPFI事業である「新江ノ島水族館」を運営しており、地域密着型的水族館として人気を集めています。「新江ノ島水族館」での運営ノウハウを生かし、2012年3月には京都市の梅小路公園内に「京都水族館」を、5月には東京スカイツリータウン内に「すみだ水族館」を開業しました。



京都水族館

⑤ ゴルフ場

オリックス・ゴルフ・マネジメントでは、全国にゴルフ場39カ所、練習場2カ所、インドアスクール1カ所を展開しています(2012年4月1日現在)。一般プレーヤーやアスリートプレーヤー、接待やプライベートなどあらゆるゴルフスタイルにお応えすべく、幅広いカテゴリーのゴルフ場を運営しています。



武蔵OGMゴルフクラブ



富士OGMエクセレントクラブ 伊勢大蔵コース

⑥ 高齢者住宅

オリックス・リビングは、生活・介護・医療サービスを連携した有料老人ホーム「グッドタイム リビング」と、アクティブシニアを対象にした高齢者向け賃貸住宅「プラテシア」を首都圏と関西圏に20カ所運営しています(2012年3月31日現在)。「新しい介護の常識」を創造し、「安心と賑わいのある暮らし」をご提供します。



GOOD TIME LIVING



安心と賑わいの「オリックスの介護」

⑦ カーリース/レンタカー /カーシェアリング

オリックス自動車では、お客さまに充実したカーライフを送っていただくための各種サービスをご提供しています。日常的に長時間クルマを利用する方にはカーリースがおすすめです。個人向けカーリースの「いまのりくん」ならライフステージの変化にあわせて、お好きなクルマを2年ごとに乗り換えることができます。旅行や出張など、スポットでのご利用にはレンタカー。全国約900拠点のオリックスのレンタカーネットワークで、メーカーを問わない多彩なラインナップから、最適な1台をお選びいただけます。短時間の利用が多い方はカーシェアリング。「オリックスカーシェア」はガソリン代・駐車場代・保険・整備代など、クルマの維持費が全て不要です。首都圏・中部・近畿エリアを中心に約1,000カ所のクルマを、最短30分から15分単位で、24時間いつでもご利用いただけます。



カーシェアリング カードタッチ自動車

⑧ オリックス・パファローズ

オリックス・パファローズでは、プロ野球を「エンターテイメント」として捉え、野球が持つ「感動」と「興奮」、そして「夢」をお届けします。また社会的責任の一環として、地元・地域の発展、スポーツ文化の啓蒙などに積極的に貢献しています。



オリックス・パファローズ

トピックス

1 東日本大震災に関する当社の対応

東日本大震災の対応として、オリックス生命では以下のとおり取り組んでおります。

(1)被災地にお住まいのお客さまがご無事かどうかの確認のため、電話や書面による連絡を実施、それら複数回で連絡がつかないお客さまについては社員がご自宅およびその周辺を訪問し、勤務先や市区町村役場等に

聞き取りを実施、などさまざまな手段を通じて、お客さまの安否確認に全社を挙げて取り組んでまいりました。

◆東北3県のお客さま数/安否確認動員延べ職員数…約18,000人/約3,700人

(2)被災されたお客さまの置かれた状況に応じて、以下のような特別措置を実施いたしました。

- ◆災害死亡保険金等の全額支払い
- ◆保険料払込猶予期間の延長

- ◆保険金・給付金・契約者貸付金の簡易手続き
- ◆契約者貸付(新規貸付)に対する特別金利の適用
- ◆入院給付金の便宜的取り扱い

(3)2012年3月末時点で15件(約8,800万円)の保険金をお支払い済みです。

今後も引き続き、被災されたお客さまが一刻も早くご

安心いただけるよう、被災地の1日も早い復興のため、オリックス生命は各種支援に取り組んでまいります。

2 ネット保険の取扱い開始

2011年5月9日より、インターネットによる保険申込みサービスを開始しました。

取扱い商品は、新商品「インターネット申込専用定期保険 Bridge」のほか、「医療保険 CURE」「医療保険 CURE Lady」「医療保険 CURE Support」「がん保険 Believe」の5商品でスタートしましたが、10月2日からは「終身保険 RISE Support」

が加わって6商品のラインナップとなりました。

本サービスにより、空いた時間にインターネットで簡単に保険の申込みができ、即日の保障開始が可能となりました。



3 新商品(シンプルでわかりやすい保険)の販売、商品・サービスの取扱い拡大

①シンプルでわかりやすい新商品の販売

*ブリッジ

2011年5月9日より、当社初となる「インターネット申込専用定期保険 Bridge」の販売を開始しました。シンプルな定期保険を、インターネット申込専用とすることで、低廉な保険料を実現しました。



*ライズ・サポート

2011年10月2日より、「終身保険 RISE Support」と同じ保障内容の特約で「医療保険 CURE Support」に付加できる「引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)」の販売を開始しました。「終身保険 RISE Support」は、持病がある方や入院・手術経験がある方がご加入しやすいよう、告知いただく項目を限定し、引受基準を緩和した終身保険です。対面チャネルおよびインターネットを含む通販チャネルにて取り扱います。



②商品・サービスの取扱い拡大

*2011年10月より、ご契約者専用サービス「マイページ」をスタートしました。これはインターネット上で住所変更、生命保険料控除証明書の再発行、各種必要書類のお取り寄せをはじめ、ご契約内容の確認もできる便利なサービスです。オリックス生命のご契約者さまでパソコンのインターネット環境があれば「マイページ」をご利用いただけ、登録料・使用料は無料です。

*2012年1月2日より、「医療保険 CURE」「医療保険 CURE Lady」の契約可能年齢を70歳までから75歳までへ拡大しました。

*2012年1月2日より、66歳~75歳の方も告知書扱で死亡保障をお申込みいただけるよう契約可能年齢を拡大しました。

③再査定制度および再審査制度の導入

2012年4月23日より、お客さまが保険金等のお支払結果に納得できない場合に再査定を請求できる「再査定制度」と、第三者で構成された支払諮問会議に再審査請

求できる「再審査制度」を導入しました。(詳しくはP.23をご覧ください。)

4 当社商品・サービスは高い評価を得ています

①当社商品に対して専門家が高い評価

当社商品は、保険に詳しいFPや保険ジャーナリスト、乗り合い代理店経営者などが選ぶ雑誌の保険特集における保険商品ランキングで、医療保険 CUREが1位に選ば

れているほか、がん保険 Believe、FineSave、Bridgeなど多くの商品が上位にランクインしています。

②当社サイトやコールセンターが三つ星評価

世界最大のサポートサービス業界のメンバーシップ団体Help Desk Institute(HDI)の日本法人HDI-Japanが主催する「サポートポータル/問合せ窓口格付け

2011年度」において、「サポートポータル格付け」(Webサイト)と「問合せ窓口格付け」(電話窓口)の2部門で、最高評価の『三つ星』を取得しました。

③お客さまの満足度も高くなっています

2011年10月11日～2012年2月末日の期間、お客さま満足度調査を実施しました。調査の内容は、給付金のご請求における総合的満足度、

ご請求の対応・請求書類の記入方法・お支払いの早さに関する満足度などで、いずれも高い満足度となっています。(詳しくはP.21をご覧ください。)

5 お客さまから身近になりました

①代理店の増設

代理店を積極的に増設した結果、2011年度1,163店増加し

て2012年3月末の代理店数は全国で6,675店となりました。

②銀行窓販の取扱い先の拡充

当社商品を取り扱う銀行も拡充した結果、2011年4月以降2012年6月末までに、西京銀行、名古屋銀行、長崎銀行、福岡中央銀行、長野銀行、利根郡信用金庫、熊本ファ

ミリー銀行、親和銀行、滋賀銀行、七十七銀行、りそな銀行、近畿大阪銀行、琉球銀行、広島銀行、高山信用金庫、紀陽銀行(取扱い順)で当社商品の取扱いを始めました。

③通信販売の拡充

従来の電話やインターネットを通じた資料郵送による保険申込みに加えて、2011年5月にはインターネットによる保険申込みを開始しました。また、10月からは当社

サイト以外の通販代理店からもインターネットによる保険申込みができるようになりました。

6 増資による財務基盤の強化

2011年11月24日、オリックス株式会社を引受先とする第三者割当により100億円の増資を実施しました。この結果、資本金および資本準備金の合計額は、512億4百万円

になりました。今回の増資は、今後の業容の拡大に備え、財務基盤の強化を目的としたものです。

7 本社移転

2012年6月下旬に本社を西新宿から移転し、7月から港区赤坂2-3-5赤坂スターゲートプラザで営業を行っています。

赤坂スターゲートプラザは新しいビルで、霞ヶ関にも近く、地下鉄溜池山王駅から徒歩1分と便利な場所にあります。

新しいオフィス環境のもと、お客さまへのより一層のサービス向上を図ってまいります。



社会貢献活動

当社は、社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

また、オリックスグループは、2006年4月に「オリックス社会貢献基金」を設立し、今後さらに持続的に活動していくために、2010年4月に「一般財団法人オリックス財団」を設立し、2010年12月1日に公益認定を受け、公益財団法人として活動を続けています。当社もオリックスグループの一員として社会貢献活動や社員ボランティア活動を支援しています。

2011年度のオリックス社会貢献基金での主な活動は以下のとおりです。

東日本大震災支援の一環として岩手県、宮城県の福祉施設などに福祉車両を寄贈

オリックス財団では、東日本大震災の被災地支援の一環として、オリックスグループ役員から募った義援金(約19百万円)およびオリックス財団の資金(約1億円)をもとに、特に車輛被害の大きかった宮城県、岩手県沿岸部の障がい者施設、高齢者介護施設などに対して福祉車両19台、一般車両16台、合計35台を寄贈いたしました。10月下旬から順次納車が始まり、年内には全ての車輛を納車する目処がついたことから、2011年11月18日、仙台市福祉プラザで、仙台市、名取市の施設(計15台)合同で、施設職員、利用者など約40名参列し、寄贈式を実施しました。施設利用者の送迎等に早速利用していただいております。



東日本大震災被災地に社員ボランティアを派遣しました

オリックスグループとして、ゴールデンウィーク10日間、夏季9日間で合計65名の社員ボランティア団を派遣しました。宮城県石巻市を中心に活動を行い、団結して効率的な作業を行い、皆さまでに喜んでもらえる実績を残すことができました。

また、復旧・復興支援の一環として、社員が被災地でボランティア活動した際にかかる費用の一部を負担し、2011年度の活動実績は、人数延べ473名、活動延べ1139日となりました。



新日本フィルハーモニー交響楽団の被災地ミニコンサートを支援

オリックス財団では、東日本大震災の被災地支援の一環として、新日本フィルハーモニー交響楽団と連携し、ミニコンサートを開催しました。仙台市内でも被害が大きかった地域の病院や市民センターを中心に、2011年11月と12月に計6カ所で開催し、地元の方が多く来場してくださいました。

本ミニコンサートは、仙台市からスタートしましたが、今後、順次開催エリアを拡大していく予定です。

音楽を通じて被災地の皆さまでに安らぎのひとときを、今後もお届けしてまいります。



東北復興支援「未来チャリティーフェスタ」を実施

オリックス財団は、継続した東日本大震災復興支援活動の一環として、2012年3月23日、24日の2日間、岩手県・宮城県・福島県の物産展と、グループ社員から寄付された品のフリーマーケット、募金を実施し、役職員および近隣住民の皆さまでに2日間で延べ約700名ご来場いただきました。

売上全額を、岩手県・宮城県・福島県の震災孤児・遺児基金に寄付いたしました。



児童養護施設などの児童と社員ボランティアが野球観戦を楽しみました

毎年、オリックス・バファローズの野球観戦に、児童、障がい児を招待しています。2011年度は週末のデーゲームに関西圏の児童養護施設、障がい児施設など計42施設から約420名の子どもたちと、夏休みには長崎県内の児童養護施設9施設から約60人の子どもたちを招待しました。

また、毎年、グループ社員のボランティアも参加してくれています。今年は延べ30名が参加し、子どもたちの安全に配慮し球場内の誘導を行ったり、コミュニケーションを取ったりしながら一緒に野球観戦を楽しみました。



「沖縄サンゴ礁再生プロジェクト」に児童養護施設、母子生活支援施設の児童が参加

オリックス財団は、2012年1月28日、3月17日沖縄県浦添市において、サンゴ礁再生・児童体験プログラムを開催し、沖縄県下の児童養護施設6施設から児童50名を招待しました。

本プログラムは、移植するサンゴ苗作りを子どもたちに体験してもらうのと同時に、沖縄の海について学び、自然環境に関する理解を深めた上で、大切なサンゴ礁のために自らができることを体験し、学習することをコンセプトにしています。

今後も社員ボランティアの協力を得ながら、子どもたちが楽しく学び、体験できる場をご提供してまいります。



「肢体不自由児・者の美術展」で、2作品に「オリックス賞」を授与

社会的ハンディキャップのある方への支援の一環として、2007年度から「肢体不自由児・者の美術展」を支援し、毎年2作品に「オリックス賞」を授与しています。本美術展は、障がいのある方々が美術作品の創作に親しみ、自己表現の機会を広げ、社会に参加していくことを目的としています。2011年度は12月8日に川崎市市民ミュージアムで表彰式典が行われ、12月11日までの4日間、同劇場で展示会が開催されました。



書き損じハガキの収集でタイの児童に“ダルニー ORIX奨学金”を支援

国際協力の一環として、タイ東北地方のオリックス校(2007年・2008年寄贈)児童に“ダルニーORIX奨学金”による就学支援を実施しました。タイでは未だ小・中学校に通えない子どもたちがたくさんいます。昨年はタイ大洪水があったため、タイの現地法人での募金と、グループ全社より収集した書き損じハガキ約1800枚等の換金額に財団からの拠出金を加え、2011年度は21人のタイ児童への奨学金支援を行いました。



オリックス生命CS宣言

私たちは、「お客さまがオリックス生命を選んで良かったとご納得・ご満足されること」が一番大切であると考えます。そのため、私たちは、お客さまの保護および利便性の向上を目指して、お客さまに信頼していただける保険会社であり続けられるように、以下の実践に全力を尽くします。

- お客さま本位の適切かつ適正な勧誘活動の推進
- お客さまにとって利用しやすい各種サービス体制の構築
- お客さまへの迅速かつ適切な対応
- お客さまのニーズの把握と適切な商品開発
- お客さまの生の業務改善への反映

オリックス生命保険株式会社 代表取締役社長 大藤 俊行

※CS(Customer Satisfaction:顧客満足)

オリックス生命保険株式会社 勧誘方針

I. 基本方針

1. お客さまの意思や経営上のご要望等を尊重し、お客さま本位の適切かつ適正な勧誘を行います。
2. 法令・ルールを遵守し、社会良識に従った公正・公平な勧誘を行います。
3. よりきめ細かく質の高いサービスを提供してお客さまから信頼されるよう、生命保険に関する専門知識の拡充に努めます。

II. 適切な勧誘

1. 具体的な勧誘活動に際しては、方法・場所・時間帯等について、お客さまの立場に立ち、ご迷惑をおかけしないよう心掛けます。
2. 勧誘に際し、お客さまに対して威迫したり困惑させるような行動はいたしません。また、不安感や不快感を与えるような勧誘もいたしません。
3. 生命保険の加入に際しては、お客さまに告知義務があること、そしてこの義務に違反したときには生命保険契約が解除されることを説明し、正しい告知が漏れなく得られるように努めます。

III. 最適な商品の提供に向けたコンサルティング

1. お客さまの生命保険に関する知識、生命保険ご加入の経験、財産の状況、収入・収益状況等にも十分配慮し、お客さまのご意向に沿った商品の勧誘を行います。
2. 未成年者を被保険者とする生命保険契約については、会社が定める適正な保険金額に基づき、適切に募集するよう努めます。
3. 外貨建ての保険、変額保険、投資信託等のように、市場リスクを伴う商品をお勧めする場合には、お客さまの投資経験等にも配慮するとともに、商品の特性・リスク内容等についてご理解いただけるよう、十分な説明を行います。

IV. 募集資料の取扱い

募集資料の取扱いについては、法令および会社の規定に従った適正なものを使用します。

V. 誤解の防止

お客さまに誤解を与えないよう、生命保険とその他の商品を明確に区別して取り扱います。

VI. 重要事項についての説明

商品の仕組みや特徴等、お客さまの判断に影響を与えるような重要事項の説明に際しては、販売・勧誘形態に応じた方法により、内容を正しくご理解いただけるよう努めます。

VII. お客さまに関する情報の保護

業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社の定めるプライバシーポリシーに従って、厳重な管理を行い、プライバシー保護および公正な取引の確保に細心の注意を払います。

VIII. コンプライアンスの重視

お客さまに対して適切な勧誘・販売活動等をしていくため、会社全体でコンプライアンス(法令等の遵守)に取り組み、各種研修等を通じてコンプライアンス態勢の維持・向上に努めます。

IX. 相談窓口

お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の生命保険商品の販売等に反映して参りますので、保険の諸手続きは勿論のこと、ご意見・ご質問、その他苦情等がありましたら、当社担当者あるいはお客様相談窓口までご連絡ください。

お客様相談窓口

☎ 042-548-5572

受付時間: 9:00~17:00
(土日・祝日、年末年始の休業日を除く)

2011年度の事業概況

▶ 経済環境

2011年度の日本経済は、2011年3月に発生した東日本大震災からの復興需要に支えられ、景気回復の兆しがあるものの、原発問題に起因する電力供給不足や欧州経済が

依然として不安定であることから、今後の景気は予断を許さない状況にあります。

▶ 営業の概況

このような経済環境の中、当社の当期の営業概況は以下のとおりでした。

商品面

商品の開発面では、2011年5月に「インターネット申込専用定期保険Bridge [ブリッジ]」を発売しました。また、10月に「引受基準緩和型終身保険(低解約払戻金型) [ライズサポート]」、及び「引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)」を発売しました。

販売面

代理店部門では、優良な代理店の開拓・支援に努めた結果、新規代理店を1,728店設置し、2011年度末の登録代理店は6,675店(うち個人代理店1,934店、法人代理店4,741店)となりました。

▶ 決算業績の概況

収支状況は、収入面では、保険料収入は1,181億円(対前年度比109.5%)、運用収益は138億円(同94.4%)となりました。支出面では、保険金等支払金が757億円(同84.0%)、事業費は361億円(同119.8%)になりました。

当期の経常損失、税引前当期純損失および当期純損失は、それぞれ129億円、98億円、75億円となりました。

責任準備金は、標準責任準備金の積立を維持しています。また、経営の健全性を示す指標であるソルベンシー・マージン比率は、519.8%となりました。

年度末総資産は、前年度末から316億円増加し5,229億円となりました。その構成は有価証券72.8%、貸付金7.3%他です。総資産利回りは2.1%となりました。

▶ 契約の概況

個人保険の新契約は、件数で41万件(対前年度比119.5%)、保険金額で9,693億円(同133.2%)となりました。

個人保険の保有契約は、件数で149万件(対前年度末比

128.2%)、保険金額で4兆6,957億円(同112.7%)となりました。団体保険の保有契約は、団体数で83団体(同88.3%)、保険金額で3,845億円(同104.3%)となりました。

▶ 資産運用の概況

資産運用面では、安定した運用収益確保を目指すため、公社債、貸付金および賃貸用不動産をポートフォリオの核として運用を行っております。上半期の金利低下局面において、金利反転リスク回避のため、一時的に債券のデュレ-

ションを短期化しました。

これに伴うインカム収益の減少を補うために、J-REITの買い増しを実施しました。また、不動産ポートフォリオの入替えを実施した結果、37億円の売却益を計上しました。

▶ 主要な業務の状況を示す指標

■ 2007年度～2011年度における主要な業務の状況を示す指標(会社法基準)

(単位:百万円)

項目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
経常収益	141,446	162,323	145,019	124,746	133,509
経常利益	△ 2,565	△ 21,074	△ 2,645	△ 4,985	△ 12,944
基礎利益	△ 2,608	△ 8,352	△ 1,440	△ 7,258	△ 14,172
当期純利益	△ 2,418	△ 26,508	△ 3,133	△ 613	△ 7,577
資本金及び発行済株式の総数	15,000 300,000株	27,500 800,000株	27,500 800,000株	27,500 800,000株	32,500 1,000,000株
総資産	557,278	507,250	486,930	491,294	522,969
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	514,255	481,085	456,533	456,149	483,239
貸付金残高	121,886	139,749	91,232	60,026	38,028
有価証券残高	341,465	238,466	282,497	312,351	380,636
ソルベンシー・マージン比率	1,217.0%	1,247.4%	1,596.0%	1,404.1% (464.4%)	519.8%
従業員数	568名	640名	674名	746名	746名
保有契約高	4,682,082	4,477,166	4,314,246	4,540,221	5,084,032
個人保険	4,248,198	4,071,804	3,932,111	4,167,578	4,695,741
個人年金保険	4,942	4,179	3,684	3,782	3,742
団体保険	428,941	401,181	378,451	368,859	384,549
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注)1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。

そのため、2007～2010年度、2011年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

なお、2010年度末の()は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定した数値です。

■ 米国会計基準(SEC基準)による主要な経営指標

オリックスグループは、米国の証券取引委員会による決算方式(SEC基準)を採用しているため、当社においても、会社法基準の他にSEC基準での決算を公表しています。

(単位:百万円)

項目	2009年度		2010年度		2011年度	
		対前年比		対前年比		対前年比
営業収益	120,205	92%	123,838	103%	135,808	110%
保険料収入	103,876		107,696		117,397	
資産運用収益	15,046		14,161		16,559	
その他収益	1,283		1,982		1,852	
営業費用	109,758	82%	105,412	96%	113,331	108%
責任準備金繰入額等	63,888		61,772		62,724	
資産運用費用	6,781		2,154		4,640	
その他費用	39,089		41,487		45,967	
税引前当期純利益	10,447	—	18,426	176%	22,477	122%
法人税等	3,876		9,057	234%	1,230	14%
当期純利益	6,572	—	9,369	143%	21,247	227%
総資産	548,549	97%	556,635	102%	602,126	108%
保険契約債務	409,957	93%	398,265	97%	404,586	102%
株主資本(払込資本金)	100,355 (27,500)	112%	110,245 (27,500)	110%	142,471 (32,500)	129%

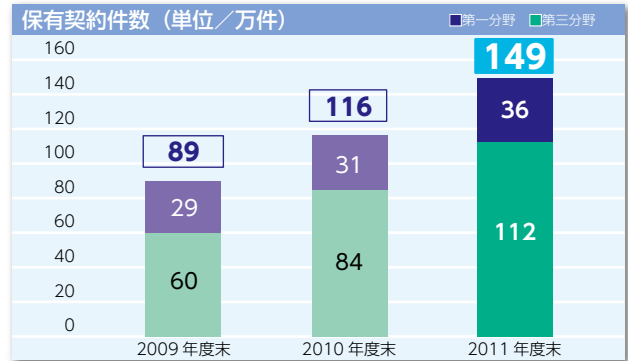
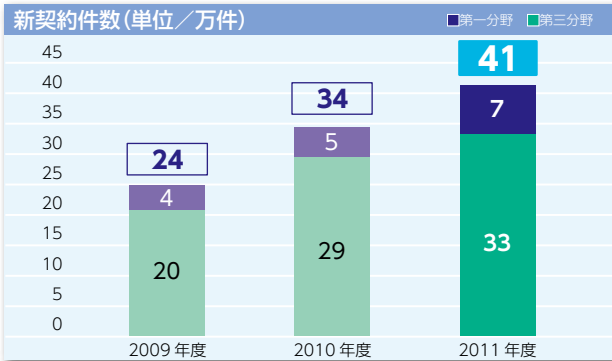
(注)米国の証券取引委員会による決算方式(SEC基準)により作成しております。

契約の状況(個人保険)

▶契約件数について

2011年度は、医療保険キュアシリーズ(「医療保険[CURE Support]」含む、以下同じ)や「Fine Save」、「インターネット申込専用定期保険 Bridge [ブリッジ]」(以下「Bridge」)、「収入保障保険 Keep」(以下「Keep」)の販売が好

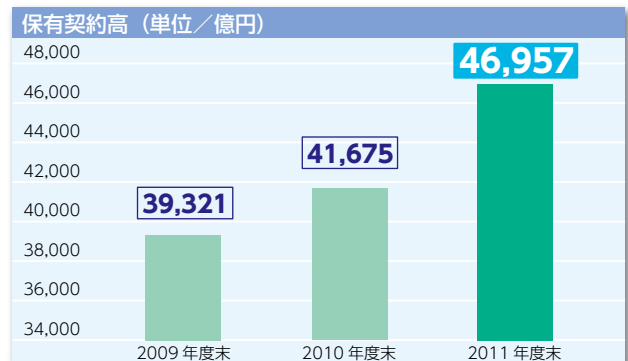
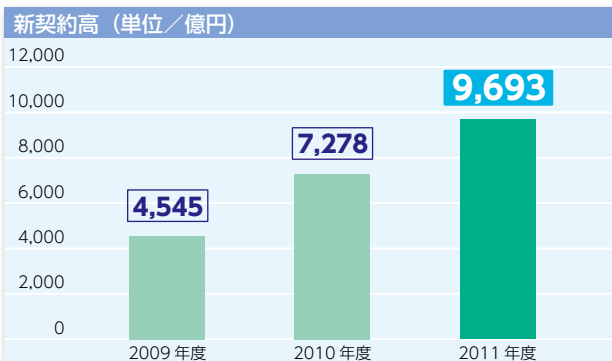
調なことから、新契約件数は前年度比19.5%増の41万件となりました。保有契約件数は、前年度末比28.2%増の149万件となりました。



▶契約高について

2011年度の新契約高は、「Keep」や「Fine Save」「Bridge」の販売が貢献したことから、前年度比33.2%増の9,693億円となりました。保有契約高は、「Keep」や「Fine Save」、「Bridge」

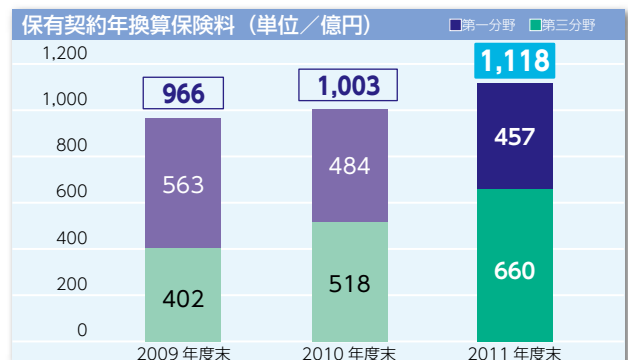
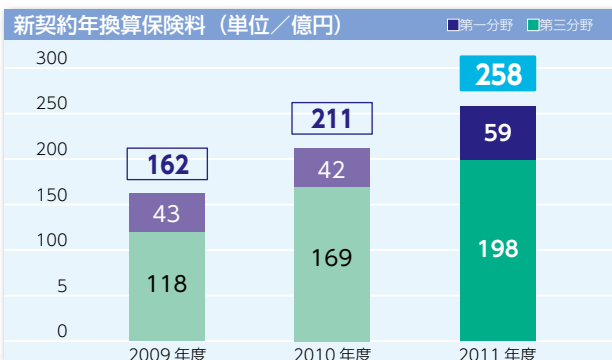
の増加により、前年度末比12.7%増の4兆6,957億円となりました。



▶年換算保険料について

2011年度の新契約年換算保険料は、前年度比22.0%増の258億円となりました。保有契約年換算保険料は、前年度

末比11.4%増の1,118億円となりました。



収益の状況

(単位:百万円)

項目	2009年度	2010年度	2011年度	
			対前年比	対前年比
経常収益	145,019	124,746	133,509	107%
保険料等収入 1	104,159	107,892	118,128	109%
資産運用その他収益	40,859	16,854	15,380	91%
経常費用	147,665	129,731	146,454	113%
保険金等支払金 2	110,369	90,180	75,735	84%
資産運用その他費用 3	37,295	39,550	70,719	179%
経常利益 4	△ 2,645	△ 4,985	△ 12,944	—
特別利益	—	961	3,703	385%
特別損失	32	454	107	24%
契約者配当準備金繰入額	411	583	518	89%
税引前当期純利益	△ 3,089	△ 5,061	△ 9,867	—
法人税等合計	44	△ 4,448	△ 2,290	—
当期純利益 5	△ 3,133	△ 613	△ 7,577	—

1 **1,181 億円**

▶ 保険料等収入

医療保険キュアシリーズ等の保有契約が増加したことから、2011年度の保険料等収入は前年度比9%増の1,181億円となりました。

4 **△ 129 億円**

▶ 経常利益

2011年度は、新契約の販売が好調だったことから、保険料等収入の増加に伴い経常収益は増加しましたが、新契約獲得経費および標準責任準備金の積増負担等の経常費用も増加したため、経常利益は△129億円となりました。

2 **757 億円**

▶ 保険金等支払金

2011年度の保険金等支払金は、解約払戻金や満期保険金の支払い減少等により、前年度比16%減の757億円となりました。

5 **△ 75 億円**

▶ 当期純利益

不動産ポートフォリオの入替えに伴い売却益37億円を特別利益に計上し、また、法人税等合計△22億円を計上しましたが、当期純利益は△75億円となりました。

3 **707 億円**

▶ 資産運用その他費用

前年度は責任準備金戻入であったものが、2011年度は保有契約の増加に伴い270億円の責任準備金繰入に変化したことや、新契約の伸張により事業費が膨らんだため前年度比79%増の707億円となりました。

資産・負債の状況

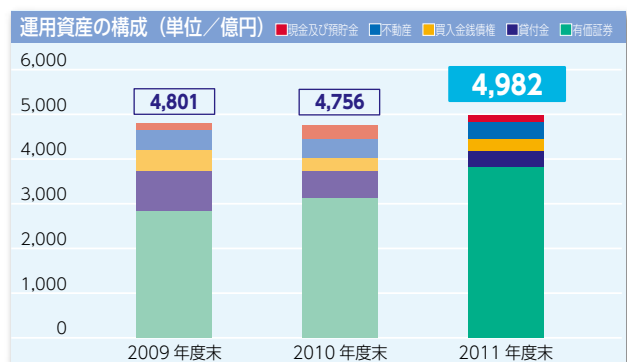
(単位:百万円)

項目	2009年度末	2010年度末	2011年度末	対前年比
資産の部 合計 (総資産)	486,930	491,294	522,969	106%
運用資産	480,195	475,697	498,252	105%
その他	6,735	15,596	24,717	158%
負債の部 合計	478,006	482,045	511,815	106%
責任準備金	456,533	456,149	483,239	106%
その他	21,472	25,896	28,576	110%
純資産の部 合計	8,924	9,248	11,154	121%
資本金	27,500	27,500	32,500	
資本剰余金	13,704	13,704	18,704	
利益剰余金	△ 30,901	△ 31,515	△ 39,092	
その他有価証券評価差額金	△ 1,378	△ 441	△ 957	

1 5,229 億円

▶ 総資産

医療保険等の第三分野商品の販売が好調に推移していること等により、2011年度末の総資産は前年度末比6%増の5,229億円となりました。



2 4,982 億円

▶ 運用資産

2011年度は、ポートフォリオの核となる公社債の残高を増やし、貸付金および外国証券の残高を減らしました。

■ 運用資産の構成

(単位:百万円)

項目	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
有価証券	282,497	59%	312,351	66%	380,636	76%
貸付金	91,232	19%	60,026	13%	38,028	8%
買入金銭債権	46,502	10%	30,171	6%	25,805	5%
不動産	42,833	9%	41,971	9%	37,475	8%
現金及び預貯金	17,129	4%	31,176	7%	16,306	3%
運用資産	480,195	100%	475,697	100%	498,252	100%

● 有価証券 3,806億円

有価証券は、公社債を増やしたことから前年度末比682億円増の3,806億円となりました。

● 貸付金 380億円

貸付金は、前年度末比219億円減の380億円となりました。

3 4,832 億円

▶ 責任準備金

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、積立方式は標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金で積み立てています。その他の契約については、平準純保険料式にて積み立てています。2011年度末は、保有契約が増加したことから、前年度末比6%増の4,832億円となりました。

4 325 億円

▶ 資本金

2011年11月に100億円の増資を行ったことから、資本金は325億円に、資本剰余金は187億円となっています。

5 △9 億円

▶ その他有価証券評価差額金

金利の低下により公社債の時価は上昇しましたが、その他の証券の時価が低下したこと等により、2011年度のその他有価証券評価差額金は△9億円となりました。

健全性について

▶ ソルベンシー・マージン比率

● ソルベンシー・マージン比率 **519.8%**

2011年度末から適用された新基準のソルベンシー・マージン比率は、マージン算入の厳格化とリスク計測の厳格化・精緻化により、519.8%となりました。

■ ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	2010年度末	2011年度末	増減率
ソルベンシー・マージン総額 (A)	29,793	34,898	17.1%
資本金等	9,689	12,112	25.0%
価格変動準備金	1,570	1,660	5.7%
危険準備金	4,012	4,803	19.7%
一般貸倒引当金	928	362	△60.9%
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	△ 630	△ 1,285	—
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△ 609	△ 374	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	43,530	51,890	19.2%
負債性資本調達手段等	—	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 28,699	△ 34,271	—
持込資本金等	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	—	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	12,830	13,427	4.6%
保険リスク相当額 R_1	2,593	2,932	13.1%
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,423	1,877	31.9%
予定利率リスク相当額 R_2	1,694	1,619	△4.5%
最低保証リスク相当額 R_7	—	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	9,993	10,375	3.8%
経営管理リスク相当額 R_4	471	504	7.0%
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	464.4%	519.8%	55.4 ポイント増加

(注) 2011年度末の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び、第190条、及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

なお、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。2010年度末の数値は、2011年度における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2011年3月期に開示した数値です。

ソルベンシー・マージン比率とは?

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式相場の大暴落など通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するひとつの指標のことです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。この比率が200%を下回る場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。

2011年度末決算から(2010年度末決算では参考開示)の新基準では従来基準と比べ、分子となる「ソルベンシー・マージン総額」への一部数値の算入が制限されており、また分母となる「リスクの合計額」へ算入されるリスクの算出係数が大きくなることから、ソルベンシー・マージン比率は従来と比較して、相対的に小さな値として計算されます。

ソルベンシー・マージン比率(%)

$$= \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

諸リスクの意味

リスクの合計額は、保険リスクや予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど、それぞれの通常の予測を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額(R1)

大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額

予定利率リスク相当額(R2)

運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額

資産運用リスク相当額(R3)

株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額

経営管理リスク相当額(R4)

業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

最低保証リスク相当額(R7)

変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額

第三分野保険の保険リスク相当額(R8)

医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野における保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより、給付金支払いが急増するリスク相当額

▶ 格付け

当社は、保険金支払能力や保険財務力について、お客さまに客観的な判断をしていただくために、格付機関に依頼し、「格付け」を取得しています。

格付投資情報センター(R&I)	保険金支払能力	A	Aの定義:保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。
スタンダード&プアーズ(S&P)	保険財務力	A-	Aの定義:保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付け(AAA・AA)に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

※上記は2012年7月1日現在のものです。

※格付けの後に付加されている「+」「-」の記号は、同じ格付け等級内での相対的な位置を示しています。

(注) 格付けは、格付機関の評価であり、保険金の支払いなどについて保証するものではありません。また、格付けは将来の経済環境等の変化により、変更になることがあります。

詳しくは、格付機関のホームページをご覧ください。

▶ 基礎利益

● 2011年度の基礎利益 $\triangle 141$ 億円

基礎利益は、新契約の伸張により、新契約獲得経費および標準責任準備金の積増負担が増加したほか、給付金の支払い増加や利息及び配当金等収入の減少等により赤字幅は拡大し、 $\triangle 141$ 億円となりました。

基礎利益とは?

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・ 保険料収入や保険金・年金・給付金や解約払戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ(戻入れ)、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ・ 資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入(貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます)と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益などを表しています。

▶ 実質純資産

● 2011年度末の実質純資産 716 億円

実質純資産は、前年度末より136億円増加し、716億円となりました。

実質純資産とは?

実質純資産額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質資産負債差額ともいいます。

▶ 逆ざや

● 2011年度の逆ざや 5 億円

貸付金残高が減少するなど平均予定利率の低下以上に、基礎利益上の運用収支等の利回りが低下しました。結果として5億円の逆ざやとなりました。

逆ざやとは?

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます)を、運用収益などで確保する必要があります。この予定利息分を運用収益でまかなえない状態を、「逆ざや」といいます。

ただし、生命保険会社は、事業費の節約で生じる収益や、保険料の計算上予定した死亡者数より実際の死亡者数が下回ることによって生じる収益などがあり、「逆ざや」を埋め合わせることができます。「逆ざや」状態であったとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

(参考) 逆ざや額の算出式

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} * 1 - \text{平均予定利率} * 2) \times \text{一般勘定責任準備金} * 3$$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出します。
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) $\times 1/2$

企業価値の指標 エンベディッド・バリュー (EV)

●エンベディッド・バリュー (EV) 1,862億円

2011年度末のEVは、前年度末より475億円増加し、1,862億円となりました。

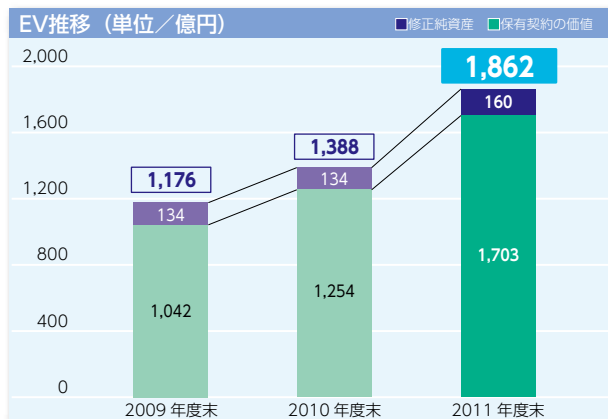
その内訳は、保有契約の価値が1,703億円、修正純資産が160億円です。

2009年度末、2010年度末および2011年度末のEVは、以下のとおりです。

■ EV推移

項目	2009年度末	2010年度末	2011年度末
EV	1,176	1,388	1,862
保有契約の価値	1,042	1,254	1,703
修正純資産	134	134	160
EVのうち年度中新契約の価値	95	154	214

- 「保有契約の価値」＝「保有契約の将来の税引後利益の現在価値」
－「資本コストの現在価値」
「資本コスト」は、前提とするソルベンシー・マージン比率を維持していくために必要な資本に係るコスト(リスク割引率と運用利回りの差から生じる利息差)です。
- 「修正純資産」＝「純資産の部合計(除く評価差額金)」＋「価格変動準備金」
＋「危険準備金」＋「一般貸倒引当金」＋「その他有価証券含み損益」
＋「土地含み損益」－「前5項に係る税効果相当額」



- 「EVのうち年度中新契約の価値」は、EV総額のうち、年度中の新契約のみの価値を表します。
- 上記「保有契約の価値」における「将来の税引後利益」と「修正純資産」の計算に用いる貸借対照表および諸準備金は、日本の法定会計に基づくものです。

エンベディッド・バリュー (EV) とは?

エンベディッド・バリュー (Embedded Value: 以下、「EV」と略) とは、生命保険会社の企業価値・業績を表す指標のひとつで「保有契約の価値」(保有契約からもたらされる将来利益の現在価値)と「修正純資産」(企業の純資産価値)を合計したものです。一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、ヨーロッパやカナダでは、損益計算書等法定の会計情報を補完するものとして、生命保険会社の企業価値を評価する指標のひとつであるEVが使用されています。当社では公正性を確保するため、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EVの計算方法、前提条件の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。

EVの変動要因

2010年度末のEVから2011年度末のEVの変動要因は以下のとおりです。

■ EV変動要因

項目	金額	(※1) 資本の増減
2010年度末EV	1,388	2011年11月に100億円増資実施 : +100億円
①資本の増減(※1)	+100	(※2) 前提条件の変更(+65億円)の内訳
②保有契約価値の割引のリリース	+83	(1) 死亡率、給付率、解約率の変更 : +29億円
③前提条件の変更(※2)	+65	(2) 1件あたり事務コストの低下 : +32億円
④前提条件と実績の差(※3)	+13	(3) 資産運用利回りの低下 : △141億円
⑤2011年度新契約価値	+214	(4) リスク割引率の変更 : +64億円
2011年度末EV(上記項目の合計)	1,862	(5) 法人税率の変更(*1) : +103億円
		(6) 必要資本水準の変更(*2) : △24億円
		(7) その他 : +3億円
		(*1) は税制改正によるもの。
		(*2) はソルベンシー・マージン比率が新基準になった影響
		(※3) 前提条件と実績の差
		主に保有契約の価値への影響額 : +13億円

⚠ 注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。したがって、EVは企業価値を評価する唯一の指標としてではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。

お客さまの声にお応えする態勢

▶お客さまの声にお応えする態勢

当社では、「お客さまに、よりご満足いただける保険会社」を目指して、CS(Customer Satisfaction)活動を強化しています。お客さまから寄せられたご意見・ご要望など

は、商品・サービスの開発・改善を図るうえで、貴重な経営資源であると考え、下記の態勢でお客さまの声にお応えしています。

① CS推進委員会

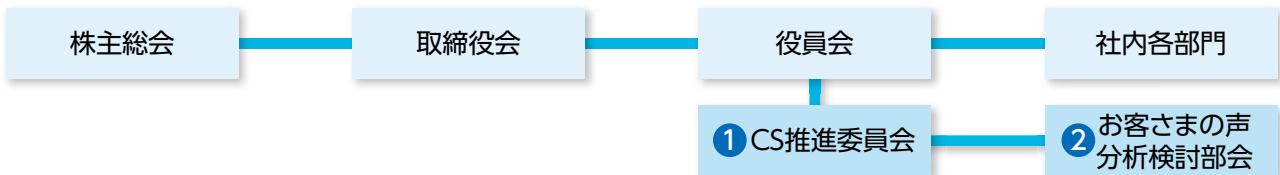
役員会の直轄組織として、社内のCS活動を推進する「CS推進委員会」を設置しています。「CS推進委員会」の主な役割は以下のとおりです。

- ①お客さま満足度に関する調査・分析
- ②お客さまの声を反映した施策の検討・推進
- ③お客さま満足度向上の視点から実行した業務改善事項の開示

② お客さまの声分析検討部会の設置

社内関連部署がお客さまの声の対応を協議するため「お客さまの声分析検討部会」を設置し、CS推進委員会の下部機構として活動しています。

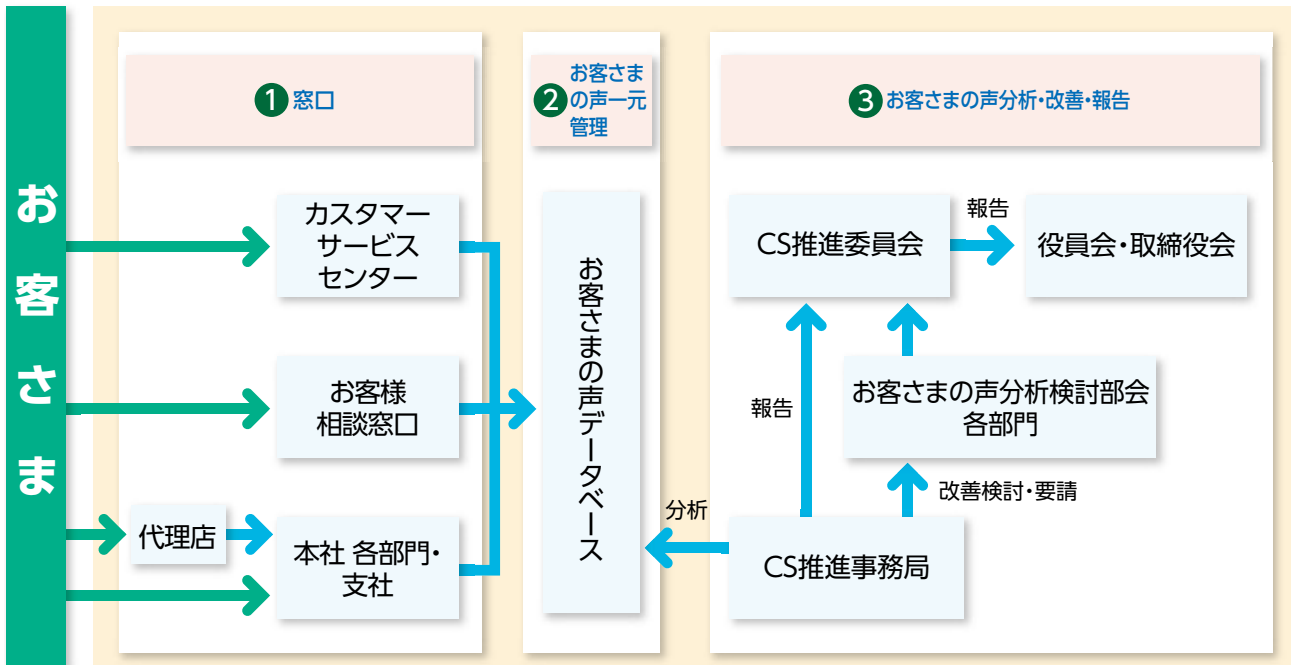
■社内態勢図



▶お客さまの声を把握する仕組み

当社がお客さまの声を把握するための仕組みは、以下のとおりです。

■お客さまの声を把握する仕組み図



① 窓口

① カスタマーサービスセンター

当社とご契約いただいているお客さま向けの窓口で、保険契約に関するお問合せや各種変更・保険金請求などを受け付けています。

② お客様相談窓口

一般消費者の皆さま向けの窓口で、保険一般に関するお問合せや苦情などを受け付けています。

③ 本社各部門・支社

お客様相談窓口やカスタマーサービスセンター以外の本社各部門や全国の各支社でご意見やご要望等をお受けしています。

④ 代理店

当社の商品を取り扱う全国6,000店超の代理店でご意見やご要望などをお受けしています。

お客さまにご満足いただくために

② 情報の共有

お客さまから承った苦情・要望などを専用の「お客さまの声データベース」に登録し、内容はもとより対応状況を逐次管理しています。また、社内連携のツールとしても活用し、苦情・要望への対応のスピードアップと業務改善に対する社内の意識向上に寄与しています。

③ 情報の分析検討

お客さまの声への対応状況の把握、継続的な分析検討は「お客さまの声分析検討部会」で実施し、活動状況を定期的にCS推進委員会へ報告しています。

▶ お客さま満足度調査の実施

当社では、業務運営上の課題を把握し業務品質の向上を図るため、アンケートを実施いたしました。お寄せいただ

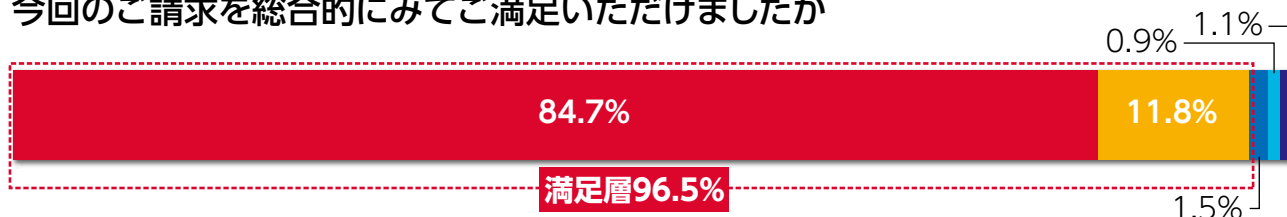
いたお客さまの声を真摯に受け止め、今後とも業務改善への反映、商品開発に活かしてまいります。

実施の概要

- 名称：2011年度「お客さまの声」アンケート
- 調査期間：2011年10月11日～2012年2月末日
- 調査内容：給付金のご請求における総合的な満足度、対応・請求手続の案内文・請求書類の記入方法・お支払いまでの早さに関する満足度やご意見・ご要望などを幅広く収集
- 調査方法：アンケートはがきの郵送
- ご回答数：2,324件

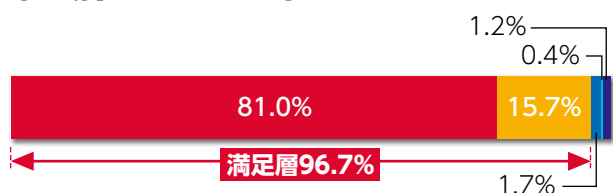
■ 総合満足度

今回のご請求を総合的にみてご満足いただけましたか



■ プロセス別満足度

① ご請求にあたっての対応はいかがでしたか



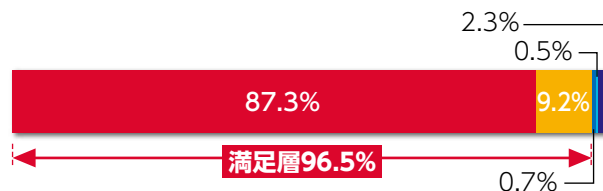
③ 迷うことなく請求書類にご記入いただけましたか



② 請求手続きの案内文をご覧になって必要な書類がわかりになりましたか



④ 給付金請求からお支払いまでの早さはいかがでしたか



■ 満足 ■ どちらかと言えば満足 ■ どちらかと言えば不満足 ■ 不満足 ■ 無回答

▶お客さまから寄せられた苦情の件数

2011年度に当社にお寄せいただいた苦情件数と内訳

項目	件数(件)	占率(%)	苦情例
新契約関係	1,281	36.4	・インターネットで申込んだが、契約が誕生日の後になっている
収納関係	447	12.7	・クレジットカードの取扱いブランドを拡大してほしい
保全関係	571	16.2	・届出印を紛失してしまったので手続きができない
保険金・給付金関係	361	10.3	・給付金の請求手続きがわかりにくい
その他	861	24.5	・フリーダイヤルが繋がりにくい
合計	3,521	100.0	

▶お客さまの声をもとに取り組んだ改善事例

	お客さまからの苦情やご要望	対応・改善事例
新契約関係	「告知内容確認のお願い」の記載内容がわかりにくく混乱する	送付案内の内容をわかりやすく変更しました
	インターネットで申込みしたが、契約が誕生日の後になっている	ホームページの資料請求画面に「お誕生日が近い方へ」のボタンを設け、申込書類をお送りいただくスケジュールやお急ぎの方にはクレジットカード払をお薦めする案内を掲載しました
収納関係	クレジットカードの取扱いブランドを拡大してほしい	2011年12月から、VISA、MasterCard、JCBに加え、アメリカン・エクスプレスカードおよびダイナースクラブカードによる取扱いを開始いたしました
	『保険料お払込みのご案内』に10万円以上振込する際の必要書類の記載がなく不便	本人確認資料として登記簿謄本もしくは印鑑証明を持参していただくよう記載しました
保全関係	届出印を紛失してしまったので手続きができない	「届出印」制度を廃止し、保険証券および本人確認に必要な書類を提出いただければ認印での各種保全手続きができるようにしました(一部、例外あり)
	『ご契約内容の各種手続き連絡シート』の使い方がわからない	住所変更申出シートとしてご利用いただくために仕様を変更しました
保険金・給付金関係	給付金の請求手続きがわかりにくい	「入院・手術証明書(診断書)」のご提出を省略できる条件を見直し、また、コピーによるご提出が可能になりました
		「ご請求手続きのご案内」について、必要書類がわかりやすくなるよう内容を変更しました また、「入院状況申告書」「事故発生状況報告書」などの書類の記入項目と内容を見直しました
その他	フリーダイヤルの土曜営業を実施してほしい	2011年5月から、土曜日も平日と同じ9時から18時の営業を開始しました
	自動音声サービスの利用方法がわかりにくい	利用の頻度が低いメニューを削除し、あらかじめ保険証券をご準備いただくようにアナウンスを追加しました

保険金・給付金の支払態勢について

▶支払管理態勢

保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業において最も基本的かつ重要な機能です。当社では、公平性と健全性を確保しつつ、迅速かつ適切な支払業務の遂行に努めています。

これまでは次の取組みを中心に、支払管理態勢の整備を進めてきました。

- 保険金・給付金等を漏れなく確実に支払うための検証態勢の整備

- お支払い可否判断の適切性を確保するための審査態勢の整備
 - 社員教育態勢の充実
 - 迅速かつ正確にお支払いするための事務効率化
- 2012年度においては、さらに、支払管理態勢を強化してまいります。

▶適切な保険金等のお支払いを確保するための組織体制

① 支払事務の本社集約

当社では、お客さまからご請求をいただいた保険金・給付金等のお支払いに関する事務を、本社の保険金部支払査定チームに集約しています。

支払査定チームでは、高度な支払査定判断にも適切に対応できるよう、担当社員の教育研修をはじめとして、常に業務の品質向上に努めています。

② 支払管理部門の独立性の強化と組織の拡充

保険金等のお支払いの適切性を確保するため、2008年8月に支払内容の精査を主業務とする支払管理チームを設置しました。2012年3月には、支払管理チームを支払審査室として保険金部から独立させることで、支払いの適切性検証の強化を図っております。

③ 「保険金等支払審議部会」の設置

2007年6月から「保険金等支払審査部会」を設置し、お支払いができない事案の審査や、お支払いした事案のサンプリングによる事後検証を実施しておりましたが、2012年3月からは「保険金等支払審議部会」と改称して組織を再編し、当社の案内もれ等により保険金等の支払いが過少となる事案の検証や、お客さまの請求もれ防止対策も審議しています。

④ 再査定制度/再審査制度の導入

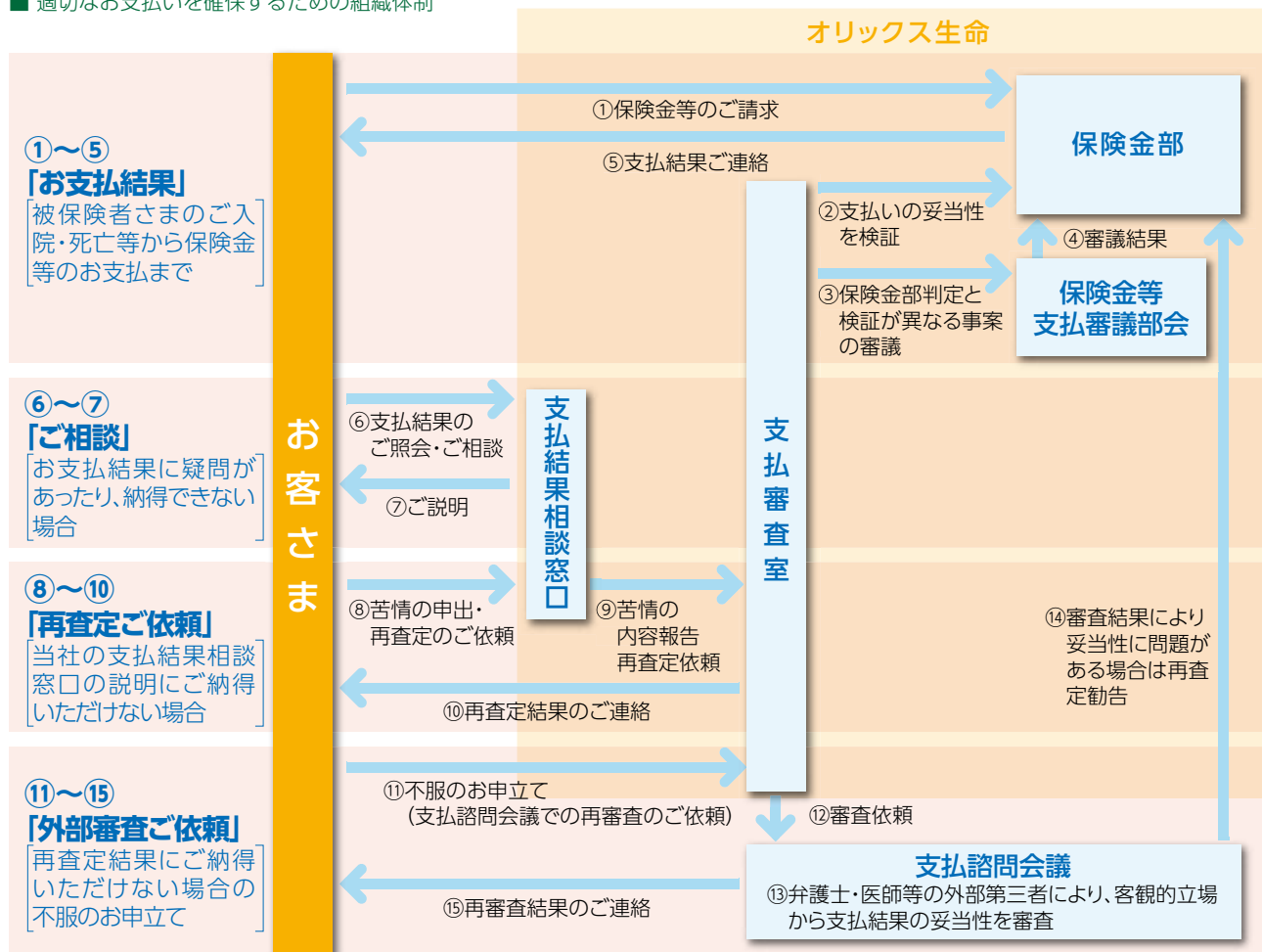
2012年4月より、お客さまが保険金等のお支払結果について、「支払結果相談窓口」の説明にご納得いただけない場合は、当社に支払いの査定を再請求できる再査定制度を導入しました。保険金部とは別組織の支払審査室が再度、支払いの査定を行います。

さらに、支払審査室による再査定結果にお客さまがご納得いただけない場合は、弁護士や医師等の当社外の第三者で構成された「支払諮問会議」に再審査請求をすることができます。「支払諮問会議」は、お客さまが提出された審査請求書及び関係書類に基づいて審査を行い、審査結果により当社に対して意見勧告をすることができます。

⑤ 支払状況の報告態勢

保険金・給付金等の支払状況は、定期的に取り締役会および役員会に報告しています。経営陣も支払状況を的確に把握することで、適切なお支払態勢の維持向上に努めています。

■ 適切なお支払いを確保するための組織体制



▶ご請求時、お客さまにご満足いただくための取組み

①ご請求手続きにかかるお客さまのご負担軽減に向けて

当社では、ご請求にかかるお客さまのご負担を軽減するために、次の施策を実施しています。

- 少額の給付金でも負担感なくご請求いただけるよう、所定の条件を満たす場合は、入院証明書のご提出を省略するなどの簡易取扱いを行っています。
- お支払いの対象となるかわからない場合でも迷わずご請求いただけるよう、保険金や給付金のお支払いができない場合には、お客さまにご負担いただいた診断書代金相当額をお支払いしています。(所定の条件を満たす場合に限り。また、お支払金額には上限があります。)

- ご請求に関するご連絡やお問合せには、フリーダイヤルで対応しています。お電話でのお問合せが困難なお客さまには、フリーダイヤル回線のFAXをご用意しています。

また、2012年4月より、お客さまがお支払結果への疑問をもたれた場合のお問合せ先として、保険金等支払に関する専用の「支払結果相談窓口」をカスタマーサービスセンターに設置しました。お支払の結果について丁寧かつわかりやすいご説明に努めてまいります。

②迅速なお支払いに向けて

保険金・給付金等のご請求書類は、当社の保険金部宛ての返信用封筒にて直送いただくことで、お手続き時間の短縮を図っています。

今後もお客さまのニーズにお応えし、スピーディーなお支払いが維持できるよう、お支払いにかかる事務手続きを改善してまいります。

▶保険金・給付金等をもれなくご請求いただくための取組み

①保障内容のご案内

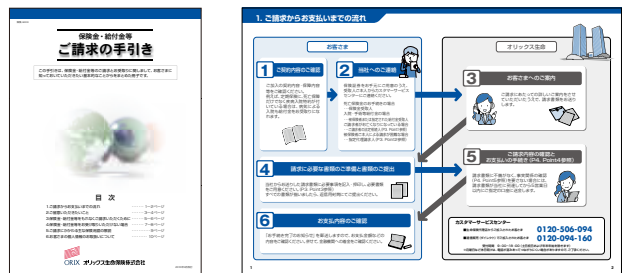
ご加入時にお渡しするパンフレットやご契約のしおりでは、図解を用いるなど、保障内容をわかりやすくする工夫を行っています。また、年1回、契約者さまにお届けする

「ご契約内容のお知らせ」で、加入いただいているご契約の保障内容を具体的にご案内しています。

②ご請求いただいた際のご案内

ご請求手続きからお支払いまでの流れをわかりやすく解説した「ご請求の手引き」を、保険金・給付金等のご請求書類とともに契約者さまにお届けしています。「ご請求の手引き」は、当社ホームページにも掲載しています。

また、ご請求いただいた内容以外にもお支払いできる可能性がある場合は、お支払いの明細(お手続き完了のお知らせ)と同時に、ご請求もれがないか確認をお願いするご案内をお届けしています。



③指定代理請求特約

被保険者である給付金受取人が、万一、意識不明の状態となった場合などでも、あらかじめ指定した代理人にご請

求いただくことができる「指定代理請求特約」を、すべてのご契約に付加することができます。

④ホームページの「よくあるご質問/保険金・給付金について」の拡充

当社ホームページの「よくあるご質問」に「保険金・給付金について」のカテゴリを設け、お客さまからよくいただくご質問とその回答を公開しています。保険金・給付金等

のお支払いに関するお客さまのご理解を深めていただけるよう、適宜、内容の見直しや拡充を図ってまいります。

お客さまにご満足いただくために

▶ お支払いの状況

医療保険等の契約件数の伸展に伴い、給付金のお支払件数も増加基調にあります。

当社では、お支払件数が増加しても、適切かつ迅速な

お支払いを維持できるよう、支払管理態勢を一層強化していきます。

● お支払いした件数・金額(2011年度)

(単位:件/百万円)

	保険金	給付金	合計
お支払件数	994	67,744	68,738
お支払金額	9,029	8,047	17,077

● お支払いに該当しないと判断した件数(2011年度)

お支払いに該当しない理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消・詐欺無効	0	2	2
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	12	525	537
重大事由解除	0	0	0
免責事由該当	32	15	47
支払事由非該当	23	1027	1050
その他	2	182	184
合計	69	1,751	1,820

※上記件数は個人保険のお支払件数、お支払非該当件数を示します。
満期保険金・生存給付金・無事故給付金は含みません。

※上記件数については生命保険協会にて策定した計上基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を算出しています。したがって、当社における従来の計上基準により算出した他の資料等のお支払件数等とは異なります。

● 用語のご説明

詐欺取消・詐欺無効

保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消・無効となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

不法取得目的無効

保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

告知義務違反解除

保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

免責事由該当

保険約款に定められた保険金・給付金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

支払事由非該当

責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金・給付金の支払事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払対象とならなかった件数です。

お客さまへの情報提供

▶ 経営に関する情報提供

「オリックス生命の現状」(当冊子)

保険業法第111条に基づき、年1回、経営内容や財務状況、商品やサービスの状況をとりとまとめたディスクロージャー誌「オリックス生命の現状」を発行しています。当社ホームページでもご覧いただけます。



▶ ご契約締結前の情報提供

保険を検討中のお客さまへの情報提供ツールとして、「パンフレット」や「ご提案書」などをご用意しています。お客さまに正しく商品をご理解いただき、安心してご契約いただけるように、これらの帳票類は各保険商品の仕組みや特長、保障内容についてわかりやすく記載しています。

また、通販商品はHPでもご確認いただけます。

お客さまにとってさらに見やすく、ご理解いただきやすくなるよう随時改良を重ねています。



保険種類のご案内

「保険種類のご案内」は、当社が取り扱うすべての保険商品と特約を記載しています。お客さまが、さまざまな種類の商品の中からニーズにあった保険商品をお選びいただけるように、各商品・特約の特長や仕組みについて記載しています。「保険種類のご案内」は、募集代理店、または最寄りの支社に備えています。



契約概要

「契約概要」は、保険商品をご契約いただくにあたって、お客さまにご理解いただきたい商品の内容をまとめた書面です。商品の仕組み、特長、保障内容、保険期間、付加できる特約といった「商品の概要」や、「商品に関する注意事項」などについてわかりやすくご説明し、お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるように努めています。「契約概要」は、ご契約いただく前に、お客さまにお渡ししています。



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、保険商品をご契約いただくにあたって、特にご注意いただきたい事柄をまとめた書面です。クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金等が支払われない場合の事例、保険金・給付金等をご請求いただく場合の注意点など、保険契約全般に関する重要な事項をわかりやすく記載しています。

「注意喚起情報」は、「契約概要」とともにご契約いただく前にお客さまにお渡ししています。



意向確認書

「意向確認書」は、お申込みいただく商品がお客さまのご意向（ニーズ）に合致しているかどうかを確認させていただくための書面です。申込書をご記入いただく前に、保障内容、保険金額・給付金額、保険期間・払込期間、解約払戻金の有無などについてご確認いただくことで、ご希望に添った商品をご提供できるよう努めています。



ご契約のしおり/約款

「ご契約のしおり/約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載した冊子です。保険金・給付金等のお支払いや、各種手続き、商品の内容などを詳しくご説明した「ご契約のしおり」と、ご契約時から契約消滅時までの詳細な取決めを記載した「約款」を一緒にした冊子です。「ご契約のしおり/約款」は、ご契約いただく前にお客さまにお渡ししています。



▶ デメリット情報

お客さまにとって不利益となる事項（告知義務違反となる事項や免責事由等）については「契約概要」「注意喚起情報」などに明示しています。これらの事項をお申込みいた

だく前に必ず説明を行うことで、お客さまに内容を正しくご理解いただき、不利益が生じることがないように努めています。

▶ ご契約締結後の情報提供

ご加入いただいているお客さまには、毎年のご契約月に「ご契約内容のお知らせ」「各種制度に関するご案内」「会社案内」をお送りしています。また、毎年10月から1月に生命保険料控除証明書をお送りしています。

そのほかにも、

- 保険料のお払込みのご案内
- ご契約の満了や自動更新などによりご契約内容が変わる場合のご案内

- ご契約が失効した場合の復活または解約に関するご案内
 - 契約者貸付や保険料自動振替貸付中の契約については利息繰入のご案内
- など、契約状況に応じたお知らせをしています。

また、保険金・給付金のご請求に際しましては、請求書とともに詳細な手続き方法をまとめた「保険金・給付金等ご請求の手引き」をお送りし、受取人さまがもれなく円滑に保険金・給付金をお受け取りできるように努めています。

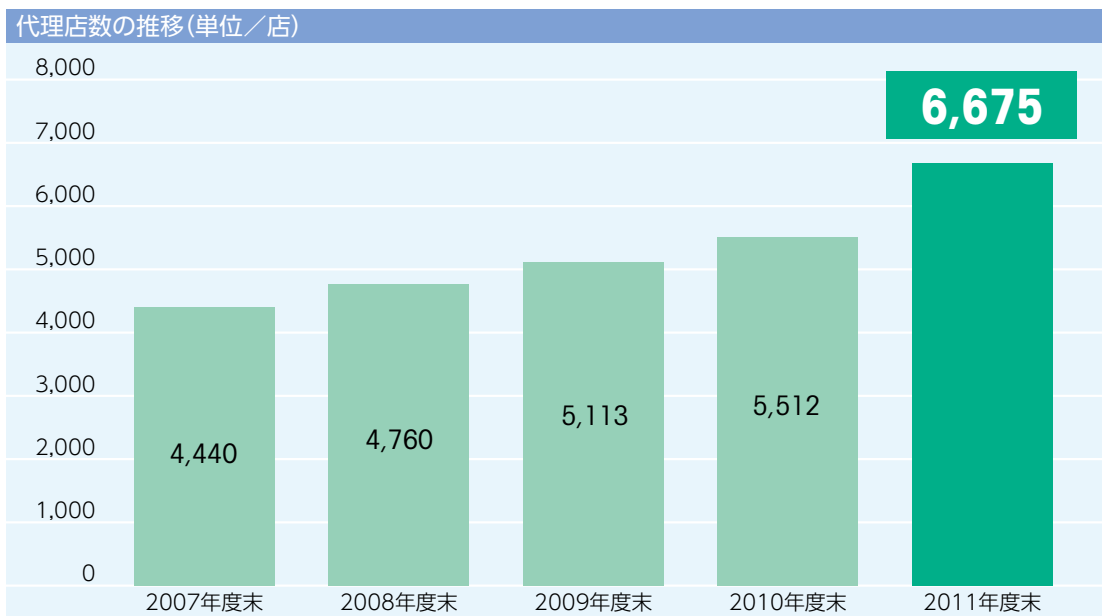
販売形態

▶代理店による販売

当社ではおもに3種類の販売経路を通して、商品をお客さまにお届けしています。ひとつは銀行や信用金庫等の金融機関による販売、もうひとつは通信販売(オリックス生命ダイレクト)、そして当社の販売件数の約8割を占めるのが、保険代理店による販売です。2012年3月末現在、当社と募集代理店業務委託契約を締結する代理店は6,675店、販売網は北海道から沖縄まで、全都道府県に及びます。当社と委託契約を締結している保険代理店には、生命保険だけでなく損害保険も扱い、法人から個人まで保険に関して幅広くお客さまにご提案を行う「保険専門代理店」や、

お客さまが気軽に立ち寄れるように駅前や大型ショッピングセンター内などに店舗を設け、主に個人のお客さまに対してご提案を行う「来店型代理店」、税務などの専門知識を用いて経営者にコンサルティングを行い、生命保険の有効活用をご提案する「税理士系代理店」など、さまざまなタイプの代理店があります。

多様化するお客さまのニーズに合う代理店をご選択いただくため、また、より多くのお客さまに当社商品をご提供し、ご契約後もきめ細かいサポートを行うため、今後も代理店網を拡充してまいります。



▶銀行等の金融機関による保障性商品の販売

取扱い金融機関

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、楽天銀行、北都銀行、荘内銀行、七十七銀行、筑波銀行、横浜銀行、滋賀銀行、近畿大阪銀行、紀陽銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行、親和銀行、宮崎銀行、琉球銀行、沖縄銀行、西日本シティ銀行、東京スター銀行、長野銀行、名古屋銀行、西京銀行、福岡中央銀行、長崎銀行、熊本ファミリー銀行、利根郡信用金庫、高山信用金庫の約3,000の支店で保障性

商品の販売をしています。

金融機関職員向けの支援コールセンターを設置し、販売マニュアルや研修資料の提供など万全のフォロー体制を整えています。

今後ともさらなるお客さまの利便性の向上と、お客さま一人一人のライフプラン実現のために、コンサルティングセールスの可能な金融機関との提携を推進していきます。

▶通信販売(オリックス生命ダイレクト)による販売

当社では1997年9月から通信販売による生命保険の取扱いを開始しました。以来、テレビや新聞、雑誌、インターネットなどさまざまなメディアを通して、商品をご紹介します。

通信販売は、お客さまと直接お会いしないため、新聞やインターネットなどに掲載した広告、ウェブサイトやコールセンター、そしてお届けする資料やパンフレットがお客さまとの接点になります。オリックス生命ダイレクトでは、お客さまがニーズに合った保険商品を選ぶことができるように、生命保険通信販売の理想的な姿を追求しさまざまな取組みを進めています。

2011年5月には、従来の電話やインターネットを通じ

た資料請求受付、郵送による保険申込みに加えて、インターネットによる保険申込みを開始しました。お客さまは空いた時間にインターネットで簡単に保険の申込みができ、即日の保障開始が可能となりました。また、契約成立後はお客さま個人専用ページから、契約内容確認や住所変更手続きができるなど、お客さまの利便性の向上を図りました。また同時に、2011年5月より「インターネット申込専用定期保険 Bridge [ブリッジ]」の発売を開始しました。「Bridge」は、申込みをインターネットに限定したことにより、仕組みの一部を簡素化し諸経費を抑えてより競争力のある保険料を実現した商品です。当社はこのように、ご提供する商品についても、ラインナップの充実を図っています。

■ オリックス生命ダイレクト公式サイト



ダイレクト公式サイト



新規お申込みページ

ウェブサイトでは、利便性に加えて、保険を検討されるお客さまに役立つ情報の提供に努めています。例えば、複数の保険商品を同時に検討される場合に便利な「保険料同時見積り機能」や、見積結果をゆっくりご検討されたい場合に役立つ「見積結果メール送信機能」などは好評で、多くのお客さまにご利用いただいています。また、生命保険文化センターのデータをもとにした一般的な生命保険の加入傾向や当社ご契約者の商品別・年代・世代別の加入傾向、がんや先進医療に関する情報など、お客さまにとって役に立つ情報のご提供とその充実を図っています。

お届けするパンフレットは、検討する商品の内容を詳しく伝えるために、情報の充実やレイアウトの工夫をするなど見やすさ・わかりやすさの向上に努めています。

コールセンターでは、オペレーターが親身にお客さまの意向を伺い、通信販売に対する疑問や不安を解消できるよう、わかりやすい説明を心がけています。

このような取組みにより、2011年11月には、HDI-Japan*より「サポートポータル格付け」(Webサイト)と「問合せ窓口格付け」(電話窓口)の2部門で、最高評価の『三つ星』を取得しました。

オリックス生命ダイレクトは、今後もお客さまの声に耳

を傾け、お客さまのニーズに合致したシンプルなお商品と充実したサービスの提供に努めてまいります。

* HDI(ヘルプデスク協会)について

HDI(ヘルプデスク協会)はITサポートサービスにおける世界最大のメンバーシップ団体。HDIは世界で5万人の会員を有し、米経済誌フォーチュン・世界企業500社の90%が加盟し、世界中に100の支部を有している。

■ インターネット申込みができる商品

種類	商品
定期保険	Bridge 定期保険 ネット専用
医療保険	CURE キュア CURE Lady キュアレディ
がん保険	がん保険 Believe
引受基準緩和型保険	CURE Support キュアサポート 終身保険 RISE Support

▶代理店サポート体制

1. 25の支社と13のオフィスを設け、全国に広がる約6,700の代理店に対して営業担当者・スタッフが日々の業務をサポートします。また、新商品や法令対応などの営業に役立つ情報をお伝えする「代理店会」を、各支社で行っています。

2. 代理店専用のフリーダイヤルを設け、専門のチームが代理店からの問合せや必要な帳票の手配などの要望に対してスピーディーにお応えします。土・日曜日にも対応しています。

3. 年に4回、代理店への情報誌「AGENCY NEWS」を発行しています。コンプライアンスの問題や営業に役立つコラム、新しい規定などの情報を掲載しています。



AGENCY NEWS

4. インターネットを利用した新システム「ORIX LIFE Navi」により、新契約の進捗情報、既契約情報、お客さまからのお申出内容などを代理店と連携し、お客さま対応をバックアップします。新契約の進捗状況が更新された場合や、お客さまから解約、給付金請求などのお申出を直接いただいた場合は、その情報をメールで配信、お客さまからお預かりしたお申込書類等に不備があった場合もその内容や必要書類をお知らせして、ご契約成立までの迅速化を図ります。

また、当社からの連絡事項や、新契約関係の新着情報・着金速報・一時保管一覧の件数をお知らせするほか、各種規定・マニュアル集や、汎用書式、商品研修資料などを掲載しています。



5. 「ORIX LIFE Navi」には商品設計や申込書作成ができる設計書作成ツールも搭載。「必要保障額シミュレーション機能」を活用してご家族単位のコンサルティングも可能にしています。



6. 新契約手続きに必要な書類一式をセットにした「申込キット」を主要商品ごとに揃えています。医療・がん・死亡保障をまとめてお申込みいただける「トリオ申込キット」では、お客さまのニーズに合わせたさまざまな提案が可能です。最大6商品までワンライティングでお申込みいただけますので、お客さまの手間を最小限に抑えるとともに、複数商品の申込書類を用意する必要がないなど、新契約手続きを簡便にしています。

7. 保険金・給付金等の「迅速なお支払い」を強化するために、お客さまへの請求書類の発送から受付、不備対応までを本社部門が行う「本社直送化」を推進しています。

お客さまにご満足いただくために

教育・研修の概略

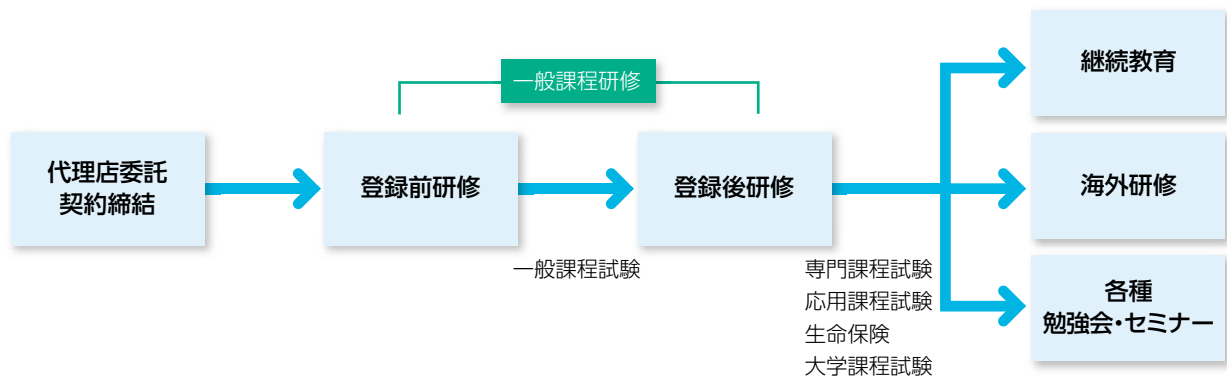
▶代理店研修

生命保険販売においては、お客さまの要望を的確にとらえ、個々のライフスタイルを考慮したうえで最適な保険商品を提案することが重要です。そのために、代理店の募集人が保険のプロフェッショナルとして、知識やノウハウを十分に身につけることが必要となってきます。

当社では、代理店を支援・育成するためのさまざまな研修制度を設け、常に質の高い保険募集態勢、コンプライアンス態勢の確保を目指しています。生命保険の販売経験が浅い募集人には、一般的な生命保険の知識や商品概要・販売手法に関する勉強会を実施して保険のプロフェッショナルへの養成を補助、販売経験が豊富な募集人には当社商品に応じた販売手法や成功事例を紹介するセミナーなどを実施し、さらに多くのノウハウを提供しています。また、

各地域の特性に合わせた情報・販売スキルの提供を目的とした勉強会やセミナー、販売実績において特に優秀な成績を残した代理店を招いての海外研修も実施しています。

オリックスグループのメリットを活かした取組みとしては、お客さまに対して幅広い提案ができるように、各グループ会社の商品についての研修も実施しています。また、2009年4月、生命保険協会にて「顧客保護・法令等遵守」を目的とした「継続教育制度」が導入されたことに基づき、募集人に毎年継続・反復的に「コンプライアンス、説明責任、保険金の支払い等アフターサービス」を中心とした教育を実施しています。今後とも代理店との緊密なパートナーシップを培うとともに、充実した質の高い教育・研修を行い、代理店の支援・育成に努めていきます。

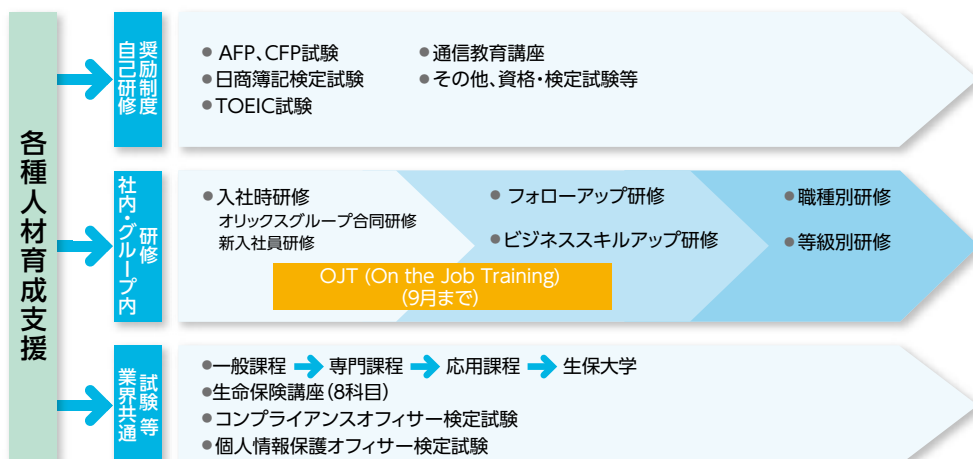


▶社員研修

自主性・専門性のある人材の育成・強化を目指した教育制度を導入しています。入社前・入社時研修では生命保険の知識だけでなく、オリックスグループ合同で幅広く金融に関する知識や社会人としての基礎知識を学びます。配属後はOJT (On the Job Training) 研修により業務を実践・理解し、フォローアップ研修で業務知識をさらに深めていくという体系的な教育体制を確立しています。入社2年日以降は業務上必要とされる知識や能力を身につけること

を目的として職種・等級別研修を行っています。

また、契約者さまをはじめ社会からの信頼を確保すべく、コンプライアンスオフィサー検定試験、個人情報保護オフィサー検定試験を受験し、社内の意識向上に努めています。さらに生命保険の枠を超え、金融のみならず幅広い知識や専門性の向上を目指し、資格取得など社員の自主性を尊重した教育制度を充実させています。



お役に立てるよう努めてまいります

新規商品の状況

▶ 商品開発の考え方

当社では、お客さまのニーズに応じた最適な保険をご提供できるよう、新商品の研究および開発に努めています。特に、個人向けの保障性商品(死亡保険、医療保険など)については、「シンプルでわかりやすいこと」「合理的な保障

を低価格でご提供すること」をコンセプトに商品開発を行っています。今後もお客さまのご要望に応え、常に新たな視点で商品開発に取り組み、「ほかにはないアンサー」を提供していきたいと考えています。

▶ 商品開発の状況

当社では医療保障に対する高いニーズに応え、7つの生活習慣病に対する入院保障を手厚くした「医療保険 CURE」を発売し、その後、死亡保障をセットした「医療保険 CURE-S」、女性特有の病気とがんによる入院を特に手厚く保障するための「医療保険 CURE Lady」を発売しました。

2009年6月より「医療保険 CURE」をリニューアルし、治療費が高額になりがちな先進医療にかかる技術料と同額を保障する「先進医療特約」を開発し、よりお客さまの多様なニーズにお応えできるよう改定を行いました。

2010年3月、がんと診断されたとき、また入院を開始したときにまとまったお金をお受け取りいただけるように、一時金を手厚くした「がん保険 Believe」を発売、同年7月より、家計を支える世帯主に万一のことがあった場合に備えて合理的に保障を準備できる「収入保障保険 Keep」を発売。さらに、同年10月よりこれまで健康上の理由で医療保険に加入できなかったお客さまにも、広く医療保障を

ご提供することを目的に、「医療保険 CURE Support」を発売しました。

2011年5月、当社初となるネット専用の「インターネット申込専用定期保険 Bridge [ブリッジ]」を発売し、また、同年10月、持病や入院・手術の経験がある方をささえる「終身保険 RISE Support」を発売、死亡保障の分野においても新商品を提供しています。

2012年6月、がんに対する保障として、がんと診断されたときに一時金を受け取れる「がん診断治療給付金特約」と、がんの治療を目的とした通院を保障する「がん通院特約」を発売しました。

「医療保険 CURE」と「医療保険 CURE Lady」にこれらの特約を付加することができ、「がん保険 Believe」には「がん通院特約」を付加することができます。これによりさらにお客さまの多様なニーズにお応えできるようになりました。

■ 医療保険CURE[キュア]の仕組み・ご契約例

30歳男性：終身払 入院給付金日額 10,000円
保険料 (60日型)5,000円 (120日型)5,340円(口座振替月払)

契約年齢範囲 6歳~75歳
(保険料払込期間により異なります。)

保 障	疾病入院給付金	病気で入院したとき、日帰り入院から保障 (60日型)1入院:60日*、通算1,000日まで (120日型)1入院:120日*、通算1,000日まで	日額 10,000円
	災害入院給付金	ケガで入院したとき、日帰り入院から保障 (60日型)1入院:60日、通算1,000日まで (120日型)1入院:120日、通算1,000日まで	日額 10,000円
	手術給付金	約款所定の手術を受けたとき、何度でも保障 手術の種類にかかわらず一律、主契約の 入院給付金日額の20倍	1回につき 20万円

一生
涯
保
障

*約款所定の七生活習慣病で入院された場合、1入院の支払限度日数が以下のとおり拡大します。(60日型)1入院120日 (120日型)1入院180日

特 約	先進医療給付金	通算 1,000万円 限度 先進医療にかかる技術料と同額	
	90日 待期間	がん診断治療給付金 初回:初めてがんと診断されたとき 2回目以降:がんの治療を目的として入院を開始 したとき(支払回数無制限、2年に1度限度)	1回につき 100万円
	がん通院給付金	がんの治療を目的として 約款所定の通院をしたとき	日額 10,000円

▲ 責任開始日 ▲ がん責任開始日(*)

*がんにかかる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目より開始します。

お客さまの「満足」いただくために

▶「Bridge」の開発

2011年5月、当社初となるネット専用の「インターネット申込専用定期保険 Bridge [ブリッジ] (無配当 無解約払戻金型定期保険 (インターネット申込専用))」の販売を開始しました。

この保険は、被保険者に万一のことがあった際、病気・事故・災害のいずれの事象でも同額の死亡保険金をお支払する定期保険です。また、不慮の事故により所定の障害状

態になられた場合、保障は継続したまま以降の保険料の払込は免除されます。

この保険は、「一定期間、保障をお手頃な保険料で準備したい」「ネットを使って簡単に申込みたい」というニーズにお応えするために開発しました。解約払戻金をなくし、インターネット専用にすることにより低廉な保険料を実現しています。



※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により、再計算されます。



▶「RISE Support」の開発

2011年10月、持病や入院・手術の経験がある方をささえる「終身保険 RISE Support [ライズ・サポート] (無配当引受基準緩和型終身保険 (低解約払戻金型))」の販売を開始しました。

この保険は、持病がある方や入院・手術の経験がある方

がご加入しやすいよう、告知いただく項目を限定し、引受基準を緩和した終身保険です。

また、同時に同じ保障内容で「医療保険 CURE Support」専用の特約である「引受基準緩和型終身保険特約 (低解約払戻金型)」の販売を開始しました。

■仕組み図



一生保障

被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
保険料はご加入時のまま変わりません。

※契約日からその日を含めて1年以内に死亡された場合には、死亡保険金のお支払額は保険金額の50%になります。ただし、約款所定の不慮の事故で、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または約款所定の感染症により死亡された場合には、保険金額全額をお支払いします。

※この保険に入院保障はありません。

※高度障害保険金はありません。

保険商品一覧(2012年7月現在)

● 個人・法人向け商品

* ○は通信販売で取り扱っている商品です(通信販売の場合、お取扱いが一部異なります)。●はインターネット申込専用商品です。

保険種類	商品名	特長	通信販売等(*)
疾病・医療保険	医療保険 CURE [キュア] 無配当 医療保険(2007) 七大生活習慣病 入院給付特則適用・手術特約(2007) 	お手頃な保険料で一生涯の医療保障をご希望の方へ 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 七大生活習慣病で入院された場合は1入院の支払限度日数が拡大します。 3. 「先進医療特約」や「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○ (60日型のみ)
	医療保険 CURE-S [キュア・エス] 無配当 七大生活習慣病入院保険・入院医療特約付 	一生涯の医療保障に加え、万一の際の保障もご希望の方へ 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 七大生活習慣病で入院された場合は1入院の支払限度日数が2倍に拡大します。 3. 死亡された場合は入院給付金日額の500倍の死亡保険金をお支払いします。	—
	医療保険 CURE Lady [キュア・レディ] 無配当 医療保険(2007)・女性入院特約(2007)・手術特約(2007) 	女性特有の病気とすべてのがんに手厚い一生涯の医療保障をご希望の女性の方へ 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 女性特有の病気やすべてのがんで入院された場合は、入院給付金を上乘せしてお支払いします。 3. 「先進医療特約」や「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○ (60日型のみ)
	医療保険 CURE Support [キュア・サポート] 無配当 引受基準緩和型医療保険 	持病がある方や過去に入院をされた方が加入しやすい一生涯の医療保障をご希望の方へ 1. 病気・ケガで入院された場合や手術を受けられた場合、給付金をお支払いします。 2. 「引受基準緩和型先進医療特約」「引受基準緩和型終身保険特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。 3. ご加入前にかかっていた病気が悪化して入院された場合や、手術を受けられた場合も給付金をお支払いします。	○ (60日型のみ)
	特定疾病保障保険 無配当 特定疾病保障保険	がん、急性心筋梗塞、脳卒中への保障をご希望の方へ がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当されたときや、死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。	—
定期保険	Fine Save [ファインセーブ] 無配当 解約払戻金抑制型定期保険 	お手頃な保険料で一定期間の死亡保障をご希望の方へ 1. 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現しました。 2. 保険期間は10年満了から35年満了まで、60歳満了から90歳満了まで、5年刻みで選べます。 3. 保険金額は最低200万円から、10万円単位で設定可能。ニーズに合わせた設計が可能です。	○
	Bridge [ブリッジ] 無配当 無解約払戻金型定期保険(インターネット申込専用) 	お手頃な保険料で一定期間の死亡保障をご希望の方へ 1. 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現しました。 2. 保険期間は10年満了から30年満了まで、60歳満了から80歳満了まで、5年刻みで選べます。 3. 保険金額は最低500万円から、100万円単位で設定可能。ニーズに合わせた設計が可能です。	●

お取り扱いが満足いただくために

● 個人・法人向け商品

* ○は通信販売で取り扱っている商品です(通信販売の場合、お取扱いが一部異なります)。●はインターネット申込専用商品です。

保険種類	商品名	特長	通信販売等(*)
定期保険	ロングターム7 無配当 低解約払戻定期保険	少ない保険料で、長期にわたる死亡保障をご希望の方へ 低解約払戻期間を設定し、解約払戻金を抑制することで、従来の当社の定期保険に比べて保険料を低減。一定の保険料で98歳までの長期保障が得られます。	—
	定期保険 無配当 定期保険	一定期間中に、大きな死亡保障をご希望の方へ ライフプランに合わせて豊富なパターンから保険期間の選択が可能。入院や災害死亡などをカバーする各種特約により、保障をさらに充実させることもできます。	—
	短期定期保険 無配当 年齢群団定期保険	必要な期間だけをカバーできる合理的な保障をご希望の方へ 同一年齢グループ内であれば性別にかかわらず保険料は同一。1年更新のシンプルな保障です。各種特約との組合せで、ニーズに合った保障を設計できます。	—
	家族をささえる保険 Keep [キープ] 無配当 解約払戻金抑制型 収入保障保険(2010) 	ご家族の生活資金として、毎月年金を受け取れる死亡保障をご希望の方へ 保険期間を通じて解約払戻金をなくすことでお手頃な保険料を実現。万一の際は、年金を保険期間満了まで毎月お支払いします。	—
がん保険	がん保険 Believe [ビリーブ] 無配当 新がん保険(2010) 	お手頃な保険料で一生涯のがん保障をご希望の方へ 1. がんと診断されてから、入院・手術・退院時までをトータルに保障します。 2. 初めてがんと診断され、入院されたときは特に手厚く保障します。 3. 「がん先進医療特約」「がん通院特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。	○
	新がん保険 無配当 新がん保険(2002) V型	充実した一生涯のがん保障をご希望の方へ がんによる入院開始時から退院後までを一生涯にわたりトータルに保障。がん入院給付金は支払日数無制限、がん治療給付金も2年に1回を限度として複数回お支払いします。	—
終身保険	終身保険 無配当 終身保険	一生涯の死亡保障や高度障害の保障をご希望の方へ 保険料の払込期間はライフプランに合わせて選択が可能。相続税の納税対策、経営者・役員の死亡退職金・弔慰金の支払原資としてもご利用いただけます。	—
	終身保険 RISE Support [ライズ・サポート] 無配当 引受基準緩和型終身 保険(低解約払戻金型) 	持病がある方や過去に入院をされた方でも加入しやすい一生涯の死亡保障をご希望の方へ 1. 死亡保障が一生涯にわたって続きます。 2. 余命6カ月と判断されたとき、生存中でも保険金をお支払いします。 3. 保険金額は、最低100万円から10万円単位で選べます。	○
養老保険	養老保険 無配当 養老保険	生活設計資金の準備と、万一の保障をご希望の方へ 保険期間中に万一のことがあった場合は死亡保険金を、無事に保険期間満了を迎えられた場合は死亡保障と同額の満期保険金をお支払いします。	—

お悩みをすべて満たすために

● 団体・企業向け商品

商品名	特長
総合福祉団体定期保険	企業、団体の弔慰金準備や労災保障の確保など、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。
団体定期保険	団体所属員ご本人、および遺族の生活保障を確保するためにご活用いただけます。
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者のための生命保険です。

● 主な特約

商品名	特長
定期保険特約	死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
養老保険特約	死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。 生存して満期を迎えられた場合は満期保険金をお支払いします。
災害割増特約	不慮の事故で死亡されたとき、または不慮の事故で高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いします。
傷害特約	不慮の事故で死亡されたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故で身体障害の状態に該当されたとき、状態の給付割合に応じて給付金をお支払いします。
災害入院特約 (B87)	不慮の事故で入院されたとき、給付金をお支払いします。
引受基準緩和型終身保険特約 (低解約払戻金型)	死亡されたときに保険金をお支払いします。 ただし、契約日からその日を含めて1年以内(支払削減期間)に支払事由に該当された場合には、保険金を50%に削減してお支払いします。
新疾病入院特約	病気で入院されたとき、給付金をお支払いします。 病気や不慮の事故で手術を受けられたとき、手術の種類に応じて給付金をお支払いします。
入院保障特約 (90)	病気や不慮の事故で入院されたときに給付金をお支払いします。 また、継続して20日以上入院され、生存退院されたときも給付金をお支払いします。
三大疾病治療一時金特約	がんと診断確定され入院を開始されたとき、急性心筋梗塞または脳卒中で入院を開始されたときに一時金をお支払いします。
先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。
引受基準緩和型先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。 ただし、契約日からその日を含めて1年以内(支払削減期間)に支払事由に該当された場合には、給付金を50%に削減してお支払いします。
がん診断治療給付金特約	初めてがんと診断確定されたとき、またはがんと診断確定され、がんの治療を目的として入院を開始されたときに、給付金をお支払いします。
がん通院特約	がんで約款所定の通院をされたときに給付金をお支払いします。
がん先進医療特約	がんの治療のために、先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかる技術料と同額をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき、指定保険金額をお支払いします。
年金支払特約	死亡保険金等をお支払いする場合、年金基金としてお預かりし、年金の形でお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族が被保険者に代わって、請求することができます。

※この「保険商品一覧」は商品の概要を記載しています。詳細については必ず約款・パンフレット等でご確認ください。

お客さまにご満足いただくために

法令等遵守の態勢

▶オリックスグループの法令遵守態勢

コンプライアンス基本方針

オリックスグループでは、企業活動を行ううえでコンプライアンスをいかに推進していくかについての方向性を示すため、コンプライアンスに関する基本方針を以下のように定めています。

オリックスグループは、グループ企業理念を実現するためには、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであり、その実践・徹底がオリックスグループの経営の基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるコンプライアンスを実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

行動規範

オリックスグループでは、EC21で示しているオリックスグループが目指す企業像である「誇り」「信頼」「尊敬」の精神を受け、私たちがコンプライアンスを実践し、これにかなう行動をするための規範として「企業行動規範」および「役職員行動規範」を定めています。

1. 企業行動規範

オリックスグループが目指す企業像に示されている精神を受け、オリックス生命がこれからも長期的に誤りのないよう、企業としての行動の規範を具体的にまとめたのが、企業行動規範です。

2. 役職員行動規範

役職員一人ひとりが、オリックスグループが目指す企業像に向かって日々行動するための判断基準として示したのが、役職員行動規範です。

役職員行動実践

役職員一人一人が日々守るべき基本的な行動基準を、より具体的に定めたのが役職員行動実践です。

グループ役職員行動実践

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 商品やサービスの適切な説明と誠実な勧誘 | 12. 人権尊重と良好な職場環境 |
| 2. お客さまの声(クレームなど)に対する適切な対応 | 13. 安全かつ快適な職場環境の確保 |
| 3. お客さまニーズの把握と適切な商品開発 | 14. 会社財産の保護 |
| 4. 適切な文書の作成と保管 | 15. 知的財産権の適切な取扱い |
| 5. 適切な情報管理と守秘義務の徹底 | 16. 社内ルールの遵守と適切なルール管理 |
| 6. 適切・公平な情報開示によるブランド価値の向上 | 17. 業務の相互牽制と適切な業務管理 |
| 7. インサイダー取引の禁止 | 18. 適切な与信・回収行為 |
| 8. 法令遵守の徹底 | 19. 適切かつ透明な意思決定の確保 |
| 9. グループ会社間協力・取引における適切な関係の確保 | 20. 適切なリスク管理 |
| 10. ステークホルダーとの節度ある接待・贈答 | 21. 社会貢献・社会との調和・環境への配慮 |
| 11. 反社会的勢力との関係の拒絶 | |

▶オリックス生命の法令遵守態勢

①コンプライアンス基本方針

当社は、生命保険会社としての社会的責任、公共性を常に認識し、自律的で健全な業務運営に努め、お客さまを

じめ社会の皆さまからの信頼を確立するため、コンプライアンス基本方針を以下のように定めています。

コンプライアンス基本方針(概要)

- 当社は次の各号の行動を実践することを「コンプライアンス」と定義します。
 - 法令等(法規範)を遵守した行動
 - 社内の規定を遵守した行動
 - 社会一般の倫理、常識および規範に則した行動
 - 「オリックスグループ企業理念」および、オリックスグループが目指す企業像、企業行動規範、役職員行動規範にかなった行動
- 取締役・監査役・執行役員は、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであり、その実践・徹底が当

社の経営基盤であることを強く認識し、企業活動において求められるコンプライアンスを実践した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

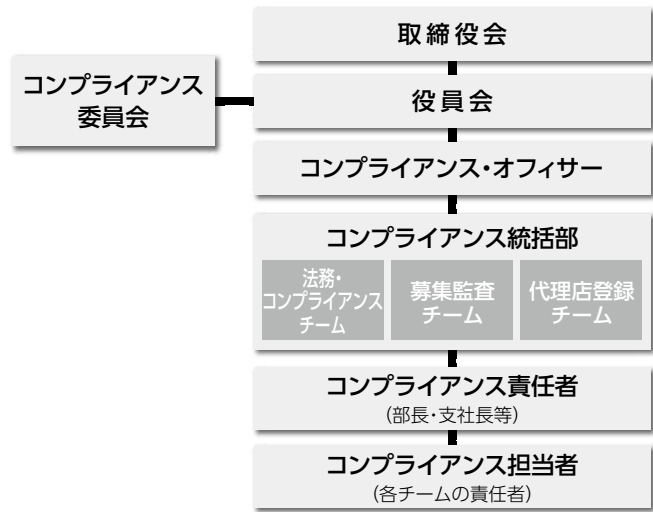
- 役職員等は、本方針に基づきコンプライアンスに関する基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規則」を遵守し、コンプライアンスを理解のうえ、誠実にコンプライアンスの実践に努めます。
- 役員会は、コンプライアンス上の課題を組織として把握・共有し、適切な措置・方策を講じるための態勢を整備します。

② コンプライアンス態勢の整備

当社は「コンプライアンス基本方針」や「コンプライアンス基本規則」に基づきコンプライアンスに係る取締役会等の役割を定め、社長が任命するコンプライアンス・オフィサーを委員長としたコンプライアンス委員会を設けている他、全社的なコンプライアンスを推進・統括する組織としてコンプライアンス統括部を設けています。また、各部門長（部長・支社長等）をその部門のコンプライアンス責任者としコンプライアンスの実践、浸透を図っています。

さらに、事業年度ごとに「コンプライアンス年間基本計画」を策定し、年間基本方針・組織体制・重点施策等を定め活動を行っています。その活動結果は取締役会へ報告され、経営陣による評価・監督が実施されています。

■ コンプライアンス態勢図



③ 具体的な取組みについて

① コンプライアンス・マニュアル等の作成

全役職員が遵守すべき法令等を解説し、コンプライアンス上問題となる具体的な事例とその問題点および正しい取扱いについて示した手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成のうえ役職員に配布しています。また、募集代理店には、募集代理店が遵守すべき法令等や募集活動に関するルール等について示した手引書として「適正な保険募集活動のためのコンプライアンス・マニュアル」を作成し、配布しています。

② コンプライアンス・ヘルプラインの設置

日常業務等において、法令、社内ルール、社会一般の倫理や常識等のコンプライアンスの観点から疑問もしくは問題と思われる行為が見受けられた場合には、報告・相談窓口として「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し、当社に勤務している者は誰でも直接報告・相談できる態勢を構築しています。なお、報告・相談については匿名によるものも受け付けています。

▶ 内部統制

当社は、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することにより企業価値の向上を目指しています。よって、米国企業改革法（サーベンス・オクスレー法）に基づき、財務報告に関する内部統制評価を実施しています。

▶ 監査態勢

当社では、リスク管理態勢が十分に機能しているかどうかについて、監査部が独立した立場で客観的な評価を与え、改善提言等を通じて当社の企業目的や経営目標の達成を支援します。監査部は、営業拠点や本社管理部門等すべての部門を対象にした定例監査のほか、保険金支払いや苦情処理態勢、システム管理態勢など経営活動に

③ 部署別コンプライアンス実践活動

各部署では「コンプライアンス年間基本計画」に基づき、事業年度ごとに前年度の振り返りやリスク分析等を十分検証したうえで実践活動計画を策定し、PDCAサイクルの更なる強化を図り、コンプライアンス推進活動の実効性を高めています。

また、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制基本方針」「内部統制管理規則」にて具体的な内部統制態勢を定めています。

併い発生するさまざまなリスクのコントロール状況を検証し、経営陣に報告しています。また、会計監査人（監査法人）による外部監査により財務報告の正確性やIT全般統制を検証し、リスク管理態勢の適切性や有効性を担保するよう努めています。

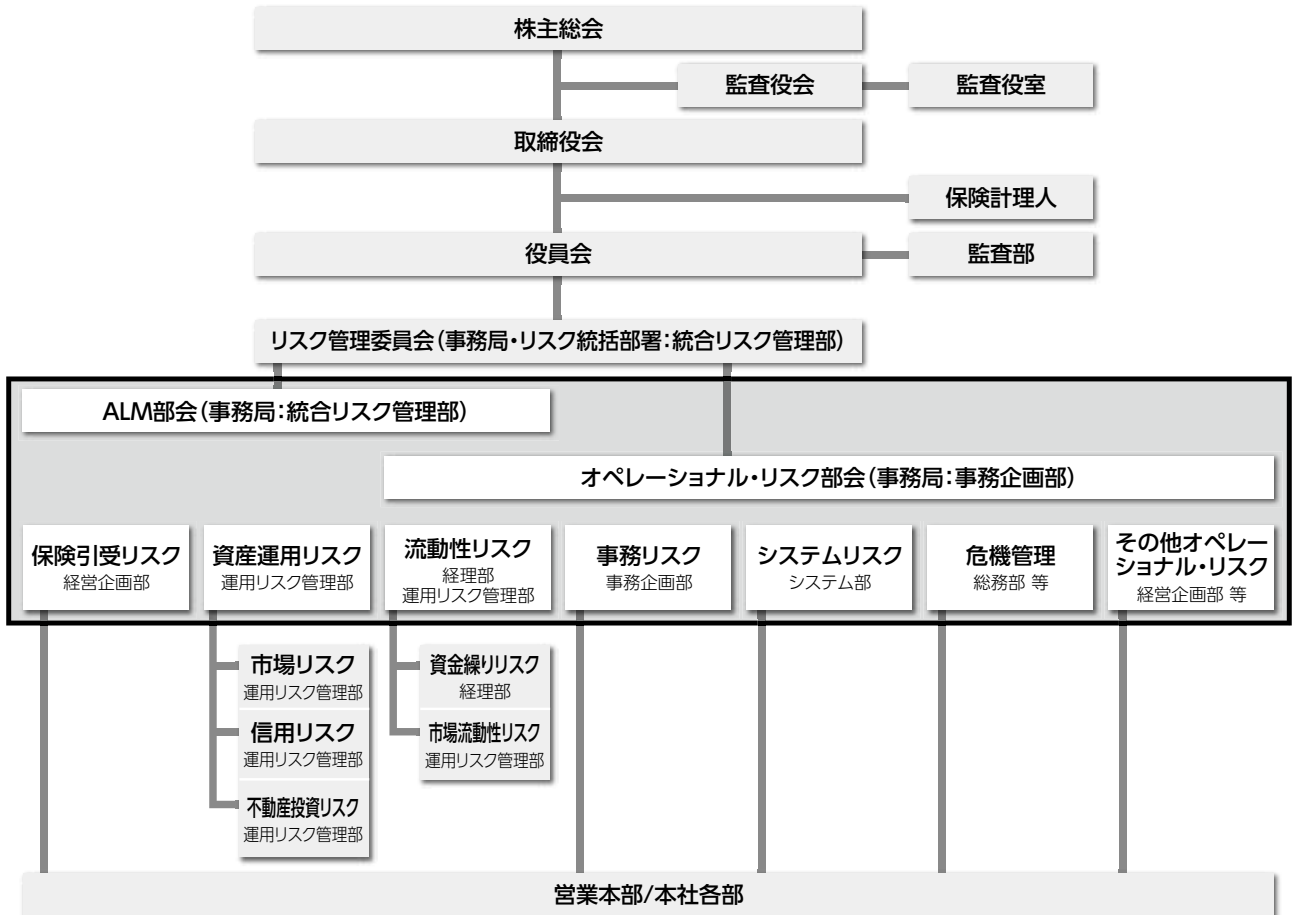
リスク管理の態勢

▶オリックス生命のリスク管理態勢

当社では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「リスク管理基本方針」を制定してさまざまなリスクをコントロールすべく管理態勢の強化に取り組んでいます。また、全社的なリスク管理を推進する組織と

して「リスク管理委員会」を、リスク統括部署として「統合リスク管理部」を設置しています。さらに、「リスク管理委員会」の下部組織として「ALM部会」「オペレーショナル・リスク部会」を設置しています。

■ リスク管理組織体系図



① リスク管理委員会の役割

業務運営上の各リスクは、原則としてそれぞれの所管部署が管理する態勢としていますが、各リスク管理部門におけるリスク管理の状況を総合的に把握し、問題点があれば

対策を協議したうえで経営陣に適宜報告する組織として「リスク管理委員会」を設置しています。「リスク管理委員会」では主に以下の業務を担当しています。

- ① リスク管理基本方針に関する事項
- ② 各リスク管理の管理方針・規則・要領に関する事項
- ③ 各リスク管理の状況に関する事項
- ④ 統合的リスク管理に関する事項
- ⑤ リスク管理啓蒙活動に関する事項

コーポレートガバナンスの強化について

② ALM部会の役割

当社では、負債特性を十分に認識し、資産と負債の総合的な管理(ALM※)を行っていくことを活動目的とする

「ALM部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しており、主に以下の業務を担当しています。

※ ALM:Asset Liability Management 資産と負債を総合的に管理し、収益の最大化、リスクの最小化、流動性の保持を図ることです。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 将来キャッシュフローやデレションおよびその金利感応度の定期的モニタリング ② 金利リスクやその他市場リスクの定期的モニタリング ③ 統合リスク管理や市場動向をふまえた資産運用リスク量の上限設定およびリスク・カテゴリーごとのリスク資本配賦 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 負債特性および会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分の検討 ⑤ 資金繰り管理部門が行っている資産・負債両面からの流動性の評価が、保険金等に対する支払い準備の視点からも十分に機能していることの確認 |
|--|--|

③ オペレーショナル・リスク部会の役割

オペレーショナル・リスクに関する各リスク所轄部門と密接に連携し、全社的なリスクを認識・評価したうえで、各リスク管理部門の活動等を支援し、管理態勢を強化するこ

とを目的とする「オペレーショナル・リスク部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しており、主に以下の業務を担当しています。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 重大なリスクの把握と優先すべきリスクの提言 ② 発生した事務ミス、システム障害等の定期的な確認と対策の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ③ 流動性リスクの管理方法の評価と定期モニタリング結果の確認 ④ 内部・外部の監査結果の定期的な確認と対策の検討 |
|--|---|

▶ 主なリスクへの対応

① 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的に将来収支予測に基づく保険商品の収益性を分析しており、必要に応じて契約引受の査定基準や保険料の改定を行っています。

再保険について

保険会社は、事業の安定運営のために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に移転して、リスクの平準化と分散化を図っています。当社では、健全性の高い再保険会社を選定し、商品の特性に応じた再保険の活用を行っています。

② 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産の価値が変動し、主に以下のリスクにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

1. 市場リスク

金利、株価、為替等の変動により損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的に時価を把握し、適切に資産配分が行われているかどうか等をモニタリングしています。また、リスク量(VaR※)を測定し、これを市場リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

2. 信用リスク

主に貸付先や債券の投資先の経営悪化等から損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的に貸付先の財務状況等をモニタリングしています。また、リスク量(VaR※)を測定し、これを信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

3. 不動産投資リスク

賃貸料等の変動により不動産の収益が減少するリスクと不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスクをいいます。当社では、投資物件について定期的に投資利回りの検証・収益予測の見直しを行い、リスク量(VaR※)を測定し、これを不動産リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

※ VaR: Value at Risk 一定期間に一定の確率で生じ得る予想最大損失額のことです。

③ オペレーショナル・リスク等

オペレーショナル・リスクとは、主に以下のリスクにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

1. 流動性リスク

予期せぬ資金流出により予定外の資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」と、流動性の低い資産に投資することにより通常より不利な価格での取引を余儀なくされ損失を被る「市場流動性リスク」をいいます。当社では、流動性の高い資産を、常時一定の割合を確保できるよう、モニタリングを行っています。

2. 事務リスク

役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、全社レベルでの事務ミス発生の状況把握と原因分析を行い、事務改善に反映することにより、事務ミスの発生防止・事務リスクの軽減に努めています。

3. システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、システムリスクの上昇が懸念されるシステムのリニューアルを随時進めています。また、システム運用を安全性・信頼性の高いシステム会社に委託することで、リスク発現防止に努めています。さらに、お客さまの情報の漏えいやシステムへの不正アクセス等を防止するために必要な対策を実施しています。

▶ ストレステストの実施

ストレステストとは、経済情勢や保険事故の発生率等が統計的に想定されるリスク水準を超えて急激に変動した場合に、どの程度の損失が発生するかを把握する手法です。

当社では、金利感応度の定期的モニタリングのほか、金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証しています。スト

レステストの結果は、「リスク管理委員会」等へ報告され、必要に応じて、モニタリングの強化や経営上、財務上の対応が検討、実施されることとなります。

▶ 第三分野保険のストレステスト

● 保険業法第二百一十一条第一項第一号^(※1)の確認(第三分野保険^(※2)に係るものに限る。)の合理性および妥当性
第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることについて、次のように確認しています。

死亡保険等に比べて長期的な不確実性を有する、第三分野保険の保険事故発生率に対して、責任準備金の十分な積立水準の確保を確認するため、平成10年大蔵省告示第231号に基づきストレステスト^(※3)を実施しました。その結果、ストレステストによる危険準備金^(※4)の積み立てはなく、また、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テスト^(※5)の対象となる

保険契約の区分はありませんでした。なお、ストレステストで使用した保険事故発生率は、将来10年間の保険金等の増加を十分にカバーする水準であり、過去の保険事故発生率の実績等に基づいて適切に設定されていることを確認しています。上記の合理性および妥当性については保険計理人が確認し、その結果を取締役に報告しています。

(※1)「保険業法第二百一十一条第一項第一号」の内容……保険計理人は、毎決算期において保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。

(※2)第三分野保険……医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野の保険種類。

(※3)ストレステスト……商品ごとにあらかじめ設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するテスト。

(※4)危険準備金……保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備える準備金。貸借対照表上は負債である「責任準備金」に含まれる。

(※5)負債十分性テスト……ストレステストの結果により、あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予測の範囲内のリスクに対応できないおそれがある場合、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じていないかを確認するテスト。

▶ 危機管理方針

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に対する管理の重要性が高まっています。

当社では、経営に影響を与えかねない危機発生に備えた危機管理態勢の構築を進めています。具体的には、地震災害対応事業継続計画書や各種危機対応マニュアル

の策定等により、緊急事態が発生した際にも保険金支払業務等、重要業務を継続できる態勢の整備に努めています。

情報システムに関する状況

① 営業支援システムの拡充

インターネット技術を活用した営業支援システムを、当社内および代理店に展開し、お客さまに迅速なご提案ができる態勢を整えています。また、お客さまや代理店からのご意見やニーズをシステムに反映するため、日々改善に取り組み、定期的な改定を実施しています。

② お客さまサービス向上の取組み

お客さまにインターネットによる申込みを円滑に行っていただくため、安全で「わかりやすい」Webシステムを構築しました。また、お客さまからお申込みいただいた契約をより早く、正確に処理するため、新契約自動査定イメージワークフローシステムを導入しています。引き続きお客さまサービスの向上のため、システム環境構築に努めてまいります。

③ アウトソーシングによる効率化

システムコストの効率化と最新技術情報の共有のため、システム運用業務、システム開発業務について、積極的にアウトソーシングを行っております。アウトソーシングにより、最新技術の取得、コストの削減、システムセキュリティの強化に努めています。

④ 事業継続計画の検討

事業継続計画は、大規模災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業の継続あるいは早期の復旧を可能とするために、あらかじめその方法や手段を決めておくものです。これにより、緊急事態に遭遇しコンピュータ設備にダメージを受けた場合でも、お客さまサービスの継続を実現します。引き続き業務継続面に関わるシステム対策を実施していく予定です。

⑤ 情報セキュリティの強化

● パソコンのセキュリティ対策について

個人情報記録されたノートパソコンを社外に持ち出す場合は、持ち出す情報の事前申請と帰社後の情報削除を徹底しています。万が一に備えたウィルス対策や認証、暗号化を行い、厳重に管理しています。

● 情報漏えい対策について

個人情報の万一の漏えい対策として、パソコンからの外部記憶装置への記録を制限しています。また、電子メールへファイルを添付して社外へ送信する場合は、強制的にパスワード保護、暗号化を行うシステムを導入する等、管理体制を強化しています。

● 情報へのアクセス管理について

個人情報にアクセスできる役職員を業務上必要最小限の範囲の者に限定するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当社では、生命保険会社に対する公共の信頼を維持し、生命保険会社の業務の適切性および健全性を確保し、社会

に貢献していくため、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定めています。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体をあげて対応する。
2. 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察など外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応できるよう努める。
3. 反社会的勢力との取引を含めた関係を一切遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。

4. 反社会的勢力からの不当要求には、一切応じず、毅然として法的対応を行う。
5. 反社会的勢力との資金提供や裏取引は絶対に行わない。
6. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員等の安全を確保する。

利益相反管理態勢について

▶利益相反管理態勢について

当社は、お客さま保護の観点から、お客さまと当社および当社のグループ会社との間の取引で、お客さまの利益が

不当に害されることがないように、利益相反管理に関して以下のとおり管理方針を定め、適切に管理しています。

▶利益相反管理方針(概要)

①「利益相反」のおそれがある取引

「利益相反」とは、当社または当社のグループ会社とお客さまとの間において利益が相反する状況をいいます。当社では保険関連業務において、以下の①または②に該当するものを利益相反のおそれがある取引として管理の対象とします。

- ①お客さまの不利益のもと、当社または当社のグループ会社が不当に利益を得ている可能性があること
- ②当社または当社のグループ会社が、お客さまの情報を不適切に利用して、不当に利益を得ている可能性があること

当社では、お客さまとの取引が利益相反のおそれがある取引に該当するか否かについて、利益相反管理統括責任者が、営業部門・資金運用部門から独立した利益相反管理統括部門からの情報および個別・具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

②利益相反として特定する取引とその類型

当社は、利益相反のおそれがある取引を、以下の第1～第4類型の観点から検討を行い、個別・具体的な事情に応じて特定します。

これに、「グループ会社との取引」を加えて、管理の対象となる取引(以下、「対象取引」という)を以下のとおり5つに類型化します。

- 第1類型：お客さまの利益保護を図る義務に違反または違反するおそれのある取引
- 第2類型：行為規制等の違反または違反するおそれのある取引
- 第3類型：情報の不適切な利用による取引
- 第4類型：お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を助長するもの
- 第5類型：グループ会社との取引(アームズ・レングス・ルールの適用)

③利益相反管理態勢

利益相反取引の管理を適正に遂行するため、利益相反管理統括部門を定め、利益相反に関する当社およびグループ会社の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

また、当社は定期的に管理態勢を検証し、必要に応じて見直しを行います。

④対象取引の管理方法

対象取引の管理方法として、各類型において、それぞれの特性や程度等に応じ、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択することにより、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、周知・徹底します。

- (1)対象取引の中止
- (2)対象取引の条件または方法の変更
- (3)情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (4)お客さまへの利益相反状況の開示
- (5)その他の対応(業法や各規則に則ってすでに整備されている内部管理態勢を厳格に運用することを含みます)

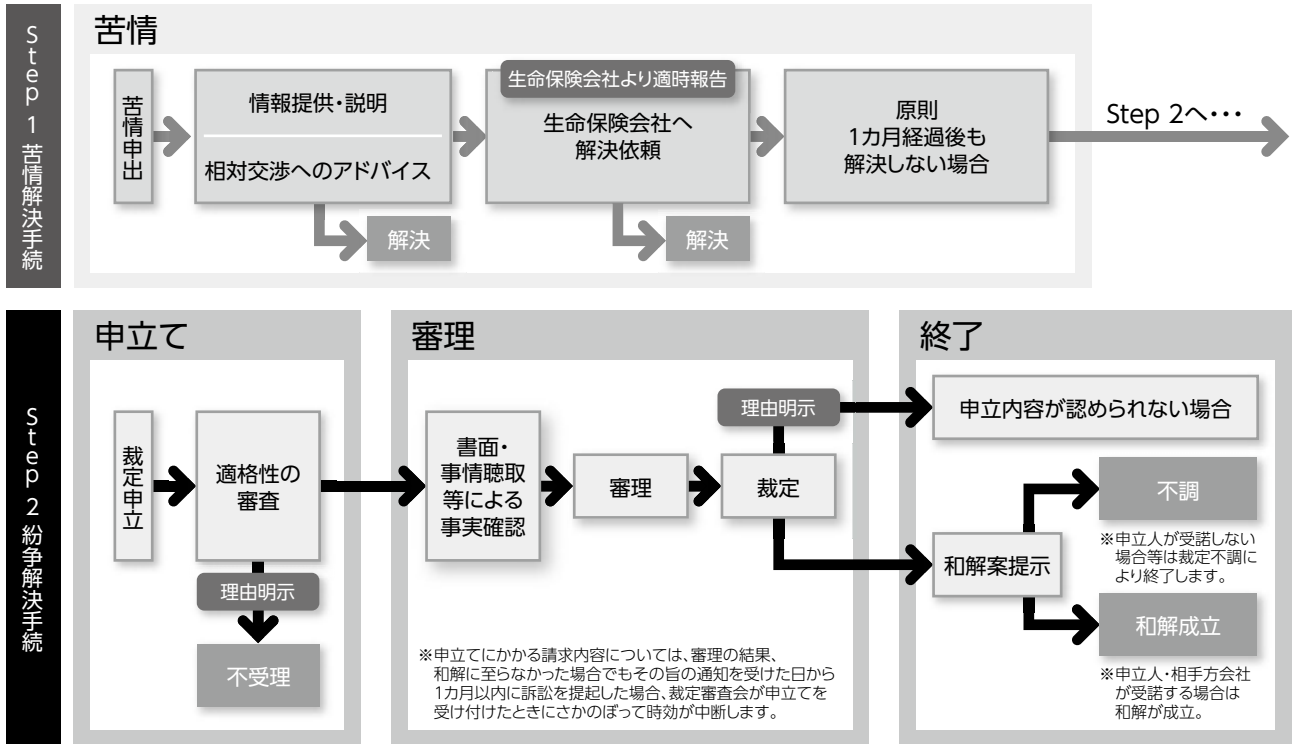
金融ADR制度への対応

当社は、金融ADR制度開始にともない、生命保険業務に係る指定ADR機関(指定紛争解決機関)である社団法人 生命保険協会との間で「手続実施基本契約」を締結しています。

この手続きは、お客さまが社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」、および全国各地に設置された「連絡所」に、電話・文書(電子メール・FAX不可)・来訪等で、生命保険に

関するさまざまな相談・照会・苦情の申し出を行うことから始まります。

「生命保険相談所」が苦情の申し出を受けたときから原則として1カ月を経過しても解決しない場合は、生命保険相談所内の「裁定審査会」に申立てすることができます。



コーポレートガバナンスの強化について

個人情報保護について

▶取組態勢

当社では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、およびそれに関連する諸法令やガイドライン等を遵守すべく、社内諸規程・組織の整備、従業員向けの社内啓蒙等を実施し、個人情報の適正な取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

個人情報を含む書類等の廃棄方法は、シュレッダーによる裁断または溶解処理による廃棄を徹底しています。代理

店に対しては、「代理店業務検査」において個人情報保護の取組方法を確認しており、また適宜、個人情報を取り扱うにあたり、安全管理措置を講じる必要があることを指導しています。また、当社ホームページ等に「プライバシーポリシー」を公表し、個人情報保護に関する当社の考え方、取組姿勢等を宣言しています。

▶情報セキュリティ部会の役割

当社では、情報管理の基本的事項を「情報管理基本規則」「情報セキュリティ諸規則」および「情報システム諸規則」等に定め、情報管理の継続的な態勢整備を行っています。

個人情報保護対策をはじめとする情報セキュリティについての具体的な社内活動の推進組織として、「コンプラ

イアンス委員会」の下部組織に「情報セキュリティ部会」を設置しています。「情報セキュリティ部会」は主に以下の業務を活動方針として定期的に開催しています。なお「情報セキュリティ部会」の活動状況は「コンプライアンス委員会」で報告・審議され役員会等に報告されています。

- ①情報セキュリティに関する規程整備のための討議
- ②社内の啓蒙

- ③定期的モニタリング
- ④情報セキュリティに有効な施策の実施

▶定期的なモニタリング等

個人情報の紛失、漏えい、不正なアクセス等に対する安全対策として、「コンプライアンス委員会」の下部組織である「情報セキュリティ部会」を通じて、全社的・定期的な

モニタリングを実施する等、個人情報保護に全社をあげて取り組んでいます。

▶外部委託先の管理

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、委託先での安全な委託業務遂行・確保のため、情報セキュリティに関する適切な規則の制定の有無や従業員研修の定期的な実施の有無等、客観的な選定基準を設けて委託先

としての適格性を審査しています。さらに、秘密保持義務事項を定めた委託契約等の締結を必須としています。また、定期的な立入検査報告体制の整備や委託契約終了時の書類の廃棄・返却等、管理の強化に努めています。

▶問合せ窓口の設置

保険にご加入いただいているお客さまの個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せに関する専門窓口として「個人情報問合せ

窓口」を設置しており、「プライバシーポリシー」に明記しホームページ等でご案内しています。

個人情報の取扱いについて

当社では、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めていきます。

オリックス生命のプライバシーポリシー

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいたうえで行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手

や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、

改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さままたは公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他の正当な理由がある場合

5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人で

あることの確認を行ったうえで、適切に対応させていただきます。

問合せ窓口

個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問合せは、下記窓口にて承っています。

オリックス生命保険株式会社 個人情報問合せ窓口
☎ 042-548-5575 受付時間: 9:00~17:00
(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

① 法令により個人情報の利用目的が限定されている場合について

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族または性生活に関する情報については、保険業法施行規則

第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用しません。

② 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約

者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

③ 団体保険における個人情報の取扱いについて

当社団体保険にご加入いただいておりますお客さまの個人情報につきましては、保険契約者(団体)さまより当社にご提供いただいております。当社が取得しました個人

情報は、ご加入の各保険種類に応じて次の目的の範囲内で利用させていただいております。

1. 総合福祉団体定期保険および団体信用生命保険

- ・ 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

- ・ その他保険に関連・付随する業務

2. 団体定期保険

- ・ 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社・グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理

- ・ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・ その他保険に関連・付随する業務

※団体定期保険のうち、福利厚生制度に基づき会社等が保険料を負担しご加入されている場合の利用目的は前記1.となります。

また、当社が取得した個人情報は、保険契約者さまのほか、共同取扱契約の場合のほかの引受保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供しています。なお、今後、お客さまの個人情報に変更等が生じた際にも、引き続き同様のお取扱いをさせていただきます。

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問合せ先

⋮ (社)生命保険協会 生命保険相談所

⋮ 電話番号：03-3286-2648 受付時間：9:00～17:00
⋮ (土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

⋮ 住 所：〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

⋮ ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>

会社概要

▶ 会社沿革

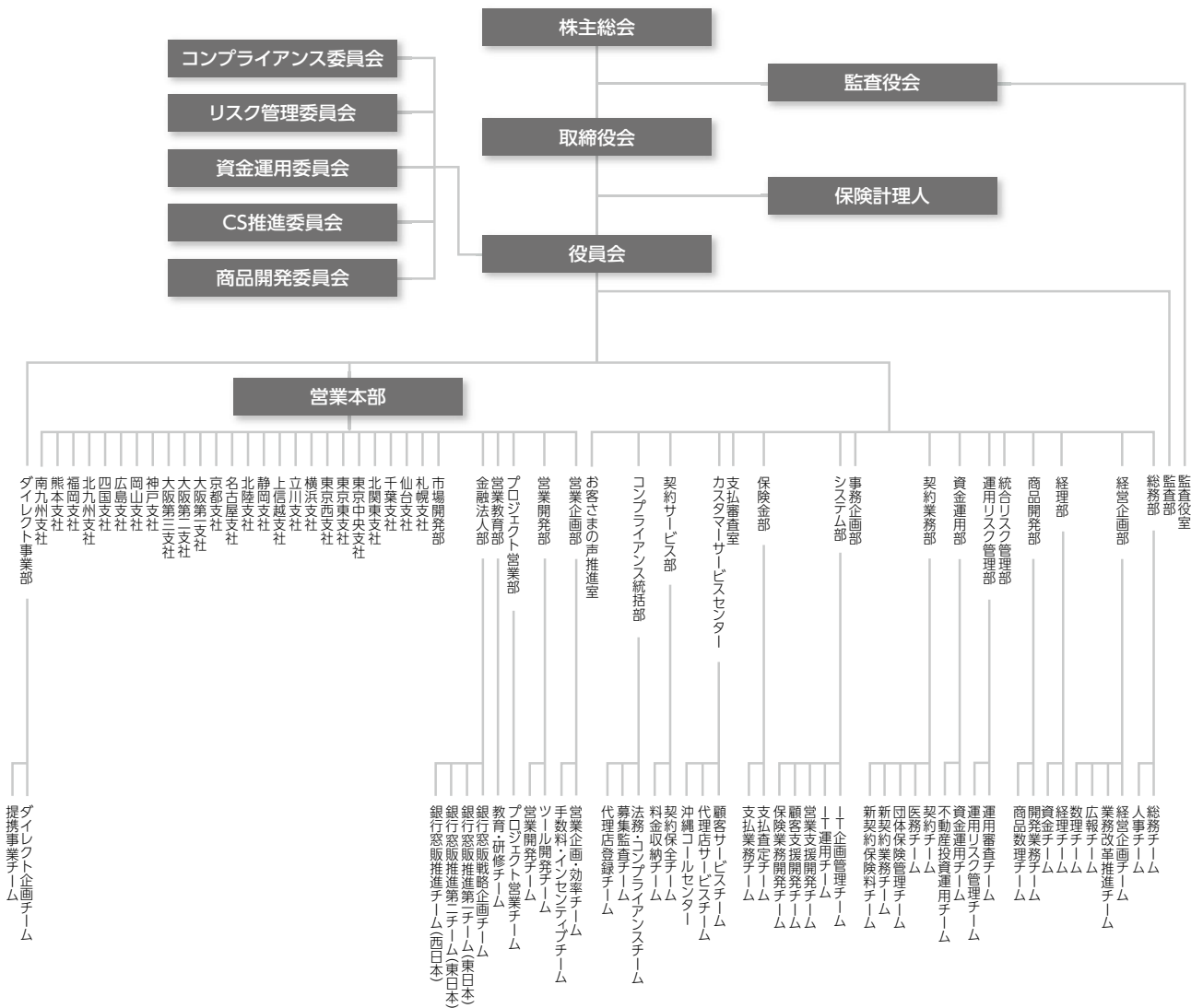
1991年	4月	オリックス・オマハ生命保険株式会社設立
	5月	生命保険事業免許を取得
	6月	営業開始
	8月	ユナイテッドオポオマハ生命保険会社より日本通貨建保険契約を包括移転
1992年	4月	団体信用生命保険発売 フレッシュエンド定期保険(通増定期保険特約付定期保険)発売
	11月	オリックスグループの全額出資会社となる
1993年	2月	オリックス生命保険株式会社に社名変更
	5月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)1兆円を突破
1994年	7月	リビングニーズ特約、年金支払特約取扱開始
	8月	保有契約高(個人保険)1兆円を突破
1996年	3月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)2兆円を突破
	7月	特定疾病保障保険発売
	11月	総合福祉団体定期保険発売
1997年	9月	通信販売専用商品「オリックス生命ダイレクト保険」発売
1998年	9月	保有契約高(個人保険)2兆円を突破
1999年	1月	オリックス生命ダイレクト保険インターネットでの「保険契約申込予約」「第1回保険料決済」を開始
	3月	80億円の第三者割当増資を実施
2000年	3月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)3兆円を突破
	12月	法令等遵守宣言
2001年	3月	保有契約高(個人保険)3兆円を突破
	4月	定期保険「プライムセーブ」「コストブロック」発売 執行役員制度の導入
2002年	3月	オリックス株式会社より90億円の劣後ローン借入れを実施
	11月	「低解約払戻定期保険 [ロングタームA]」発売
2003年	6月	「入院保険 fit [フィット]」発売
2004年	3月	「新がん保険Ⅷ型」発売
	7月	保有契約高(個人保険および団体保険の合計)4兆円を突破
2005年	10月	「収入保障保険 大黒様(だいこくさま)」発売
		「解約払戻金抑制型定期保険 Fine Save [ファインセーブ]」発売
2006年	9月	「医療保険 CURE [キュア]」発売
2007年	5月	厚生労働省より次世代育成支援対策に積極的に取り組む企業として次世代認定マークを取得
	7月	「医療保険 CURE-W [キュア・ダブル]」「医療保険 CURE-S [キュア・エス]」発売
2008年	3月	オリックス株式会社に90億円の劣後ローンを返済
	5月	女性専用「医療保険 CURE Lady [キュア・レディ]」発売
	11月	オリックス株式会社への第三者割当による100億円の増資を実施
2009年	3月	オリックス株式会社への第三者割当による150億円の増資を実施
	6月	「医療保険 CURE [キュア]」、「医療保険 CURE Lady [キュア・レディ]」において「先進医療特約」の取扱開始
	9月	個人保険の保有契約件数100万件突破
2010年	3月	「がん保険 Believe [ビリーブ]」発売
	7月	「収入保障保険 Keep [キープ]」発売
	10月	「医療保険 CURE Support [キュア・サポート]」発売
2011年	5月	オリックス生命ダイレクト保険「インターネット申込」を開始 「インターネット申込専用定期保険 Bridge [ブリッジ]」発売
	10月	「終身保険 RISE Support [ライズ・サポート]」発売
	11月	オリックス株式会社への第三者割当による100億円の増資を実施
2012年	4月	個人保険の保有契約件数150万件突破
	6月	「がん診断治療給付金特約」「がん通院特約」発売 現住所に本社移転

▶ 主要な業務の内容

- ① 生命保険業
- ② 他の保険会社(外国保険業者を含む。)の保険業に係る業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- ③ 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- ④ その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項
(注)「国債等の窓口販売業務」は現在行っていません。

▶ 経営の組織

■ オリックス生命保険株式会社 組織図(2012年7月1日現在)



▶取締役および監査役

2012年7月1日現在

代表取締役	大藤俊行*
取締役	水盛五実*
取締役	齋藤毅*
取締役	浦田晴之
取締役	横山禎徳

常勤監査役	広瀬秋良
常勤監査役	林新太郎
監査役	井上亮
監査役	裾分路啓

* 執行役員を兼務

▶執行役員

2012年7月1日現在

執行役員会長	水盛五実
執行役員社長	大藤俊行
常務執行役員	齋藤毅
常務執行役員	瀬川修平
常務執行役員	菅沼重幸

執行役員	林豊
執行役員	平山攝
執行役員	山科裕子
執行役員	竹本裕

▶従業員の在籍・採用状況

■ 在籍状況

区分	2009年度末 在籍数	2010年度末 在籍数	2011年度末 在籍数
内勤職員	674名	746名	746名
(男性)	319	378	394
(女性)	355	368	352
営業職員	該当なし	該当なし	該当なし

■ 採用状況

区分	2009年度 採用数	2010年度 採用数	2011年度 採用数
内勤職員	19名	21名	32名
(男性)	10	14	24
(女性)	9	7	8
営業職員	該当なし	該当なし	該当なし

■ 平均年齢及び平均勤続年数

区分	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	35.8歳	7.2年	37.0歳	7.0年	38.0歳	7.8年
(男性)	39.8	8.9	40.5	8.4	41.0	9.0
(女性)	32.0	5.5	33.6	5.6	34.8	6.6
営業職員	該当なし		該当なし		該当なし	

▶平均給与(内勤職員)

(単位:千円)

区分	2009年度	2010年度	2011年度
内勤職員	361	372	376

(注)上記には賞与および時間外手当は含まれません。

▶平均給与(営業職員)

該当ありません。

▶ 店舗網一覧

■ 本社・支社・営業拠点一覧

2012年7月1日現在

店舗名	郵便番号	所在地	連絡先
本社	〒107-0052	港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ	TEL:03-6862-6300 FAX:03-6685-0118
	〒190-0012	立川市曙町2-22-20 立川センタービル	—
金融法人部	〒107-0052	港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ	TEL:03-6685-0120 FAX:03-6685-0161
札幌支社	〒060-0002	札幌市中央区北二条西1-1-7 ORE札幌ビル	TEL:011-231-1002 FAX:011-231-1047
仙台支社	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-9-27 プライムスクエア広瀬通	TEL:022-215-7951 FAX:022-215-7956
千葉支社	〒273-0005	船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル	TEL:047-433-3041 FAX:047-433-3284
北関東支社	〒330-0844	さいたま市大宮区下町1-8-1 大宮下町1丁目ビル	TEL:048-646-0477 FAX:048-646-0489
東京中央支社	〒163-0706	新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル	TEL:03-6863-6623 FAX:03-3345-0843
東京東支社	〒103-0022	中央区日本橋室町1-12-15 テラサキ第2ビル	TEL:03-3275-1060 FAX:03-3275-9980
東京西支社	〒163-0706	新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル	TEL:03-6863-6607 FAX:03-3345-0841
横浜支社	〒220-0012	横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル	TEL:045-225-6223 FAX:045-225-6224
立川支社	〒190-0012	立川市曙町2-22-20 立川センタービル	TEL:042-548-5830 FAX:042-548-5530
上信越支社	〒370-0849	高崎市八島町68-17 高德ビル	TEL:027-321-6551 FAX:027-321-6571
静岡支社	〒420-0859	静岡市葵区栄町3-1 あいおいニッセイ同和損保 静岡第一ビル	TEL:054-221-0850 FAX:054-221-0598
北陸支社	〒920-0869	金沢市上堤町2-37 金沢三栄ビル	TEL:076-262-5730 FAX:076-262-5937

店舗名	郵便番号	所在地	連絡先
名古屋支社	〒460-0003	名古屋市中区錦2-9-29 ORE名古屋伏見ビル	TEL:052-223-1280 FAX:052-223-1281
京都支社	〒600-8008	京都市下京区四條通烏丸東入長刀鉾町20 四條烏丸FTスクエア	TEL:075-213-3970 FAX:075-213-3980
大阪第一支社	〒550-0005	大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	TEL:06-6578-1002 FAX:06-6578-1009
大阪第二支社	〒550-0005	大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	TEL:06-6578-1013 FAX:06-6578-1021
大阪第三支社	〒550-0005	大阪市西区西本町1-4-1 オリックス本町ビル	TEL:06-6578-1019 FAX:06-6578-1027
神戸支社	〒651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル	TEL:078-242-3101 FAX:078-242-3121
岡山支社	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル	TEL:086-222-9888 FAX:086-222-9777
広島支社	〒730-0037	広島市中区中町7-41 広島三栄ビル	TEL:082-249-6363 FAX:082-249-6474
四国支社	〒760-0018	高松市天神前10-12 香川天神前ビル	TEL:087-834-8355 FAX:087-834-8377
北九州支社	〒802-0003	北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル	TEL:093-522-1487 FAX:093-522-1488
福岡支社	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4-4-15 博多駅前H44ビル	TEL:092-474-5113 FAX:092-474-5114
熊本支社	〒860-0804	熊本市辛島町6-7 辛島第一ビルディング	TEL:096-359-8100 FAX:096-359-8077
南九州支社	〒892-0828	鹿児島市金生町1-1 アルポーレ鹿児島	TEL:099-226-0383 FAX:099-226-0385
ダイレクト事業部	〒107-0052	港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲート	TEL:03-6683-2203 FAX:03-6685-0165

▶ 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1991年 4月12日	7,000百万円	7,000百万円	会社設立
1999年 3月31日	8,000百万円	15,000百万円	第三者割当
2009年11月13日	5,000百万円	20,000百万円	第三者割当
2010年 3月24日	7,500百万円	27,500百万円	第三者割当
2011年11月24日	5,000百万円	32,500百万円	第三者割当

▶ 株式の状況

■ 株式の総数

発行する株式の総数	3,000,000
発行済み株式の総数	1,000,000
当期末株主数	1

■ 発行済み株式の種類等

発行済み株式	
種類	普通株式
発行数	1,000,000
内容	—

■ 大株主

2012年7月1日現在

株主名	当社への出資比率	
	持株数	持株比率
オリックス株式会社	1,000,000	100%

▶ 主要株主の状況

名称	オリックス株式会社
本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
資本金	144,026百万円
事業の内容	リース、融資およびその他の金融サービス
設立年月日	1964年4月17日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	100%

I. 財産の状況

1. 貸借対照表 54

2. 損益計算書 55

3. キャッシュ・フロー計算書 60

4. 株主資本等変動計算書 61

5. 債務者区分による債権の状況 62

6. リスク管理債権の状況 62

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 62

8. 保険金等の支払能力の充実の状況
 (ソルベンシー・マージン比率) 63
 (旧基準によるソルベンシー・マージン比率) 63

9. 有価証券等の時価情報 (会社計)

(1) 有価証券の時価情報 64

(2) 金銭の信託の時価情報 65

(3) デリバティブ取引の時価情報 65

10. 経常利益等の明細 (基礎利益) 66

11. 計算書類等に関する会計監査人の監査 67

12. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 67

II. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況 68

(2) 保有契約高及び新契約高 68

(3) 年換算保険料 68

(4) 保障機能別保有契約高 69

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 70

(6) 異動状況の推移 70

(7) 契約者配当の状況 71

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率 72

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険) 72

(3) 新契約率 (対年度始) 72

(4) 解約失効率 (対年度始) 72

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約) 72

(6) 死亡率 (個人保険主契約) 72

(7) 特約発生率 (個人保険) 72

(8) 事業費率 (対収入保険料) 72

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 72

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 72

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 72

(12) 未だ収受していない再保険金の額 73

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 73

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表 73

(2) 責任準備金明細表 73

(3) 責任準備金残高の内訳 73

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高 (契約年度別) 73

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 74

(6) 契約者配当準備金明細表 74

(7) 引当金明細表 74

(8) 特定海外債権引当勘定の状況 74

(9) 資本金等明細表 74

(10) 保険料明細表 74

(11) 保険金明細表 75

(12) 年金明細表 75

(13) 給付金明細表 75

(14) 解約返戻金明細表 75

(15) 減価償却費明細表 75

(16) 事業費明細表 75

(17) 税金明細表 75

(18) リース取引 76

(19) 借入金残存期間別残高 76

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況 76

(2) 運用利回り 77

(3) 主要資産の平均残高 77

(4) 資産運用収益明細表 78

(5) 資産運用費用明細表 78

(6) 利息及び配当金等収入明細表 78

(7) 有価証券売却益明細表 78

(8) 有価証券売却損明細表 78

(9) 有価証券評価損明細表 78

(10) 商品有価証券明細表 78

(11) 商品有価証券売高 78

(12) 有価証券明細表 78

(13) 有価証券の残存期間別残高 79

(14) 保有公社債の期末残高利回り 79

(15) 業種別株式保有明細表 79

(16) 貸付金明細表 80

(17) 貸付金残存期間別残高 80

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 80

(19) 貸付金業種別内訳 81

(20) 貸付金使途別内訳 81

(21) 貸付金地域別内訳 81

(22) 貸付金担保別内訳 82

(23) 有形固定資産明細表 82

(24) 固定資産等処分益明細表 82

(25) 固定資産等処分損明細表 82

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 82

(27) 海外投融資の状況 83

(28) 海外投融資利回り 83

(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額) 83

(30) 各種ローン金利 84

(31) その他の資産明細表 84

5. 有価証券等の時価情報 (一般勘定) 84

III. 特別勘定に関する指標等 84

IV. 保険会社及びその子会社等の状況 84

確認書 86

生命保険協会統一開示項目索引 87

I. 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		科目	年度	
	2010年度末 (2011年3月31日現在)	2011年度末 (2012年3月31日現在)		2010年度末 (2011年3月31日現在)	2011年度末 (2012年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金及び預貯金	31,176	16,306	保険契約準備金	473,963	501,622
現金	5	5	支払準備金	17,220	17,852
預貯金	31,170	16,300	責任準備金	456,149	483,239
買入金銭債権	30,171	25,805	契約者配当準備金	593	531
有価証券	312,351	380,636	再保険借	157	202
国債	71,698	159,997	その他負債	6,070	8,238
地方債	7,953	8,455	未払法人税等	69	49
社債	202,418	188,217	未払金	465	347
株式	57	57	未払費用	4,112	5,950
外国証券	21,264	10,123	前受収益	0	0
その他の証券	8,959	13,785	預り金	28	29
貸付金	60,026	38,028	預り保証金	872	1,163
保険約款貸付	5,606	5,053	仮受金	520	698
一般貸付	54,420	32,975	退職給付引当金	248	63
有形固定資産	42,225	37,606	価格変動準備金	1,570	1,660
土地	20,154	20,887	支払承諾	35	28
建物	21,817	16,588			
その他の有形固定資産	253	131	負債の部合計	482,045	511,815
無形固定資産	3,441	3,426			
ソフトウェア	3,374	3,261	〈純資産の部〉		
その他の無形固定資産	67	165	資本金	27,500	32,500
代理店貸	1	1	資本剰余金	13,704	18,704
再保険貸	82	299	資本準備金	13,704	18,704
その他資産	13,401	20,290	利益剰余金	△ 31,515	△ 39,092
未収金	8,565	14,409	その他利益剰余金	△ 31,515	△ 39,092
前払費用	2,449	3,197	繰越利益剰余金	△ 31,515	△ 39,092
未収収益	1,038	1,111	株主資本合計	9,689	12,112
預託金	576	546			
仮払金	94	4	その他有価証券評価差額金	△ 441	△ 957
その他の資産	675	1,020	評価・換算差額等合計	△ 441	△ 957
繰延税金資産	4,705	3,942			
支払承諾見返	35	28	純資産の部合計	9,248	11,154
貸倒引当金	△ 6,324	△ 3,402	負債及び純資産の部合計	491,294	522,969
資産の部合計	491,294	522,969			

2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2010年度 (2010年4月1日から2011年3月31日まで)	2011年度 (2011年4月1日から2012年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		124,746	133,509
保険料等収入		107,892	118,128
保険料収入		107,728	117,737
再保険収入		163	391
資産運用収益		14,628	13,810
利息及び配当金等収入		11,147	10,140
預貯金利息		0	0
有価証券利息・配当金		4,060	4,334
貸付金利息		2,011	1,397
不動産賃貸料		4,147	3,900
その他利息配当金		928	507
有価証券売却益		2,880	2,805
有価証券償還益		9	114
為替差益		—	0
貸倒引当金戻入額		—	657
その他運用収益		591	91
その他経常収益		2,225	1,570
年金特約取扱受入金		1,772	1,400
保険金据置受入金		59	51
責任準備金戻入額		384	—
退職給付引当金戻入額		—	107
その他の経常収益		9	10
経常費用		129,731	146,454
保険金等支払金		90,180	75,735
保険金		22,859	15,475
年金		1,682	1,418
給付金		5,540	8,079
解約返戻金		58,087	49,063
その他返戻金		1,537	1,123
再保険料		473	574
責任準備金等繰入額		3,444	27,720
支払準備金繰入額		3,444	631
責任準備金繰入額		—	27,089
資産運用費用		3,061	3,455
支払利息		0	1
有価証券売却損		—	761
有価証券評価損		76	116
有価証券償還損		25	46
為替差損		0	—
賃貸用不動産等減価償却費		1,002	943
その他運用費用		1,956	1,585
事業費用		30,138	36,120
その他経常費用		2,906	3,422
保険金据置支払金		131	101
税金		1,699	2,003
減価償却費		1,064	1,315
退職給付引当金繰入額		7	—
その他の経常費用		2	2
経常損失		4,985	12,944
特別利益		961	3,703
固定資産等処分益		—	3,703
貸倒引当金戻入額		961	—
特別損失		454	107
固定資産等処分損		306	17
価格変動準備金繰入額		70	90
災害による損失		61	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		16	—
契約者配当準備金繰入額		583	518
税引前当期純損失		5,061	9,867
法人税及び住民税		67	△ 3,191
法人税等調整額		△ 4,515	901
法人税等合計		△ 4,448	△ 2,290
当期純損失		613	7,577

重要な会計方針

2010 年度	2011 年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 賃貸用有形固定資産 定額法により行っております。 営業用有形固定資産 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法により行っております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法により行っております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>4. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>7. 責任準備金の計上方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づき準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>8. ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 賃貸用有形固定資産 定額法により行っております。 営業用有形固定資産 建物 定額法により行っております。 建物以外 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法により行っております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法により行っております。 なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>4. 価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>5. リース取引の処理方法 同左</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>7. 責任準備金の計上方法 同左</p> <p>8. ソフトウェアの減価償却の方法 同左</p> <p>9. 連結納税制度の適用 当社は、オリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

会計方針の変更

2010 年度	2011 年度
<p>当期より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。 これに伴い、経常損失が8百万円増加し、税引前当期純損失が24百万円増加しております。</p>	-

表示方法の変更

2010 年度	2011 年度
-	<p>当期より、保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益に含めて表示しております。 (2) 株主資本等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを当期首残高として表示しております。</p>

追加情報

2010 年度	2011 年度
<p>当社の親会社であるオリックス株式会社は、平成23年4月1日に開始する事業年度より連結納税の適用を受けることにつき、国税庁長官の承認を受けました。このため当期より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理をしております。</p>	<p>当期の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

注記事項（貸借対照表関係）

2010年度（2011年3月31日現在）				2011年度（2012年3月31日現在）			
<p>1. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売（契約獲得）により固定金利（予定利率）で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。</p> <p>この方針に基づき、具体的には、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産へ資産配分しております。</p> <p>また、デリバティブについては、主として為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を活用しておりますが、当期末の取引残高はありません。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスクに晒されております。</p> <p>市場リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>信用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>				<p>1. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売（契約獲得）により固定金利（予定利率）で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。</p> <p>この方針に基づき、具体的には、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産へ資産配分しております。</p> <p>また、デリバティブについては、主として為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を活用しておりますが、当期末の取引残高はありません。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスクに晒されております。</p> <p>市場リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>信用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、役員会に報告しております。</p> <p>主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	31,176	31,176	—	現金及び預貯金	16,306	16,306	—
買入金銭債権				買入金銭債権			
貸付金として取扱うもの	30,171			貸付金として取扱うもの	25,805		
△貸倒引当金(※1)	△236			△貸倒引当金(※1)	△182		
	29,934	29,934	—		25,623	25,623	—
有価証券	312,341	312,754	413	有価証券	380,627	383,446	2,819
満期保有目的の債券	43,694	44,107	413	満期保有目的の債券	43,657	46,477	2,819
その他有価証券	268,647	268,647	—	その他有価証券	336,969	336,969	—
貸付金	60,026			貸付金	38,028		
保険約款貸付	5,606			保険約款貸付	5,053		
一般貸付	54,420			一般貸付	32,975		
△貸倒引当金(※2)	△6,063			△貸倒引当金(※2)	△3,220		
	53,963	54,841	878		34,808	35,141	332
その他資産				その他資産			
未収金	8,565	8,565	—	未収金	14,409	14,409	—
未収収益	1,038	1,038	—	未収収益	1,111	1,111	—
<p>(※1) 買入金銭債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(※2) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p>				<p>(※1) 買入金銭債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>(※2) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。</p>			
<p>(1) 現金及び預貯金 預貯金は全て満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>(3) 有価証券 ・市場価格のある有価証券 3月末日の市場価格等によっております。 ・市場価格のない有価証券 将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、9百万円であります。</p> <p>(4) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。 一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。 一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。</p> <p>(5) その他資産（未収金及び未収収益） これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>				<p>(1) 現金及び預貯金 預貯金は全て満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 買入金銭債権の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>(3) 有価証券 ・市場価格のある有価証券 3月末日の市場価格等によっております。 ・市場価格のない有価証券 将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。 当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、9百万円であります。</p> <p>(4) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。 一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。 一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。 なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。</p> <p>(5) その他資産（未収金及び未収収益） これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>			
<p>2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル及び住宅（土地を含む）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、42,037百万円、時価は、47,378百万円です。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。</p>				<p>2. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル及び住宅（土地を含む）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、37,256百万円、時価は、40,784百万円です。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。</p>			

注記事項（貸借対照表関係）

2010年度（2011年3月31日現在）	2011年度（2012年3月31日現在）																										
<p>3. 貸付金のうち、破綻先債権額は2,826百万円、延滞債権額は3,984百万円、貸付条件緩和債権額は990百万円であり、その合計額は7,801百万円です。</p> <p>3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>	<p>3. 貸付金のうち、破綻先債権額は1,406百万円、延滞債権額は4,929百万円、貸付条件緩和債権額は990百万円であり、その合計額は7,326百万円です。</p> <p>3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>																										
<p>4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,607百万円です。</p>	<p>4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,332百万円です。</p>																										
<p>5. 関係会社に対する金銭債権の総額は2,678百万円、金銭債務の総額は123百万円です。</p>	<p>5. 関係会社に対する金銭債権の総額は4,726百万円、金銭債務の総額は139百万円です。</p>																										
<p>6. 繰延税金資産の総額は15,689百万円、繰延税金負債の総額は43百万円です。</p> <p>繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、10,940百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金9,872百万円、保険契約準備金2,350百万円、貸倒引当金1,768百万円、価格変動準備金550百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生原因別内訳は、未収配当金43百万円です。</p>	<p>6. 繰延税金資産の総額は13,955百万円、繰延税金負債の総額は81百万円です。</p> <p>繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,931百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、繰越欠損金9,061百万円、保険契約準備金2,405百万円、貸倒引当金798百万円、価格変動準備金511百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生原因別内訳は、未収配当金77百万円、繰延譲渡損益3百万円です。</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率36.21%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.33%、平成27年4月1日以降のものについては30.78%にそれぞれ変更になりました。この変更により、それぞれ507百万円の減少及び7百万円の減少となります。また、法人税等調整額は442百万円の増加となります。</p>																										
<p>7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p>	<p>7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p>																										
<p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>466百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>457百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>583百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>593百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	466百万円	当年度契約者配当金支払額	457百万円	契約者配当準備金繰入額	583百万円	当年度末現在高	593百万円	<p>8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>593百万円</td> </tr> <tr> <td>当期契約者配当金支払額</td> <td>580百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>518百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>531百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	593百万円	当期契約者配当金支払額	580百万円	契約者配当準備金繰入額	518百万円	当期末現在高	531百万円										
前年度末現在高	466百万円																										
当年度契約者配当金支払額	457百万円																										
契約者配当準備金繰入額	583百万円																										
当年度末現在高	593百万円																										
当期首現在高	593百万円																										
当期契約者配当金支払額	580百万円																										
契約者配当準備金繰入額	518百万円																										
当期末現在高	531百万円																										
<p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は169百万円です。</p> <p>なお、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）はありません。</p>	<p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は2百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は150百万円です。</p>																										
<p>10.1 株当たりの純資産額は11,560円52銭です。</p>	<p>10.1 株当たりの純資産額は11,154円45銭です。</p>																										
<p>11. 平成23年4月26日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議いたしました。それを受け、同年5月9日付けで資産の譲渡契約を締結し、同年6月1日付けで当該譲渡を完了する予定です。その概要は以下のとおりです。</p> <p>(1) 譲渡資産の種類 賃貸用不動産</p> <p>(2) 譲渡価額 12,944百万円</p>	<p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,232百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>																										
<p>12. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,232百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1) 退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td>△ 1,869百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td>1,575百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）</td> <td>△ 294百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td>418百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td>△ 295百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）</td> <td>△ 170百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金</td> <td>△ 248百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	△ 1,869百万円	ロ 年金資産	1,575百万円	ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 294百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	418百万円	ホ 未認識過去勤務債務	△ 295百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△ 170百万円	ト 前払年金費用	77百万円	チ 退職給付引当金	△ 248百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.1%	ハ 期待運用収益率	2.2%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年	ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年
イ 退職給付債務	△ 1,869百万円																										
ロ 年金資産	1,575百万円																										
ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 294百万円																										
ニ 未認識数理計算上の差異	418百万円																										
ホ 未認識過去勤務債務	△ 295百万円																										
ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△ 170百万円																										
ト 前払年金費用	77百万円																										
チ 退職給付引当金	△ 248百万円																										
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																										
ロ 割引率	2.1%																										
ハ 期待運用収益率	2.2%																										
ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年																										
ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年																										
<p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>																										

注記事項（損益計算書関係）

2010年度（2010年4月1日から2011年3月31日まで）		2011年度（2011年4月1日から2012年3月31日まで）																																																																																																			
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は119百万円、費用の総額は1,068百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,860百万円、外国証券19百万円であります。</p> <p>3. 有価証券評価損の内訳は、国債等債券66百万円、株式等9百万円であります。</p> <p>4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は0百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は10百万円であります。</p> <p>5. 1株当たりの当期純損失は、766円52銭であります。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は157百万円であります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td>142百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td>△32百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△47百万円</td> </tr> </table> <p>7. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。</p>		イ 勤務費用	142百万円	ロ 利息費用	35百万円	ハ 期待運用収益	△32百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	60百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は127百万円、費用の総額は877百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,412百万円、株式等197百万円、外国証券195百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券434百万円、株式等327百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、国債等債券116百万円であります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は2百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は18百万円あります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純損失は、8,704円69銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は167百万円あります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 勤務費用</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td>△34百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>65百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△47百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。</p>		イ 勤務費用	145百万円	ロ 利息費用	39百万円	ハ 期待運用収益	△34百万円	ニ 数理計算上の差異の費用処理額	65百万円	ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円																																																																														
イ 勤務費用	142百万円																																																																																																				
ロ 利息費用	35百万円																																																																																																				
ハ 期待運用収益	△32百万円																																																																																																				
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	60百万円																																																																																																				
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円																																																																																																				
イ 勤務費用	145百万円																																																																																																				
ロ 利息費用	39百万円																																																																																																				
ハ 期待運用収益	△34百万円																																																																																																				
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	65百万円																																																																																																				
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△47百万円																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>議決権の数の被所有割合(%)</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額(百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親会社</td> <td>オリックス株式会社</td> <td>直接 95.6 間接 4.4</td> <td>貸付金の譲受 (注1)</td> <td>24,002</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信託受益権の売却 (注2)</td> <td>907</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>親会社の子会社</td> <td>オリックス自動車株式会社</td> <td>—</td> <td>信託受益権の購入 (注2)</td> <td>4,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>関連当事者との関係 オリックス株式会社とは役員の兼務等の関係があります。</p> <p>取引条件 (注1) 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき、貸付金を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。 (注2) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。</p>		属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	親会社	オリックス株式会社	直接 95.6 間接 4.4	貸付金の譲受 (注1)	24,002	—	—				信託受益権の売却 (注2)	907	—	—	親会社の子会社	オリックス自動車株式会社	—	信託受益権の購入 (注2)	4,000	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>議決権の数の被所有割合(%)</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額(百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親会社</td> <td>オリックス株式会社</td> <td>直接 96.5 間接 3.5</td> <td>第三者割当てによる新株発行 (注1)</td> <td>10,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信託受益権の購入 (注2)</td> <td>5,917</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貸付金の譲受 (注3)</td> <td>5,219</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特定社債の売却 (注2)</td> <td>2,618</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他の証券の売却 (注2)</td> <td>1,067</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>親会社の子会社</td> <td>オリックス不動産株式会社</td> <td>—</td> <td>賃貸用不動産の購入 (注2)</td> <td>7,300</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オリックス資源循環株式会社</td> <td>—</td> <td>信託受益権の購入 (注2)</td> <td>2,517</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オリックス自動車株式会社</td> <td>—</td> <td>信託受益権の購入 (注2)</td> <td>1,400</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社</td> <td>合同会社心斎橋リアルティ</td> <td>—</td> <td>賃貸用不動産の購入 (注2)</td> <td>9,900</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。</p> <p>関連当事者との関係 オリックス株式会社とは役員の兼務等の関係があります。</p> <p>取引条件 (注1) 第三者割当て増資による新株発行の価額は、1株当たりの純資産額等を参考にして、決定しております。 (注2) 取引条件は市場を勘案して合理的に決定しております。 (注3) 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき、貸付金を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。</p>		属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	親会社	オリックス株式会社	直接 96.5 間接 3.5	第三者割当てによる新株発行 (注1)	10,000	—	—				信託受益権の購入 (注2)	5,917	—	—				貸付金の譲受 (注3)	5,219	—	—				特定社債の売却 (注2)	2,618	—	—				その他の証券の売却 (注2)	1,067	—	—	親会社の子会社	オリックス不動産株式会社	—	賃貸用不動産の購入 (注2)	7,300	—	—		オリックス資源循環株式会社	—	信託受益権の購入 (注2)	2,517	—	—		オリックス自動車株式会社	—	信託受益権の購入 (注2)	1,400	—	—	主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社	合同会社心斎橋リアルティ	—	賃貸用不動産の購入 (注2)	9,900	—	—
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)																																																																																															
親会社	オリックス株式会社	直接 95.6 間接 4.4	貸付金の譲受 (注1)	24,002	—	—																																																																																															
			信託受益権の売却 (注2)	907	—	—																																																																																															
親会社の子会社	オリックス自動車株式会社	—	信託受益権の購入 (注2)	4,000	—	—																																																																																															
属性	会社等の名称	議決権の数の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)																																																																																															
親会社	オリックス株式会社	直接 96.5 間接 3.5	第三者割当てによる新株発行 (注1)	10,000	—	—																																																																																															
			信託受益権の購入 (注2)	5,917	—	—																																																																																															
			貸付金の譲受 (注3)	5,219	—	—																																																																																															
			特定社債の売却 (注2)	2,618	—	—																																																																																															
			その他の証券の売却 (注2)	1,067	—	—																																																																																															
親会社の子会社	オリックス不動産株式会社	—	賃貸用不動産の購入 (注2)	7,300	—	—																																																																																															
	オリックス資源循環株式会社	—	信託受益権の購入 (注2)	2,517	—	—																																																																																															
	オリックス自動車株式会社	—	信託受益権の購入 (注2)	1,400	—	—																																																																																															
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社の子会社	合同会社心斎橋リアルティ	—	賃貸用不動産の購入 (注2)	9,900	—	—																																																																																															
<p>8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>		<p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>																																																																																																			

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2010 年度 (2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日まで)	2011 年度 (2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 5,061	△ 9,867
賃貸用不動産等減価償却費	1,002	943
減価償却費	1,064	1,315
支払備金の増減額 (△は減少)	3,444	631
責任準備金の増減額 (△は減少)	△ 384	27,089
契約者配当準備金繰入額	583	518
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,556	△ 2,922
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	85	△ 185
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	70	90
利息及び配当金等収入	△ 11,147	△ 10,140
有価証券関係損益 (△は益)	△ 2,788	△ 1,995
支払利息	0	1
為替差損益 (△は益)	0	△ 0
有形固定資産関係損益 (△は益)	13	△ 3,686
代理店貸の増減額 (△は増加)	△ 1	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△ 32	△ 216
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 3,214	△ 2,220
再保険借の増減額 (△は減少)	24	45
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	532	1,967
その他	1,775	2,209
小 計	△ 16,588	3,578
利息及び配当金等の受取額	11,704	10,276
利息の支払額	△ 0	△ 1
契約者配当金の支払額	△ 457	△ 580
法人税等の支払額 (＋は還付金)	△ 33	△ 89
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,375	13,182
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△ 4,000	△ 13,334
買入金銭債権の売却・償還による収入	20,412	17,699
有価証券の取得による支出	△ 400,167	△ 500,343
有価証券の売却・償還による収入	373,554	430,095
貸付けによる支出	△ 27,420	△ 7,862
貸付金の回収による収入	57,089	28,221
資産運用活動計	19,468	△ 45,522
(営業活動及び資産運用活動計)	(14,092)	(△ 32,340)
有形固定資産の取得による支出	△ 45	△ 17,341
有形固定資産の売却による収入	—	24,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,422	△ 38,052
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,046	△ 14,870
現金及び現金同等物期首残高	17,129	31,176
現金及び現金同等物期末残高	31,176	16,306

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、以下の通りです。

	2010 年度	2011 年度
●貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定	31,176 百万円	16,306 百万円
現金及び現金同等物	31,176 百万円	16,306 百万円

4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	2010 年度 (2010年4月1日から2011年3月31日まで)	2011 年度 (2011年4月1日から2012年3月31日まで)
	金 額	金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高	27,500	27,500
当期変動額		
新株の発行	—	5,000
当期変動額合計	—	5,000
当期末残高	27,500	32,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,704	13,704
当期変動額		
新株の発行	—	5,000
当期変動額合計	—	5,000
当期末残高	13,704	18,704
資本剰余金合計		
当期首残高	13,704	13,704
当期変動額		
新株の発行	—	5,000
当期変動額合計	—	5,000
当期末残高	13,704	18,704
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 30,901	△ 31,515
当期変動額		
当期純損失	△ 613	△ 7,577
当期変動額合計	△ 613	△ 7,577
当期末残高	△ 31,515	△ 39,092
利益剰余金合計		
当期首残高	△ 30,901	△ 31,515
当期変動額		
当期純損失	△ 613	△ 7,577
当期変動額合計	△ 613	△ 7,577
当期末残高	△ 31,515	△ 39,092
株主資本合計		
当期首残高	10,302	9,689
当期変動額		
新株の発行	—	10,000
当期純損失	△ 613	△ 7,577
当期変動額合計	△ 613	2,422
当期末残高	9,689	12,112
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 1,378	△ 441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	936	△ 516
当期変動額合計	936	△ 516
当期末残高	△ 441	△ 957
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 1,378	△ 441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	936	△ 516
当期変動額合計	936	△ 516
当期末残高	△ 441	△ 957
純資産合計		
当期首残高	8,924	9,248
当期変動額		
新株の発行	—	10,000
当期純損失	△ 613	△ 7,577
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	936	△ 516
当期変動額合計	323	1,906
当期末残高	9,248	11,154

株主資本等変動計算書の注記

2010 年度 (2010年4月1日から2011年3月31日まで)					2011 年度 (2011年4月1日から2012年3月31日まで)				
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	800	—	—	800	普通株式	800	200	—	1,000
合 計	800	—	—	800	合 計	800	200	—	1,000
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。					2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。				

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末	2011年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,363	2,092
危険債権	2,447	4,243
要管理債権	990	990
小計 (対合計比)	7,801 (8.4)	7,326 (11.2)
正常債権	84,847	58,130
合計	92,648	65,457

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末	2011年度末
破綻先債権額 ①	2,826	1,406
延滞債権額 ②	3,984	4,929
3ヵ月以上延滞債権額 ③	—	—
貸付条件緩和債権額 ④	990	990
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	7,801 (13.0)	7,326 (19.3)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

不良債権と引当・保全状況

(単位：百万円)

自己査定した債務者区分	債務者区分による債権の状況		担保等保全額	貸倒引当金	保全率	リスク管理債権の状況	
	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2,092				破綻先債権	1,406
破綻先	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2,092	—	2,092	100.0%	破綻先債権	1,406
実質破綻先	危険債権	4,243	3,478	765	100.0%	延滞債権	4,929
破綻懸念先	要管理債権	990	—	33	3.4%	3ヵ月以上延滞債権	—
要注意先	正常債権	58,130				貸付条件緩和債権	990
正常先	合計	65,457				合計	7,326

(注) 保全率は、「担保等保全額」と「貸倒引当金」の合計額が債権額に占める割合です。

7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況

(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2010 年度末	2011 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	29,793	34,898
資本金等	9,689	12,112
価格変動準備金	1,570	1,660
危険準備金	4,012	4,803
一般貸倒引当金	928	362
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合 100%)	△ 630	△ 1,285
土地の含み損益×85% (マイナスの場合 100%)	△ 609	△ 374
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	43,530	51,890
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 28,699	△ 34,271
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R1 + R8)^2 + (R2 + R3 + R7)^2} + R4$ (B)	12,830	13,427
保険リスク相当額 R1	2,593	2,932
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	1,423	1,877
予定利率リスク相当額 R2	1,694	1,619
最低保証リスク相当額 R7	—	—
資産運用リスク相当額 R3	9,993	10,375
経営管理リスク相当額 R4	471	504
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	464.4%	519.8%

(注) 2011 年度末の数値は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条及び、第 190 条、及び平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。
 なお、平成 22 年内閣府令第 23 号、平成 22 年金融庁告示第 48 号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。2010 年度末の数値は、2011 年度における基準を 2010 年度末に適用したと仮定し、2011 年 3 月期に開示した数値です。

(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2010 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	58,761
資本金等	9,689
価格変動準備金	1,570
危険準備金	4,012
一般貸倒引当金	928
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合 100%)	△ 630
土地の含み損益×85% (マイナスの場合 100%)	△ 609
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	43,530
持込資本金等	—
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	269
リスクの合計額 $\sqrt{(R1 + R8)^2 + (R2 + R3 + R7)^2} + R4$ (B)	8,369
保険リスク相当額 R1	2,593
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	1,423
予定利率リスク相当額 R2	708
最低保証リスク相当額 R7	—
資産運用リスク相当額 R3	6,255
経営管理リスク相当額 R4	329
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,404.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条、第 190 条及び平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	2010 年度末					2011 年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	43,694	44,107	413	413	—	43,657	46,477	2,819	2,819	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	269,277	268,647	△ 630	1,219	1,849	338,255	336,969	△ 1,285	1,763	3,048
公 社 債	238,505	238,376	△ 129	932	1,061	312,428	313,013	585	1,637	1,052
株 式	50	47	△ 3	0	4	50	47	△ 3	1	4
外国証券	20,997	21,264	266	286	19	10,073	10,123	50	123	72
公 社 債	20,997	21,264	266	286	19	10,073	10,123	50	123	72
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	9,723	8,959	△ 764	—	764	15,703	13,785	△ 1,917	0	1,918
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	312,971	312,754	△ 216	1,632	1,849	381,912	383,446	1,534	4,583	3,048
公 社 債	282,199	282,483	283	1,345	1,061	356,085	359,490	3,405	4,457	1,052
株 式	50	47	△ 3	0	4	50	47	△ 3	1	4
外国証券	20,997	21,264	266	286	19	10,073	10,123	50	123	72
公 社 債	20,997	21,264	266	286	19	10,073	10,123	50	123	72
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	9,723	8,959	△ 764	—	764	15,703	13,785	△ 1,917	0	1,918
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2010 年度末			2011 年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	43,694	44,107	413	43,657	46,477	2,819
公社債	43,694	44,107	413	43,657	46,477	2,819
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

● 責任準備金対応債券

該当ありません。

● その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2010 年度末			2011 年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	86,941	88,160	1,219	177,582	179,346	1,763
公社債	67,939	68,871	932	171,680	173,318	1,637
株式	4	5	0	4	6	1
外国証券	18,997	19,283	286	5,495	5,618	123
その他の証券	—	—	—	402	402	0
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	182,336	180,486	△ 1,849	160,672	157,623	△ 3,048
公社債	170,566	169,504	△ 1,061	140,747	139,694	△ 1,052
株式	46	42	△ 4	46	41	△ 4
外国証券	2,000	1,980	△ 19	4,578	4,505	△ 72
その他の証券	9,723	8,959	△ 764	15,300	13,382	△ 1,918
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2010 年度末	2011 年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他の有価証券	9	9
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	9	9
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	0	0
その他の	0	0
合 計	9	9

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

● 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

● 満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

① 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連: 該当ありません

通貨関連: 為替予約取引(年度末の取引残高はありません)

株式関連: 該当ありません

債券関連: 該当ありません

その他: 該当ありません

② 取引の利用目的及び取引に対する取組方針

為替予約取引は、保有外貨建資産における為替相場の変動リスクを回避する目的であります。投機目的やトレーディング目的ではありません。

③ リスクの内容

為替予約取引については、市場リスク(為替変動リスク)がありますが、取引目的が保有資産のヘッジであることから、リスクは限定的であると考えています。

信用リスク(取引先の債務不履行リスク)については、信用度の高い取引先に限定した取引であるため、契約が履行されないリスクは小さいと考えています。

④ リスク管理体制

運用部門が行った取引の相手先からの報告書は、管理部門が直接受領し、運用部門からの報告と照合しており、運用部門に対して牽制が効く体制としています。また、管理部門はデリバティブの残高及び損益を把握し、定期的に報告する体制を整えています。

⑤ 定量的情報に関する補足説明

年度末時点で未決済の為替予約取引はありません。

2. 定量的情報

① 差損益の内訳 (ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

該当ありません。

② ヘッジ会計が適用されていないもの

該当ありません。

③ ヘッジ会計が適用されているもの

該当ありません。

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2010 年度	2011 年度
基礎利益 A	△ 7,258	△ 14,172
キャピタル収益	2,880	2,805
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	2,880	2,805
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	0
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 収 益	—	—
キャピタル費用	76	878
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	761
有 価 証 券 評 価 損	76	116
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	0	—
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 費 用	—	—
キャピタル損益 B	2,803	1,927
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	△ 4,454	△ 12,245
臨時収益	—	91
再 保 険 収 入	—	—
危 険 準 備 金 戻 入 額	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	91
そ の 他 臨 時 収 益	—	—
臨時費用	530	791
再 保 険 料	—	—
危 険 準 備 金 繰 入 額	530	791
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
そ の 他 臨 時 費 用	—	—
臨時損益 C	△ 530	△ 699
経常利益 A+B+C	△ 4,985	△ 12,944

11▶ 計算書類等に関する会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号に基づき、計算書類及びその附属明細書についてあずさ監査法人の監査を受けています。

12▶ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅱ. 業務の状況を示す指標等

1▶ 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況 P11 に記載しています。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2010年度末				2011年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	1,162	129.8	4,167,578	106.0	1,490	128.2	4,695,741	112.7
個 人 年 金 保 険	1	98.3	3,782	102.7	1	98.9	3,742	98.9
団 体 保 険	—	—	368,859	97.5	—	—	384,549	104.3
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2010年度						2011年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		
個 人 保 険	345	139.3	727,819	160.1	727,819	—	413	119.5	969,389	133.2	969,389	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	2,324	224.3	2,324	—	—	—	88	3.8	88	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	100,335	103.9	111,803	111.4
個 人 年 金 保 険	874	106.4	781	89.3
合 計	101,210	103.9	112,584	111.2
うち医療保障・ 生前給付保障等	51,841	128.7	66,007	127.3

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度		2011年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	21,145	130.1	25,808	122.0
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	21,145	130.1	25,808	122.0
うち医療保障・ 生前給付保障等	16,938	142.4	19,828	117.1

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			2010 年度末	2011 年度末
死亡保障	普通死亡	個人年金保険	4,167,578	4,695,741
		個人年金保険	-	-
		団体年金保険 その他共計	368,859	384,548
死亡保障	災害死亡	個人年金保険	(266,144)	(298,187)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体年金保険 その他共計	(4,175)	(3,821)
死亡保障	その他の 条件付死亡	個人年金保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体年金保険 その他共計	(-)	(-)
生存保障	満期・生存給付	個人年金保険	(74,465)	(61,187)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体年金保険 その他共計	(-)	(-)
生存保障	年金	個人年金保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(1,056)	(931)
		団体年金保険 その他共計	(0)	(0)
生存保障	その他	個人年金保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(33,899)	(38,562)
		団体年金保険 その他共計	(3,782)	(3,742)
入院保障	災害入院	個人年金保険	(4,798)	(6,106)
		個人年金保険	(-)	(-)
		団体年金保険 その他共計	(6)	(5)
入院保障	疾病入院	個人年金保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(3,061)	(4,430)
		団体年金保険 その他共計	(-)	(-)
入院保障	その他の 条件付入院	個人年金保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(8,393)	(9,952)
		団体年金保険 その他共計	(-)	(-)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分			保有件数	
			2010 年度末	2011 年度末
障害保障	個人年金保険	個人年金保険	19,709	24,268
		個人年金保険	-	-
		団体年金保険 その他共計	1,208	987
手術保障	個人年金保険	個人年金保険	20,917	25,255
		個人年金保険	-	-
		団体年金保険 その他共計	-	-
手術保障	個人年金保険	個人年金保険	837,080	1,107,849
		個人年金保険	-	-
		団体年金保険 その他共計	-	-
手術保障	個人年金保険	個人年金保険	837,080	1,107,849
		個人年金保険	-	-
		団体年金保険 その他共計	-	-

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2010 年度末	2011 年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	235,854	267,575
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	3,348,518	3,977,744
	そ の 他 共 計	4,092,961	4,634,410
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	74,438	61,159
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	74,616	61,330
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	3,782	3,742
災 害・疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	163,451	176,595
	傷 害 特 約	102,693	121,592
	災 害 入 院 特 約	1,909	1,834
	疾 病 特 約	1,871	1,800
	成 人 病 特 約	33	29
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	935	1,249

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2010 年度		2011 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	895,646	3,932,111	1,162,717	4,167,578
新 契 約	345,681	727,819	413,232	969,389
更 新	8,022	33,839	8,935	37,096
復 活	7,137	27,734	8,007	25,407
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	1,182	8,553	1,636	9,278
満 期	13,175	58,884	13,444	57,114
保 険 金 額 の 減 少	50,900	32,574	212,294	44,752
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	54,708	381,127	57,948	324,013
失 効	23,595	134,966	27,728	129,467
その他の異動による減少	1,109	△ 62,180	1,503	△ 60,896
年 末 現 在	1,162,717	4,167,578	1,490,632	4,695,741
(増 加 率)	(29.8)	(6.0)	(28.2)	(12.7)
純 増 加	267,071	235,467	327,915	528,162
(増 加 率)	(63.4)	(—)	(22.8)	(124.3)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2010 年度		2011 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	1,306	3,684	1,284	3,782
新 契 約	—	—	—	—
復 活	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	—	—	—	—
支 払 満 了	343	614	426	505
金 額 の 減 少	—	—	—	—
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	△ 321	△ 713	△ 412	△ 464
年 末 現 在	1,284	3,782	1,270	3,742
(増 加 率)	(△ 1.7)	(2.7)	(△ 1.1)	(△ 1.1)
純 増 加	△ 22	98	△ 14	△ 40
(増 加 率)	(△ 124.4)	(—)	(—)	(△ 141.0)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2010 年度		2011 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	5,997,814	378,451	5,765,861	368,859
新 契 約	11,556	2,324	129	88
更 新	5,932,966	355,397	5,727,575	326,726
中 途 加 入	315,692	32,078	400,109	42,712
保 険 金 額 の 増 加	2,143	1,290	2,294	1,523
死 亡	16,450	535	16,348	583
満 期	5,963,958	368,237	5,756,843	367,736
脱 退	511,696	25,564	543,360	27,473
保 険 金 額 の 減 少	361	4,113	4,517	17,481
解 約	64	192	1,742	269
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	△ 1	2,037	△ 1	△ 58,182
年 末 現 在	5,765,861	368,859	5,575,382	384,549
(増 加 率)	(△ 3.9)	(△ 2.5)	(△ 3.3)	(4.3)
純 増 加	△ 231,953	△ 9,591	△ 190,479	15,689
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④ 団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

個人保険は無配当商品のみを販売しております。

団体保険につきましては、2011年度に580百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2012年度における契約者配当金支払のため、2011年度末に518百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

この結果、2011年度末における契約者配当準備金の残高は、531百万円となっております。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2010 年度	2011 年度
個人 保 険	6.0	12.7
個人 年 金 保 険	2.7	△ 1.1
団 体 保 険	△ 2.5	4.3
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び

保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2010 年度	2011 年度
新契約平均保険金	2,105	2,346
保有契約平均保険金	3,584	3,150

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2010 年度	2011 年度
個人 保 険	18.5	23.3
個人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	0.6	0.0

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2010 年度	2011 年度
個人 保 険	11.4	9.7
個人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	0.8	4.4

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

2010 年度	2011 年度
4,641	4,910

(6) 死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
0.80	0.69	1.97	1.96

(7) 特約発生率（個人保険）

(単位：‰)

区 分		2010 年度	2011 年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.05	0.21
	金 額	0.06	0.13
障 害 保 障 契 約	件 数	0.06	0.10
	金 額	0.01	0.05
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3.73	4.03
	金 額	67.26	74.61
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	32.28	33.53
	金 額	316.30	326.47
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	21.14	21.10
	金 額	378.54	432.90
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	27.26	29.36
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	—	—

(8) 事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

2010 年度	2011 年度
28.0	30.7

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2010 年度	2011 年度
5	5

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位 5 社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2010 年度	2011 年度
100.0	100.0

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2010 年度	2011 年度
A 格 以 上	100.0	100.0
そ の 他	—	—

(注) 格付けはスタンダード&プアーズ社による格付けに基づいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2010年度	2011年度
8	57

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区 分	2010年度	2011年度
第三分野発生率	12.6	14.2
医療（疾病）	20.5	20.9
がん	4.1	5.8
介護	—	—
その他	11.9	14.8

(注) 第三分野発生率は、医療保障給付、生前給付保障給付等の給付を行う保険および特約について、次の算式により算出しています。

{ 保険金・給付金等の支払額 ÷ 対応する支払備金繰入額 + 保険金支払いに係る事業費等 }

÷ { (年度始保有契約年換算保険料 + 年度末保有契約年換算保険料) ÷ 2 }

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度末	2011年度末	
保 険 金	死亡保険金	2,148	1,616
	災害保険金	24	19
	高度障害保険金	3	0
	満期保険金	555	1,076
	その他	—	1
	小 計	2,732	2,714
年 金	—	34	
給 付 金	1,043	1,453	
解 約 返 戻 金	13,427	13,637	
保 険 金 据 置 支 払 金	5	5	
そ の 他 共 計	17,220	17,852	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2010年度末	418,520	33,616	—	4,012	456,149
2011年度末	445,043	33,391	—	4,803	483,239

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

積立方式	2010年度末		2011年度末	
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度末	2011年度末	
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個人保険 (一般勘定)	448,351	474,690
	(特別勘定)	—	—
	個人年金保険 (一般勘定)	3,782	3,742
	(特別勘定)	3,782	3,742
	団体保険 (一般勘定)	3	2
	(特別勘定)	3	2
	団体年金保険 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	その他 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	小 計 (一般勘定)	452,137	478,435
	(特別勘定)	452,137	478,435
危 険 準 備 金	4,012	4,803	
合 計	456,149	483,239	
(一般勘定)	456,149	483,239	
(特別勘定)	—	—	

② 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	0	6.00～6.25
1986年度～1990年度	5,471	6.00～6.25
1991年度～1995年度	29,694	3.75～6.25
1996年度～2000年度	66,412	1.40～4.00
2001年度～2005年度	156,197	0.50～3.10
2006年度～2010年度	202,650	0.50～3.10
2011年度	18,004	0.50～3.10

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
2010年度	前年度末現在	—	—	466	—	—	—	466
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	457	—	—	—	457
	当年度繰入額	—	—	583	—	—	—	583
	当年度末現在	—	—	593	—	—	—	593
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
2011年度	前年度末現在	—	—	593	—	—	—	593
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	580	—	—	—	580
	当年度繰入額	—	—	518	—	—	—	518
	当年度末現在	—	—	531	—	—	—	531
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		前期末残高	当期末残高	当期増減 (△) 額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	928	362	△ 565	重要な会計方針を参照願います。
	個別貸倒引当金	5,395	3,039	△ 2,356	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	248	63	△ 185		
価格変動準備金	1,570	1,660	90		

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		27,500	5,000	—	32,500	
うち既発行株式	普通株式	(800,000株) 27,500	(200,000株) 5,000	(—株) —	(1,000,000株) 32,500	新株の発行
	計	(800,000株) 27,500	(200,000株) 5,000	(—株) —	(1,000,000株) 32,500	
資本剰余金	(資本準備金)	13,704	5,000	—	18,704	新株の発行
	計	13,704	5,000	—	18,704	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
個人保険	106,320	116,352
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	51,636	49,196
(うち半年払)	1,194	1,347
(うち月払)	53,489	65,809
個人年金保険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団体保険	1,407	1,384
団体年金保険	—	—
その他共計	107,728	117,737

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2011年度 合計	2010年度 合計
死亡保険金	8,405	—	563	—	—	—	8,969	8,040
災害保険金	31	—	—	—	—	—	31	19
高度障害保険金	443	—	38	—	—	—	481	163
満期保険金	5,850	—	—	—	—	—	5,850	14,525
その他	141	—	0	—	—	—	142	110
合 計	14,873	—	602	—	—	—	15,475	22,859

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2011年度 合計	2010年度 合計
—	1,418	0	—	—	—	1,418	1,682

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2011年度 合計	2010年度 合計
死亡給付金	6	—	—	—	—	—	6	5
入院給付金	3,701	—	0	—	—	—	3,701	2,577
手術給付金	3,409	—	—	—	—	—	3,409	2,468
障害給付金	5	—	—	—	—	—	5	0
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	0
その他	956	—	—	—	—	—	956	488
合 計	8,079	—	0	—	—	—	8,079	5,540

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2011年度 合計	2010年度 合計
49,063	—	—	—	—	—	49,063	58,087

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	586	61	317	269	54.0
建物	373	35	155	217	41.7
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	213	25	161	52	75.5
無形固定資産	6,966	1,253	3,704	3,262	53.2
その他	—	—	—	—	—
合 計	7,553	1,315	4,021	3,532	53.2

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
営業活動費	14,767	18,467
営業管理費	5,465	6,267
一般管理費	9,905	11,385
合 計	30,138	36,120

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2010年度が123百万円、2011年度が110百万円、保険契約者保護基金に対する負担金は、2010年度、2011年度ともに該当ありません。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国 税	1,244	1,484
消費 税	1,023	1,199
地方 税	144	158
印 紙 税	73	90
登 録 免 許 税	0	35
その 他 の 国 税	2	0
地 方 税	455	519
地 方 消 費 税	255	299
法 人 事 業 税	188	206
固 定 資 産 税	3	3
事 業 所 税	7	9
その 他 の 地 方 税	—	0
合 計	1,699	2,003

(18) リース取引（借主側）

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、

減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2010 年度末			2011 年度末		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	50	—	50	32	—	32
減価償却累計額相当額	38	—	38	29	—	29
期末残高相当額	12	—	12	3	—	3

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2010 年度			2011 年度		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	9	3	12	3	—	3

③支払リース料、

減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	2010 年度	2011 年度
支払リース料	12	9
減価償却費相当額	11	8
支払利息相当額	0	0

④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費 相当額の算定方法	定額法によっております。
利息相当額の 算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 2011 年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

2011 年度の日本経済は、欧州債務問題の長期化、円高の進行、タイの洪水被害等による輸出の低迷等、一時的に実質 GDP 成長率が悪化する局面はあったものの、東日本大震災の影響による落ち込みからの回復過程にあり、生産活動などに持ち直しの動きが見られ、緩やかに回復しつつあります。2 月の日本銀行の金融政策決定会合等により、厳しい円高は和らぐ兆しも見えていますが、依然として景気回復の重石となっています。

株式市場は、日経平均株価が復興需要期待から 7 月には 10,000 円台まで上昇しました。その後、欧州の金融不安や円高の影響から企業業績の下振れ懸念が高まり 11 月下旬には 8,160 円まで下落しましたが、景気回復に伴う企業業績回復の期待から 3 月末には 10,083 円と再び 1 万円の大台を超えました。

債券市場は、10 年国債金利が 4 月中旬に 1.34% まで上昇したのをピークに、世界的な金融緩和の動きや欧州債務問題を受け、安全資産とされる国内債券に資金が流れ、11 月中旬には 0.94% まで低下しました。2 月の日本銀行金融政策決定会合において、実質的なゼロ金利政策及び金融資産の買入れ等の措置により金融緩和を推進していくことが確認され、3 月末は 0.99% と 1% 割れの水準で終了しました。

為替市場は、4 月上旬に円相場が対米ドルで 85 円台をつけてからは、終始円高基調で推移し 6 月には 80 円を割り込みました。8 月には政府・日銀による円売り介入が実施されましたが円高傾向は続き、10 月には一時 75 円台まで急騰したため、再度 7 兆円規模の介入が実施されました。その後米国経済の緩やかな回復期待を背景にドルは買い戻され、3 月末には 82 円台で終了しました。

ロ. 当社の運用方針

長期安定した運用収益の確保を目指すため、公社債、貸付金等の利付資産及び安定した賃料収入が得られる不動産をポートフォリオの核として運用を行っております。

ハ. 運用実績の概況

2011 年度末の総資産は、前年度末に比べて 316 億円増加し、5,229 億円となりました。総資産に占める構成は、公社債 68.2%、貸付金 7.3%、賃貸用不動産 7.1%、買入金銭債権 4.9%、外国証券 1.9% となりました。

2011 年度の資産運用収益は 138 億円、資産運用費用は 34 億円となり、ネットの運用収益は 103 億円となりました。ネットの資産運用収益を基礎に計算した総資産利回りは 2.08% となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	31,176	6.3	16,306	3.1
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	30,171	6.1	25,805	4.9
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	312,351	63.6	380,636	72.8
公社債	282,070	57.4	356,670	68.2
株式	57	0.0	57	0.0
外国証券	21,264	4.3	10,123	1.9
公社債	21,264	4.3	10,123	1.9
株式等	0	0.0	0	0.0
その他の証券	8,959	1.8	13,785	2.6
貸付金	60,026	12.2	38,028	7.3
保険約款貸付	5,606	1.1	5,053	1.0
一般貸付	54,420	11.1	32,975	6.3
不動産	41,971	8.5	37,475	7.2
繰延税金資産	4,705	1.0	3,942	0.8
その他	17,216	3.5	24,177	4.6
貸倒引当金	△ 6,324	△ 1.3	△ 3,402	△ 0.7
合計	491,294	100.0	522,969	100.0
うち外貨建資産	0	0.0	0	0.0

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2010年度	2011年度
現預金・コールローン	△ 0.00	0.00
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	2.23	2.18
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	2.40	1.91
うち公社債	2.20	1.75
うち株式	2.19	2.58
うち外国証券	1.93	3.45
貸付金	2.47	3.77
うち一般貸付	2.40	2.56
不動産	3.95	3.85

一般勘定計	2.41	2.08
-------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りです。

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
現預金・コールローン	14,046	△ 14,870
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	△ 16,331	△ 4,365
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	29,853	68,285
公社債	34,932	74,600
株式	△ 5	0
外国証券	△ 10,105	△ 11,140
公社債	△ 9,909	△ 11,140
株式等	△ 195	-
その他の証券	5,032	4,825
貸付金	△ 31,205	△ 21,998
保険約款貸付	△ 609	△ 553
一般貸付	△ 30,596	△ 21,444
不動産	△ 861	△ 4,496
繰延税金資産	4,705	△ 762
その他	1,599	6,960
貸倒引当金	2,556	2,922
合計	4,363	31,675
うち外貨建資産	-	-

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
現預金・コールローン	24,756	41,440
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	43,012	25,600
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	287,929	330,505
うち公社債	256,808	300,761
うち株式	60	60
うち外国証券	25,310	13,930
貸付金	81,079	52,564
うち一般貸付	75,200	47,263
不動産	42,398	39,043

一般勘定計	479,800	498,755
うち海外投融资	25,310	13,930

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
利息及び配当金等収入	11,147	10,140
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,880	2,805
有価証券償還益	9	114
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	0
貸倒引当金戻入額	—	657
その他運用収益	591	91
合 計	14,628	13,810

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
支 払 利 息	0	1
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	761
有価証券評価損	76	116
有価証券償還損	25	46
金融派生商品費用	—	—
為替差損	0	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	1,002	943
その他運用費用	1,956	1,585
合 計	3,061	3,455

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	4,060	4,334
公社債利息	2,863	3,353
株式配当金	1	1
外国証券利息配当金	417	240
貸付金利息	2,011	1,397
不動産賃貸料	4,147	3,900
その他共計	11,147	10,140

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国債等債券	2,860	2,412
株 式 等	—	197
外国証券	19	195
その他共計	2,880	2,805

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国債等債券	—	434
株 式 等	—	327
外国証券	—	—
その他共計	—	761

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
国債等債券	66	116
株 式 等	9	—
外国証券	—	—
その他共計	76	116

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
国 債	71,698	23.0	159,997	42.0
地 方 債	7,953	2.5	8,455	2.2
社 債	202,418	64.8	188,217	49.4
うち公社・公団債	55,741	17.8	76,673	20.1
株 式	57	0.0	57	0.0
外 国 証 券	21,264	6.8	10,123	2.7
公 社 債	21,264	6.8	10,123	2.7
株 式 等	0	0.0	0	0.0
そ の 他 の 証 券	8,959	2.9	13,785	3.6
合 計	312,351	100.0	380,636	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2010年度末							2011年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合計
有 価 証 券	58,867	44,822	46,664	15,892	55,994	90,109	312,351	131,701	27,313	18,632	5,800	67,439	129,747	380,636
国 債	19,995	—	—	—	1,996	49,706	71,698	104,971	—	—	—	8,043	46,982	159,997
地 方 債	5,903	—	414	—	—	1,635	7,953	—	—	—	—	3,751	4,703	8,455
社 債	28,981	40,099	36,052	12,618	53,998	30,667	202,418	22,937	26,623	14,212	4,578	55,644	64,220	188,217
株 式	—	—	—	—	—	57	57	—	—	—	—	—	57	57
外 国 証 券	3,987	3,806	10,196	3,273	—	—	21,264	3,792	689	4,419	1,222	—	0	10,123
公 社 債	3,987	3,806	10,196	3,273	—	—	21,264	3,792	689	4,419	1,222	—	—	10,123
株 式 等	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	0
その他の証券	—	915	—	—	—	8,043	8,959	—	—	—	—	—	13,785	13,785
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	58,867	44,822	46,664	15,892	55,994	90,109	312,351	131,701	27,313	18,632	5,800	67,439	129,747	380,636

(注) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものを含まず。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2010年度末	2011年度末
公 社 債	1.49	1.09
外 国 公 社 債	1.57	1.67

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	—	—	—	
	織 維 製 品	—	—	—	
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	
	化 学 品	—	—	—	
	医 薬 品	—	—	—	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	
	ゴ ム 製 品	—	—	—	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	
	鉄 非 鉄 金 属 製 品	—	—	—	
	機 械 器 器 品	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	電 機 器	—	—	—	
	輸 送 用 機 器	—	—	—	
	精 密 機 器	—	—	—	
	そ の 他 製 品	—	—	—	
	電 気 業	—	—	—	
	ガ ス 業	—	—	—	
	運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—
		海 運 業	—	—	—
		空 運 業	—	—	—
		倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業		4	7.0	4	7.0
商 業	卸 売 業	—	—	—	
	小 売 業	—	—	—	
金 融 ・ 保 險 業	銀 行 業	42	74.0	41	71.9
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 險 業	10	19.0	12	21.1
そ の 他 金 融 業	—	—	—	—	
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	57	100.0	57	100.0	

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分		2010年度末	2011年度末
保 險 約 款 貸 付	保 險 約 者 貸 付	5,606	5,053
	契 約 者 貸 付	5,083	4,611
	保 險 料 振 替 貸 付	523	441
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	一 般 貸 付	54,420	32,975
	企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	54,418 (54,418)	32,974 (32,974)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
	公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
	住 宅 口 ー ン	—	—
	消 費 者 口 ー ン	—	—
	そ の 他	1	1
合 計		60,026	38,028

(17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2010年度末	変 動 金 利	11,139	19,255	3,165	—	—	5,927	39,487
	固 定 金 利	2,087	5,128	6,539	—	—	1,176	14,932
	一 般 貸 付 計	13,226	24,384	9,705	—	—	7,103	54,420
2011年度末	変 動 金 利	6,872	8,479	1,974	—	—	6,320	23,646
	固 定 金 利	283	7,358	187	—	—	1,500	9,329
	一 般 貸 付 計	7,155	15,837	2,161	—	—	7,820	32,975

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2010年度末		2011年度末	
			占 率		占 率
大 企 業	貸 付 先 数	3	2.5	1	1.2
	金 額	1,773	3.3	490	1.5
中 堅 企 業	貸 付 先 数	4	3.3	2	2.5
	金 額	254	0.5	554	1.7
中 小 企 業	貸 付 先 数	113	94.2	77	96.3
	金 額	52,390	96.3	31,929	96.8
国内企業向け貸付計	貸 付 先 数	120	100.0	80	100.0
	金 額	54,418	100.0	32,974	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。
2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中 堅 企 業		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

(19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
製 造 業	—	—	—	—
食 料	—	—	—	—
織 維	—	—	—	—
木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
印 刷	—	—	—	—
化 学	—	—	—	—
石 油 ・ 石 炭	—	—	—	—
窯 業 ・ 土 産	—	—	—	—
鉄 鋼	—	—	—	—
非 鉄 金 属	—	—	—	—
金 属 製 品	—	—	—	—
はん 用 ・ 生 産 用 ・ 業 務 用 機 械	—	—	—	—
電 気 機 械	—	—	—	—
輸 送 用 機 械	—	—	—	—
そ の 他 の 製 造 業	—	—	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	375	0.7	178	0.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	18	0.0	—	—
卸 売 業	1,303	2.4	404	1.2
小 売 業	—	—	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	30,462	56.0	16,642	50.5
物 品 賃 貸 業	1,307	2.4	420	1.3
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	342	0.6	—	—
宿 泊 業	2,298	4.2	1,145	3.5
飲 食 業	281	0.5	191	0.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	17,932	33.0	13,950	42.3
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	39	0.1	39	0.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	54	0.1	1	0.0
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	1	0.0	1	0.0
合 計	54,420	100.0	32,975	100.0
海 外 向 け	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—
商 工 業 (等)	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	54,420	100.0	32,975	100.0

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

(20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設 備 資 金	45,272	83.2	28,925	87.7
運 転 資 金	9,147	16.8	4,049	12.3

(21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	813	1.5	528	1.6
東 北	2,007	3.7	1,511	4.6
関 東	30,881	56.7	17,351	52.6
中 部	3,977	7.3	2,689	8.2
近 畿	7,883	14.5	5,825	17.7
中 国	1,899	3.5	1,599	4.8
四 国	—	—	—	—
九 州	6,955	12.8	3,469	10.5
合 計	54,418	100.0	32,974	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含まれません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
担 保 貸 付	40,968	75.3	24,813	75.2
有 価 証 券 担 保 貸 付	12	0.0	—	—
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	38,096	70.0	23,010	69.8
指 名 債 権 担 保 貸 付	2,859	5.3	1,802	5.5
保 証 貸 付	—	—	—	—
信 用 貸 付	13,451	24.7	8,162	24.8
そ の 他	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	54,420	100.0	32,975	100.0
う ち 劣 後 特 約 付 貸 付	—	—	—	—

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累 計 率
2010年度	土 地	20,154	—	—	—	20,154	—
	建 物	22,678	102	10	953	21,817	2,283
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	325	32	3	100	253	323
	合 計	43,158	135	13	1,054	42,225	2,607
う ち 賃 貸 等 不 動 産	42,689	84	—	925	41,848	2,125	
2011年度	土 地	20,154	11,514	10,781	—	20,887	—
	建 物	21,817	5,791	10,100	920	16,588	2,023
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	253	36	73	84	131	309
	合 計	42,225	17,341	20,955	1,004	37,606	2,332
う ち 賃 貸 等 不 動 産	41,848	17,083	20,869	884	37,177	1,867	

(注1) 2011年度の土地及び建物の増加は主として賃貸等不動産の取得によるものです。
 (注2) 2011年度の土地及び建物の減少は主として賃貸等不動産の売却によるものです。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2010年度末	2011年度末
不 動 産 残 高	41,971	37,475
営 業 用	123	297
賃 貸 用	41,848	37,177
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	33棟	26棟

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
有 形 固 定 資 産	—	3,703
土 地	—	212
建 物	—	3,465
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	—	26
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	3,703
う ち 賃 貸 等 不 動 産	—	3,677

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度
有 形 固 定 資 産	13	17
土 地	—	—
建 物	10	15
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他	3	1
無 形 固 定 資 産	292	0
そ の 他	—	—
合 計	306	17
う ち 賃 貸 等 不 動 産	—	3

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 率
有 形 固 定 資 産	18,465	943	2,015	16,449	10.9
建 物	18,238	884	1,867	16,370	10.2
リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	226	58	147	79	65.1
無 形 固 定 資 産	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	18,465	943	2,015	16,449	10.9

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	0	100.0	0	100.0
株 式	-	-	-	-
現預金・その他	-	-	-	-
小 計	0	100.0	0	100.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	21,264	100.0	10,123	100.0
小 計	21,264	100.0	10,123	100.0

二. 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
海 外 投 融 資	21,264	100.0	10,123	100.0

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末								2011年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率		
北 米	19,283	90.7	19,283	90.7	-	-	-	-	10,123	100.0	10,123	100.0	-	-	-	-
ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中南米	1,980	9.3	1,980	9.3	0	100.0	-	-	0	0.0	-	-	0	100.0	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	21,264	100.0	21,264	100.0	0	100.0	-	-	10,123	100.0	10,123	100.0	0	100.0	-	-

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2010年度末		2011年度末	
	金額	占率	金額	占率
米 ド ル	0	100.0	0	100.0
ユ ー ロ	-	-	-	-
カナダドル	-	-	-	-
オーストラリアドル	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
合 計	0	100.0	0	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2010年度	2011年度
1.93	3.45

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区 分	2010年度	2011年度	
	金額	金額	
公共債	国 債	209,931	320,158
	地 方 債	10,427	14,639
	公 社 ・ 公 団 債	55,324	98,204
	小 計	275,682	433,002
貸付	政府関係機関	-	-
	公共団体・公企業	-	-
	小 計	-	-
合 計	275,682	433,002	

(30) 各種ローン金利

貸出の種類	利 率		
	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	2011年4月8日実施 年1.70%	2011年5月10日実施 年1.55%
2011年8月10日実施 年1.35%		2011年9月9日実施 年1.40%	2012年3月9日実施 年1.35%

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘 要
ゴルフ会員権	6	—	—	—	6	
そ の 他	669	590	245	—	1,014	
合 計	675	590	245	—	1,020	

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

当社の保有する資産は、一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「9. 有価証券等の時価情報(会社計)」(P.64) の内容と同一です。「9. 有価証券等の時価情報(会社計)」をご参照ください。

Ⅲ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅳ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

確 認 書

2012年7月2日

オリックス生命保険株式会社

代表取締役社長

大藤 俊行 

1. 私は、当社の2011年4月1日から2012年3月31日までの事業年度のオリックス生命の現状に記載した事項について、すべての重要な点において適切に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - ①財務諸表の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
 - ②内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役等へ報告を行う体制にあること。
 - ③重要な経営情報が取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以 上

I. 保険会社の概況及び組織	(12) 未だ収受していない再保険金の額	73
1. 沿革	(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合	73
2. 経営の組織	3. 経理に関する指標等	
3. 店舗網一覧	(1) 支払備金明細表	73
4. 資本金の推移	(2) 責任準備金明細表	73
5. 株式の総数	(3) 責任準備金残高の内訳	73
6. 株式の状況	(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、 残高(契約年度別)	73
7. 主要株主の状況	(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における 責任準備金算出方法、計算の基礎となる係数	73
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)	(6) 契約者配当準備金明細表	74
9. 会計参与の氏名又は名称	(7) 引当金明細表	74
10. 従業員の在籍・採用状況	(8) 特定海外債権引当勘定の状況	該当ありません
11. 平均給与(内勤職員)	(9) 資本金等明細表	74
12. 平均給与(営業職員)	(10) 保険料明細表	74
II. 保険会社の主要な業務の内容	(11) 保険金明細表	75
1. 主要な業務の内容	(12) 年金明細表	75
2. 経営方針	(13) 給付金明細表	75
III. 直近事業年度における事業の概況	(14) 解約返戻金明細表	75
1. 直近事業年度における事業の概況	(15) 減価償却費明細表	75
2. 契約者懇談会開催の概況	(16) 事業費明細表	75
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情から の改善事例	(17) 税金明細表	75
4. 契約者に対する情報提供の実態	(18) リース取引	76
5. 商品に対する情報及びデモ/リット情報提供の方法	(19) 借入金残存期間別残高	該当ありません
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	4. 資産運用に関する指標等	
7. 新規開発商品の状況	(1) 資産運用の概況	76
8. 保険商品一覧	(2011年度の資産の運用概況)	76
9. 情報システムに関する状況	(ポートフォリオの推移(資産の構成及び資産の増減))	77
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	(2) 運用利回り	77
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	(3) 主要資産の平均残高	77
V. 財産の状況	(4) 資産運用収益明細表	78
1. 貸借対照表	(5) 資産運用費用明細表	78
2. 損益計算書	(6) 利息及び配当金等収入明細表	78
3. キャッシュ・フロー計算書	(7) 有価証券売却益明細表	78
4. 株主資本等変動計算書	(8) 有価証券売却損明細表	78
5. 債務者区分による債権の状況	(9) 有価証券評価損明細表	78
6. リスク管理債権の状況	(10) 商品有価証券明細表	該当ありません
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	(11) 商品有価証券売買高	該当ありません
8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	(12) 有価証券明細表	78
(旧基準によるソルベンシー・マージン比率)	(13) 有価証券の残存期間別残高	79
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	(14) 保有公社債の期末残高利回り	79
(有価証券)	(15) 業種別株式保有明細表	79
(金銭の信託)	(16) 貸付金明細表	80
(デリバティブ取引)	(17) 貸付金残存期間別残高	80
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	80
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	(19) 貸付金業種別内訳	81
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融 商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けて いる場合にはその旨	(20) 貸付金使途別内訳	81
13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査 の有効性を確認している旨	(21) 貸付金地域別内訳	81
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続する との前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の 経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、 当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消 し、又は改善するための対応策の具体的な内容	(22) 貸付金担保別内訳	82
	(23) 有形固定資産明細表 (有形固定資産の明細) (不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	82
VI. 業務の状況を示す指標等	(24) 固定資産等処分益明細表	82
1. 主要な業務の状況を示す指標等	(25) 固定資産等処分損明細表	82
(1) 決算業績の概況	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	82
(2) 保有契約高及び新契約高	(27) 海外投融資の状況 (資産別明細) (地域別構成) (外貨建資産の通貨別構成)	83
(3) 年換算保険料	(28) 海外投融資利回り	83
(4) 保障機能別保有契約高	(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	83
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	(30) 各種ローン金利	84
(6) 異動状況の推移	(31) その他の資産明細表	84
(7) 契約者配当の状況	5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	84
2. 保険契約に関する指標等	VII. 保険会社の運営	
(1) 保有契約増加率	1. リスク管理の態勢	40
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	2. 法令遵守の態勢	38,39
(3) 新契約率(対年度始)	3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限 る。)の合理性及び妥当性	42
(4) 解約失効率(対年度始)	4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が 法第五十五条の第二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本 契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生 命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	45
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の 法第五十五条の第二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措 置及び紛争解決措置の内容(金融ADR制度への対応)	45
(6) 死亡率(個人保険主契約)	5. 個人データ保護について	46,47,48
(7) 特約発生率(個人保険)	6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	43
(8) 事業費率(対収入保険料)	VIII. 特別勘定に関する指標等	該当ありません
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた 主要な保険会社等の数	IX. 保険会社及びその子会社等の状況	該当ありません
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合		
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社 等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合		

五十音索引

あ行

ALM (アセット・ライアビリティ・マネジメント) 部会	41
EC21	3
医療保険	34
運用資産	15
SEC 基準 (米国会計基準) の決算	12
沿 革	49
EV (エンベディッド・バリュー)	18
お客さまの声分析検討部会	20
お問合せ先	89
オペレーショナル・リスク部会	41
オリックスグループのご紹介	4・5

か行

格付け	17
株式の状況・株式の総数	52
監査態勢	39
がん保険	35
勧誘方針	10
基礎利益	17
逆ざや	17
キュアシリーズ (「医療保険 CURE」他)	34
教育・研修	31
金融 ADR 制度	45
金融機関による保険商品販売 (窓販)	28
苦情件数	22
契約件数 (個人保険)	13
契約高 (個人保険)	13
個人情報保護	46・47・48
コンプライアンス	38・39

さ行…

再査定制度／再審査制度	23
CS 宣言	10
実質純資産	17
資本金	15・52
社会貢献活動 (オリックスグループ)	8・9
従業員数	51
収入保障保険	35
商品一覧	34・35・36
商品開発 (新規商品開発)	32・33
情報システムに関する状況	43

情報セキュリティ部会	46
情報提供 (お客さまへの情報提供)	26・27
新契約件数・新契約高	13
ストレステスト	42
責任準備金	15
総資産	15
組織図 (経営の組織)	50
ソルベンシー・マージン比率	16

た行…

団体保険	36
定期保険	34・35
デメリット情報	27
店舗網一覧	52
当期純利益・損失	14
特約 (主な特約)	36
トピックス	6・7
取締役・監査役・執行役員	51

な行

ネット保険	29
年換算保険料	13

は行

反社会的勢力に対する基本方針	43
販売形態	28・29・30
ファインセーブ	34
プライバシーポリシー	47
ブリッジ	34
法令等遵守の態勢	38・39
保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性	42
保険金・給付金の支払態勢	22・23・24・25
保険金等支払金	14
保険金等支払審議部会	23
保険料等収入	14
保有契約高	13

ら行…

利益相反管理態勢	44
リスク管理組織体系図	40

お問合せ先

●電話でのお問合せ先

■ご加入を検討中のお客さま

代理店
(対面)商品 : フリーダイヤル 0120-007-223

受付時間:月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

通信販売
商品 : フリーダイヤル 0120-679-250

受付時間:月～金曜日 9:00～21:00
土・日・祝日 9:00～18:00
(年末年始の休業日を除く)

■ご契約中のお客さま

カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル 0120-506-094

受付時間:月～土曜日 9:00～18:00
(日・祝日、年末年始の休業日を除く)

●FAXでのお問合せ先

お電話でのお問合せが困難なお客さま向けに、
FAX(フリーダイヤル)をご用意しています。当社ホームページから
「保険契約に関するお申し出内容連絡用紙」を
ダウンロードいただけます。

カスタマー
サービスセンター : FAX フリーダイヤル 0120-911-980

24時間

ただし当社からのご連絡は月～金曜日9:00～18:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)となります。

●生命保険の一般的なお問合せ・お客様相談窓口

TEL : 042-548-5572

受付時間:月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

●保険金・給付金お問合せ窓口

フリーダイヤル 0120-506-053

※保険金・給付金請求に関するお問合せは、受取人で本人様より
お願いいたします。

※支払結果相談窓口(支払結果にご質問がある場合)は、音声
ガイダンスで『1』をプッシュ

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

※保険金・給付金等のご請求手続きは、音声ガイダンスで『2』をプッシュ
受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(日・祝日、年末年始の休業日を除く)

オリックス生命ホームページのご案内

ホームページでは当社に関する最新情報や、
ご契約に関する各種手続き、
加入のご検討に役立つツールなどをご用意しています。

オリックス生命 ホームページ

アドレス: <http://www.orix.co.jp/ins/>

オリックス生命の現状 2012

2012年7月作成

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成し
たディスクロージャー資料です。



オリックス生命保険株式会社

本社 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ 〒107-0052
TEL. (03) 6862-6300
<http://www.orix.co.jp/ins/>

